

国立市循環型社会形成推進基本計画の
改訂について

中 間 答 申

平成27年5月
国立市ごみ問題審議会

はじめに

第9期ごみ問題審議会は、2013（平成25）年11月20日に国立市長から委嘱され発足しました。同日に国立市長からは、国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例第12条第2項の規定に基づき、「家庭ごみの有料化の制度設計について」と「国立市循環型社会形成推進基本計画の改訂について」の2点の諮問を受けました。

諮問を受け、慎重に審議を行った結果、「国立市循環型社会形成推進基本計画の改訂について」ここに中間答申をするものです。

目 次

※括弧書きのゴシック字体は現計画を示す。

第1章 計画の基本的事項	
1. 計画改訂の背景	1
2. 計画の概要	1
(1) 計画の基本方針	(第2章3.)
(2) 計画の期間と目標年度	(第2章2.)
(3) 計画の位置づけ	(第2章1.)
第2章 市の概況	
1. 市の位置・面積	(第1章1.) 3
2. 人口の推移	(第1章2.) 3
3. 産業構造	(第1章3.) 4
第3章 ごみ処理の現状	
1. ごみ処理の流れ	5
2. ごみ量について	7
(1) 総ごみ量について	(第4章1. ①)
(2) 原単位(1人1日当たりごみ量)について	(第4章1. ②)
3. ごみの資源化状況	10
(1) 総資源化率について	(第4章2. ①)
(2) 集団回収量について	(第4章2. ②)
4. ごみの中間処理について	11
(1) 可燃ごみ	
(2) 不燃ごみ	
5. 最終処分について	(第4章3.) 12
6. ごみ処理経費について	13
第4章 現状におけるごみ処理の課題	
1. ごみの排出状況について	14
(1) ごみ排出量の比較について	
(2) 関係計画との比較について	
(3) 家庭系ごみの組成について	
2. 中間処理について	16
(1) 可燃ごみの中間処理について	
(2) 不燃ごみの中間処理について	
3. 最終処分について	17
4. 現状における課題のとりまとめ	19

第5章 多摩地域のトップランナーをめざして

1. さらなるごみ排出抑制（くにたちECOプロジェクト（5R））の推進 20
2. 事業系ごみの減量とリサイクルの推進 21
3. 循環型社会づくり・低炭素社会づくりの総合的な取り組みの推進 21
4. 安全かつ安定的な処理、処分の取り組みの推進 21

第6章 循環型社会形成のための指標及び数値目標

1. 将来人口 22
2. 産業構造の推移 22
3. 具体的な数値目標 24
 - (1) ごみ・資源物総量の目標（第3章1. 2. 3.）
 - (2) 総資源化率の目標
 - (3) 不燃埋立の目標

第7章 循環型社会形成のための具体的な取組

1. 各主体の役割分担 28
2. 施策の体系（12頁施策の体系） 29
3. 具体的な施策 30
 - (1) 家庭系ごみの減量化・資源化 30
 - 1) 発生抑制（リデュース）
 - ①ごみ減量協力店の利用促進（13頁ごみ減量協力店制度の導入）
 - ②マイバッグ、マイ箸等の利用促進（47頁レジ袋NOデーの推進）
 - ③厨芥類の水切りの促進（19頁生ごみ減量の推進）
 - ④生ごみ処理機器の普及促進（20頁生ごみ処理機等購入助成制度の周知）
 - ⑤グリーン購入の促進（36頁グリーン購入の推進）
 - 2) 再使用（リユース） 34
 - ①リサイクルインフォメーションの利用促進（26頁リサイクルインフォメーションの活用）
 - ②フリーマーケット等の支援（27頁フリーマーケット等の推進）
 - ③リサイクル家具等販売の推進（25頁（仮称）リサイクルプラザの設置）
 - 3) 直す（リペア） 36
 - ①修理、修繕行動の促進
 - 4) 戻す（リターン） 36
 - ①くにたちカードの利用促進（15頁くにたちエコロジーポイントの推進）
 - ②販売店等での資源回収の促進（16販売店での資源物回収の推進）
 - 5) 再生利用（リサイクル） 38
 - ①分別の徹底（33頁資源物分別収集の徹底）
 - ②集団回収の充実（35頁資源物集団回収の推進）
 - ③廃食用油回収の推進（30頁廃食用油回収の推進）

(2) 事業系ごみの減量化・資源化	41
①事業系ごみの手数料の適正化 処理手数料の見直しの検討 有料ごみ処理袋の見直しの検討	
②啓発・指導の推進 くにたちE C Oプロジェクト（5 R）の促進 分別の徹底と適正排出の促進 排出指導の徹底 (17 頁事業系ごみの削減)	
③減量化・資源化の促進 食品リサイクルの促進 (28 頁生ごみ堆肥化の推進) 紙類のリサイクルの促進 (32 頁事業系紙ごみの再資源化)	
④市管理施設での減量施策の強化 (18 頁市が管理する施設での減量施策の強化)	
(3) 収集・運搬	45
①効率的な収集体制の推進	
②収集運搬による環境負荷の低減	
③安全かつ安定的な収集体制の確保	
④戸建住宅における戸別収集の検討	
⑤ごみ出し困難者への支援の検討	
(4) 中間処理	47
①適正な中間処理と安定的な管理運営 (39 頁余熱の有効利用)	
②再資源化の推進 (29 頁せん定枝チップ化の推進、31 頁プラスチック製容器包装ごみの再資源化)	
③中間処理施設の延命化 (48 頁環境センターの改修)	
④処理困難物、感染症廃棄物等の適正処理の促進 (49 頁適正処理困難物)	
⑤非常時における相互支援	
(5) 最終処分	49
①最終処分ゼロの継続 (40 頁エコセメント事業の実施)	
(6) 制度、施策の充実等	50
①市民・事業者との協働の推進 (45 頁市民・事業者・市の協力体制づくり 46 頁廃棄物減量等推進員の活用)	
②啓発の推進 (43 頁広報の充実 44 頁大学生等を対象とした広報)	
③環境学習等の充実 (41 頁施設見学会の実施 42 頁「わくわく塾」やイベントでの広報の推進)	
④拡大生産者責任の明確化	
⑤不法投棄対策の推進	
⑥資源物の持ち去り対策の推進	

第8章 家庭ごみの有料化 (21 頁家庭ごみ有料化 (指定有料袋の導入))

1. 家庭ごみ有料化の実施状況と効果	56
(1) 家庭ごみの有料化の実施状況と効果	56

2. 家庭ごみ有料化の制度設計	
(1) 有料化の対象について	60
(2) 手数料の料金体系について	63
(3) 手数料の徴収方法について	65
(4) 手数料の設定について	66
(5) 有料指定ごみ袋等の種類・形状と販売方法について	71
(6) 手数料の減免について	72
(7) 収集方法について	75
3. 有料化にあたっての留意事項	
(1) 市民への周知啓発の徹底	77
(2) 収入の用途	79
(3) 減量化、資源化拡大のための併用施策のさらなる充実	80
(4) 不法投棄と不適正排出対策	81

第9章 生活排水処理基本計画 (50頁第8章生活排水処理計画)

1. 生活排水処理の現状	
(1) 生活排水処理の概要	83
(2) し尿及び汚泥処理の現状	84
(3) 収集・運搬の現状	84
2. し尿及び汚泥処理量の予測	85
3. し尿及び汚泥処理量の目標	85
4. 施策の体系	85
5. 具体的な施策	86
(1) 啓発の推進	86
①公共下水道への接続の促進	
②適正な維持管理の促進	
(2) 収集・運搬	86
①処理手数料の適正化	
(3) 中間・最終処理	87
①環境センターの延命化	
②汚泥の再資源化製品の利用の促進	
③非常時における相互支援	

第10章 計画の進行管理

1. PDCA サイクルによる計画の進行管理 (57頁第9章計画の評価)	88
--------------------------------------	----

第1章 計画の基本的事項

1. 計画改訂の背景

新規

国立市循環型社会形成推進基本計画（以下「基本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づく市の一般廃棄物の処理計画であるとともに、「国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例」第15条第1項の規定に定める「循環型社会形成推進計画」です。

2006（平成18）年7月に策定した基本計画が10年を経過することから改訂したものです。

2. 計画の概要

(1) 計画の基本方針

末尾のみ修正

ごみ問題は、今や世界的に重要な環境問題となってきました。

国は2000（平成12）年に循環型社会形成推進基本法を制定し、循環型社会構築に向けて進み出しましたが、社会の仕組みを大きく変えるまでには至っていません。

私たちは、これまで天然資源を過剰に消費し、さまざまな環境負荷を増大させてきました。とくに地球温暖化を助長する二酸化炭素や有害化学物質の排出量は、地球の浄化能力の許容量をはるかに超え、今や危機的状況にあります。生産、流通、販売、消費、廃棄の各過程において、資源やエネルギーの使用を極力抑えた循環型社会の構築が急務です。

私たち国立市で暮らす人々は、環境負荷を低減し、資源の有効利用を進め、市民だけでなく関係する自治体の人々が将来にわたって健康で文化的な生活を確保するために、市民・事業者・行政の責任と権利を明確にし、循環型社会形成に向けて協働で取り組んでいきます。

廃棄物にかかる施策の優先順位として、1. 発生抑制（リデュース）、2. 再使用（リユース）、3. 再生利用（リサイクル）、4. 無害化処理等中間処理、5. 最終処分とし、最終処分場の埋め立て量ゼロを継続することを目標とします。

(2) 計画の期間と目標年度

修正

2016（平成28）年度から2025（平成37）年度の10年間を第二次計画対象期間として、2016（平成28）年度から2020（平成32）年度を第1期目標計画期間、2021（平成33）年度から2025（平成37）年度を第2期目標計画期間とします。

なお、第1期目標計画期間の最終年度である平成32年度に平成31年度までの各種の進捗状況の検証（点検・評価・見直し）を行い、この検証に応じて第2期目標の内容を見直します。

計画期間：2016（平成28）年度から2025（平成37）年度（10年間）

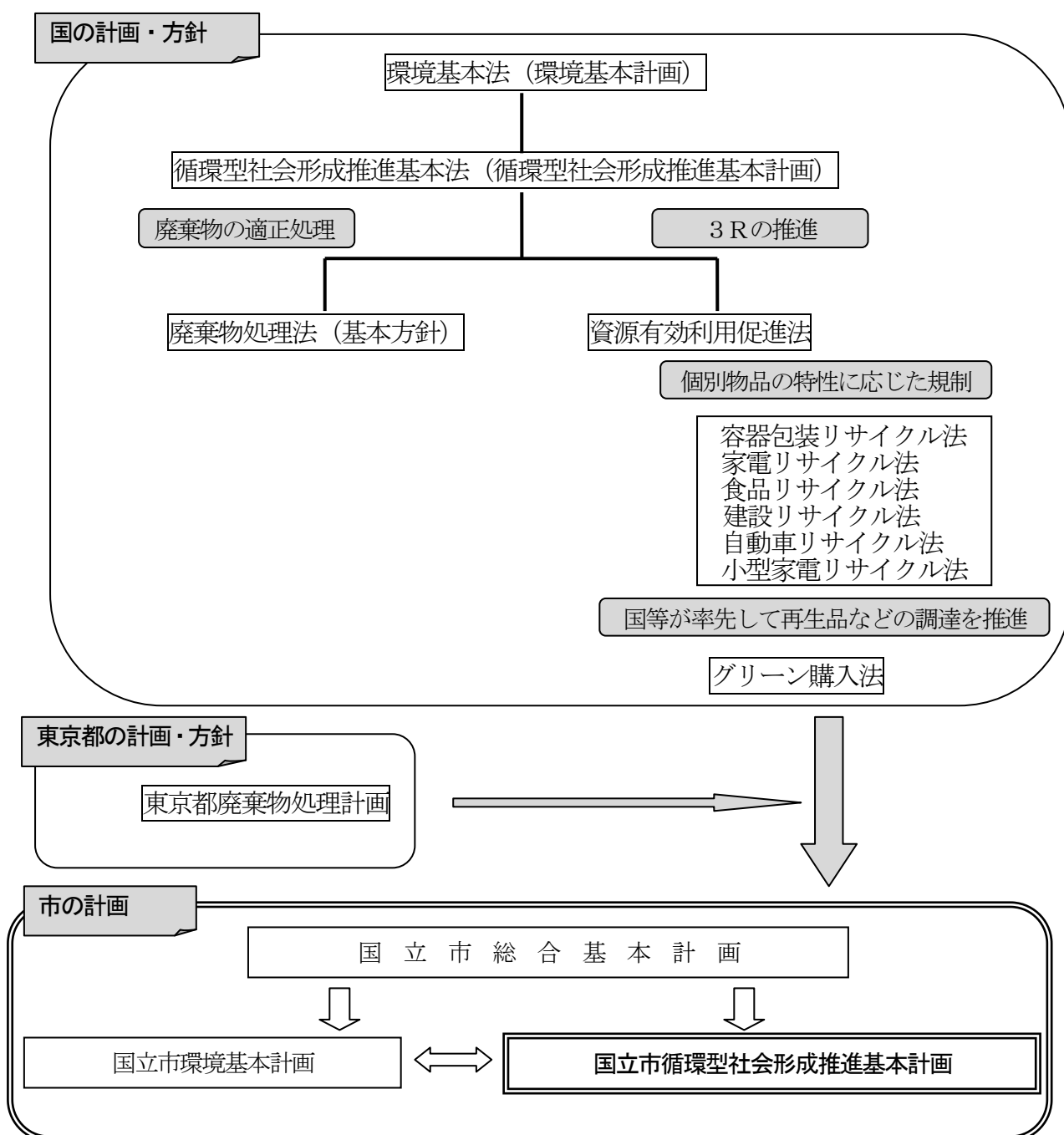
第1期計画期間
2016（平成28）～2020（平成32）年度

第2期計画期間
2021（平成33）～2025（平成37）年度

(3)計画の位置づけ

修正

この基本計画の位置づけ及び他の計画等との関係は次のとおりです。



第2章 市の概況

1. 市の位置・面積

修正なし

国立市は、東京都の中央部に位置し、東は府中市、西は立川市、北は国分寺市、南は多摩川をはさんで日野市と接しています。

東経139度27分、北緯35度41分、標高74m（基点は市役所）

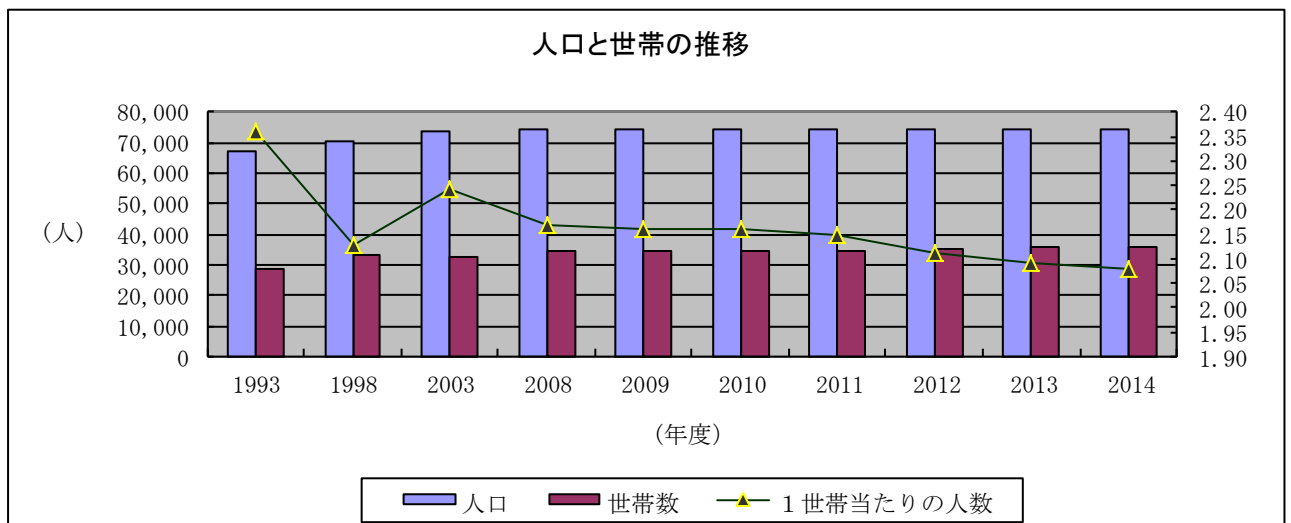
面積は8.15km²、東西2.3km、南北3.7kmとなっています。

2. 人口の推移

データ修正

単位：人（各年10月1日現在）

年	1993 平成5年	1994	1995	1996	1997	1998 平成10年	1999	2000	2001	2002
人口	66,834	66,676	66,824	67,351	68,509	70,278	71,530	72,362	72,911	73,251
世帯数	28,294	27,950	28,123	28,744	29,481	33,018	31,987	31,558	32,200	32,587
1世帯当たりの人数	2.36	2.39	2.38	2.34	2.32	2.13	2.24	2.29	2.26	2.25
年	2003 平成15年	2004	2005	2006	2007	2008 平成20年	2009	2010	2011	2012
人口	73,644	73,616	73,479	73,641	74,177	74,258	74,364	74,623	74,606	74,627
世帯数	32,844	33,679	33,884	33,544	34,074	34,296	34,487	34,609	34,654	35,448
1世帯当たりの人数	2.24	2.19	2.17	2.20	2.18	2.17	2.16	2.16	2.15	2.11
年	2013 平成25年	2014								
人口	74,508	74,520								
世帯数	35,623	35,783								
1世帯当たりの人数	2.09	2.08								



国立市の人口は、1950年代以降急激に増加し、1960年代の公団住宅建設により1966（昭和41）年には5万人を突破し、その後も微増傾向で1998（平成10）年に7万人を超え、2007（平成19）年以降は7万4千人台で推移しています。

3. 産業構造

データ修正

国立市の事業所数及び従業者数等

産業大分類	事業所数		従業者素 (人)		
	事業所数	割合	従業者素	割合	
第一次産業	農業・林業	1	0.04%	3	0.01%
	漁業	1	0.04%	1	0.01%
	計	2	0.08%	4	0.02%
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.00%	0	0.00%
	建設業	173	6.55%	1,108	4.26%
	製造業	70	2.65%	877	3.37%
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.04%	4	0.02%
	情報通信業	59	2.23%	446	1.71%
	運輸業、郵便業	52	1.97%	2160	8.30%
	計	355	13.45%	4,595	17.66%
第三次産業	卸売業、小売業	639	24.20%	6,274	24.11%
	金融業、保険業	20	0.76%	410	1.58%
	不動産業、物品賃貸業	308	11.67%	957	3.68%
	学術研究、専門・技術サービス業	147	5.57%	1,097	4.22%
	宿泊業、飲食サービス業	352	13.33%	3,002	11.54%
	生活関連サービス業、娯楽業	243	9.20%	1,192	4.58%
	教育、学習支援業	150	5.68%	3,547	13.63%
	医療、福祉	264	10.00%	3,187	12.25%
	複合サービス事業	12	0.45%	138	0.53%
	サービス業 (他に分類されないもの)	148	5.61%	1,619	6.22%
計	2,283	86.48%	21,423	82.33%	
総 数	2,640	100%	26,022	100%	

※「平成24年経済センサス活動調査」平成24年2月1日現在（「公務」は調査対象外）

統計くにたち平成25年版から引用（一部加工）

国立市の産業構造は、第一次産業への従業者が4人と極力少なく、第二次産業が約18%を占める4,595人、第三次産業が約82%を占める21,423人となっています。

また、事業者数では卸売業、小売業が639事業所で約24%を占め最も多く、次いで宿泊業、飲食サービス業が352事業所、不動産業、物品賃貸業が308事業所、医療、福祉が264事業所の順となっています。

従業員数では事業所数に対比する形で、卸売業、小売業が6,274人で約24%を占め最も多く、次いで宿泊業、飲食サービス業が3,002人、医療、福祉が3,187人の順となっています。なお、事業数が3番目に多かった不動産業、物品賃貸業の従業者数としては約4%を占める957人と少なく、変わって教育、学習支援事業の事業所数は約6%を占める150事業所と少ないものの従業者数としては約14%を占める3,547人と多いという状況にあります。

第3章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の流れ

新規

市内の各一般家庭から排出されたごみ処理の流れを次頁に示します。

可燃ごみは、収集後、稲城市にある多摩川衛生組合（クリーンセンター多摩川）に搬入し、焼却処理、再資源化されます。焼却残灰は、日の出町にある東京たま広域資源循環組合が管理運営する二ツ塚処分場で埋立処分されていましたが、2006（平成18）年7月からのエコセメント化施設の本格稼働に伴い、セメントの原料としてリサイクルしています。

粗大ごみ、木・枝・葉等は、収集後、清掃分室に搬入しています。なお、粗大ごみは環境センターに直接持ち込むことも可能です。

再生可能な自転車や家具等はリサイクルセンターで清掃、修理を施しリサイクル品として整備しています。

家電製品は選別し、清掃分室で解体が可能な粗大ごみは解体を行い、金属くず等の選別を行います。なお、清掃分室での解体が不可能なものは環境センターにて破碎処理し、可燃ごみ、金属、ガラス、陶磁器くず、製品プラスチック類等に選別します。布団は再生業者へ売却、木・枝・葉等は再生業者へ処分しています。

不燃ごみ、製品プラスチック、プラスチック製容器包装、びん、缶、ペットボトル、スプレー缶、有害・危険物は、収集後、環境センターに搬入しています。

不燃ごみは、家電製品、金属、ガラス、陶磁器くず等に選別して、処分委託業者に引き渡しています。

製品プラスチックは選別後に再生業者に売却し、資源物であるびん、缶、ペットボトルは、選別、圧縮し、生びんと缶は再生事業者へ売却、その他のびんとペットボトルはプラスチック製容器包装ごみを加え、容器包装リサイクル法に則り指定事業者へ引き渡しています。

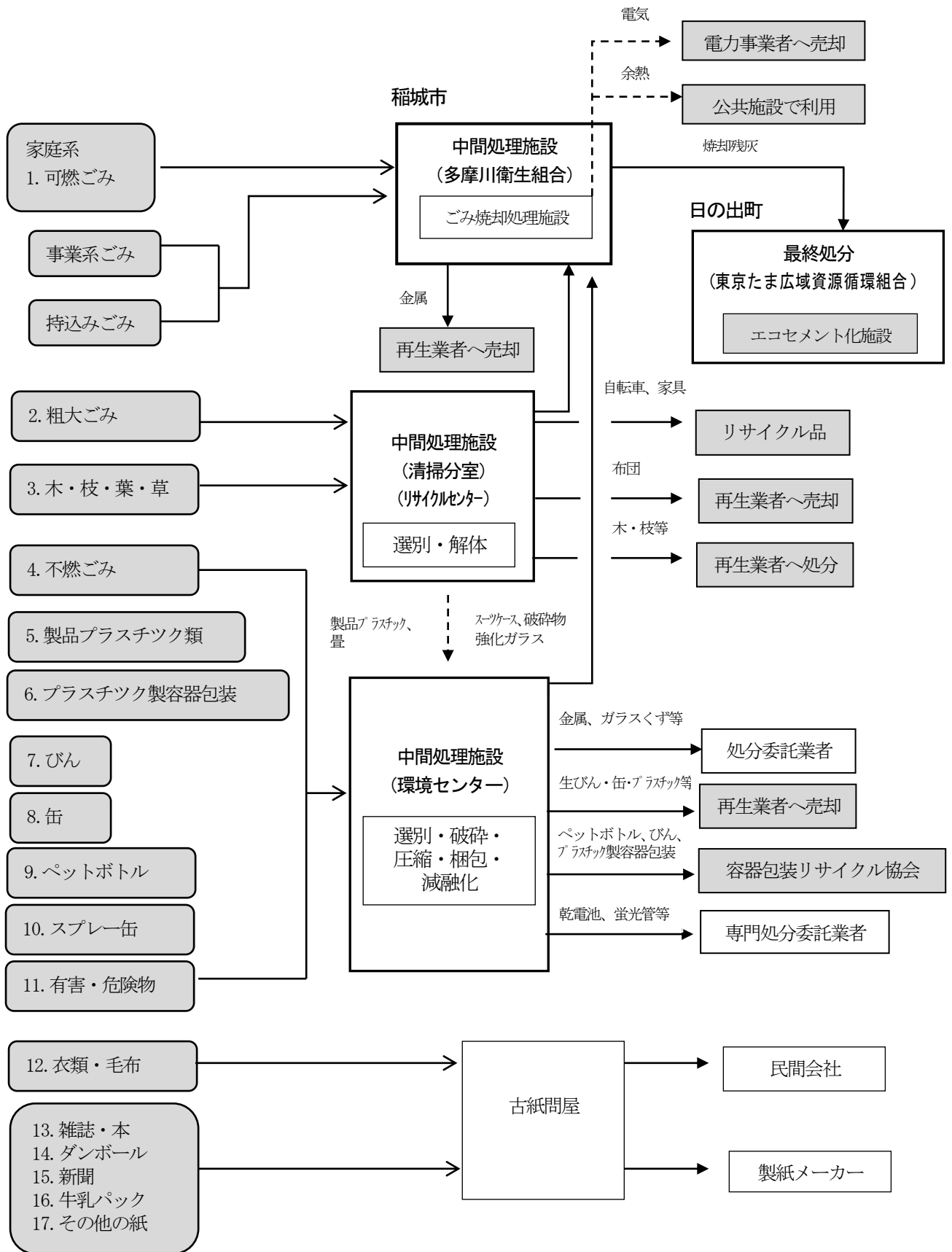
加えて、有害ごみの乾電池、廃蛍光管等は選別、梱包処理後に専門処理業者へ引き渡し適切な処理を行っています。

そのほか、衣類・毛布等の繊維類や雑誌・本・その他の紙については、古紙問屋に引き渡しています。

事業者から排出されるごみは、1日の平均排出量が10kg以上の場合は国立市一般廃棄物収集運搬許可業者による処理となり、1日の平均排出量が10kg未満の場合には市の有料ごみ処理袋による市の収集ルートで処理する方法か、国立市一般廃棄物収集運搬許可業者による処理のどちらかの選択となっています。

なお、事業者が自ら多摩川衛生組合（クリーンセンター多摩川）に搬入することも可能です。

ごみ処理の流れ



※処分委託業者等においてもその後のリサイクル等の取組あり

2. ごみ量について

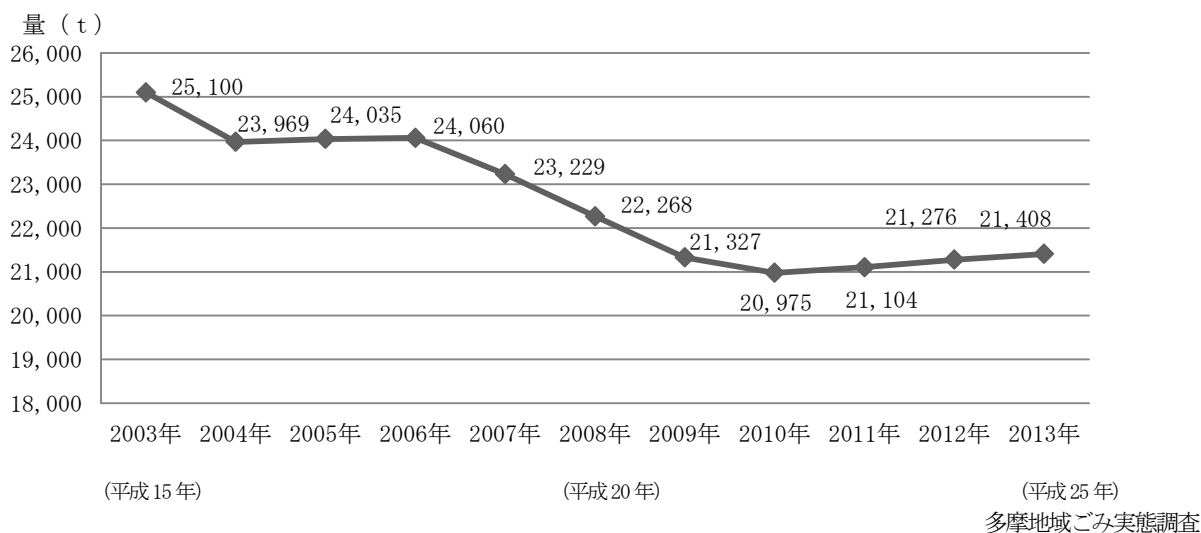
修正

(1) 総ごみ量について（資源を含む家庭系と事業系ごみ）

2003（平成 15）年度に家庭用せん定枝等の申込制戸別収集及び資源化、2004（平成 16）年度に廃食用油の拠点回収、2008（平成 20）年度にプラスチック製容器包装の分別収集及び資源化、2010（平成 22）年度に資源物の直接買取事業を開始し、2010（平成 22）年度に二ツ塚最終処分場への埋立てごみ搬入量のゼロを達成し現在に至っています。

国立市の総ごみ量は、2004（平成 16）年度から 2 ヶ年は約 24,000 t の横ばいの状態が続き、その後は減少傾向にあり、2010（平成 22）年度には約 21,000 t まで減りましたが、以降は微増傾向にあります。

総ごみ量の推移



(2) 原単位(1人1日当たりごみ量)について

① 総ごみ量（資源を含む家庭系と事業系ごみ）

国立市の総ごみ量の原単位（1人1日当たりのごみ量）は、ごみ量の推移に比例し、2004（平成 16）年度から 3 年間は 890g/人日程度の横ばいの状態が続き、その後は減少傾向にあり、2010（平成 22）年度には 770g/人日まで減りましたが、以降は微増傾向にあります。

種類別ごみ量の推移

年度	2003 平成 15	2004	2005	2006	2007	2008 平成 20	2009	2010	2011	2012	2013 平成 25
可燃ごみ (t)	16,670	15,917	15,963	15,979	15,804	15,147	14,422	14,202	14,359	14,502	14,370
不燃ごみ (t) ※1	2,800	2,708	2,719	2,747	2,585	1,881	1,679	1,677	1,728	1,715	1,802
粗大ごみ (t)	680	774	688	611	694	619	548	601	592	644	595
有害ごみ (t)	25	24	26	27	26	26	21	24	26	26	25
資源物 (t) ※2	4,925	4,546	4,639	4,696	4,120	4,595	4,657	4,471	4,399	4,389	4,616
総ごみ量 (t)	25,100	23,969	24,035	24,060	23,229	22,268	21,327	20,975	21,104	21,276	21,408
人口 (人) (10月1日)	73,644	73,616	73,479	73,641	74,177	74,258	74,364	74,623	74,606	74,627	74,508
1人1日当たり 排出量 (g)	931.2	892.0	896.2	895.1	855.6	821.6	785.7	770.1	773.0	781.1	787.2

※1：平成 20 年度からプラスチック製容器包装を除く

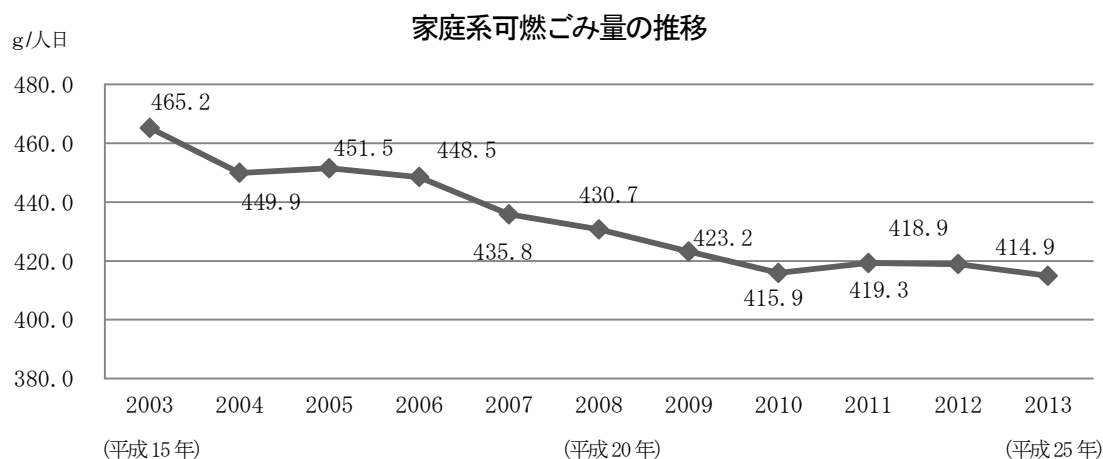
多摩地域ごみ実態調査

※2：平成 20 年度からプラスチック製容器包装を含む

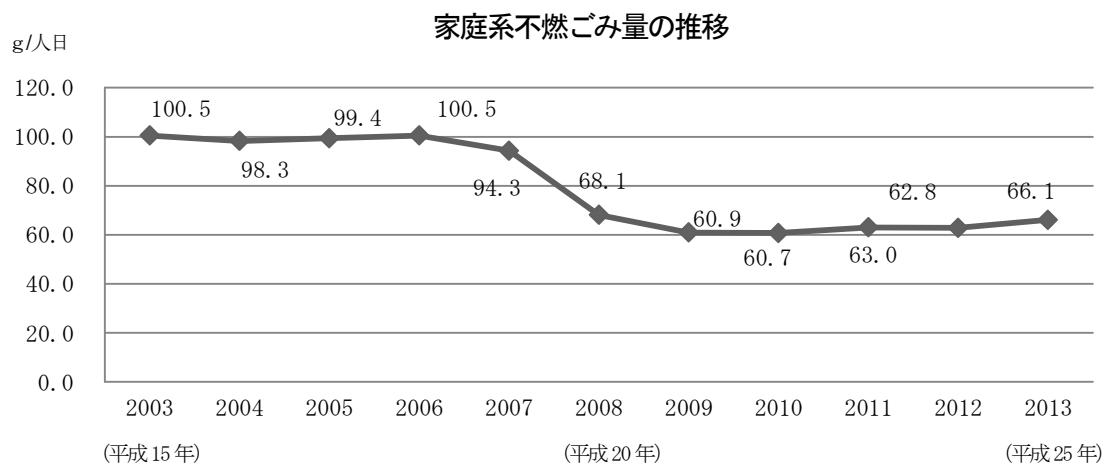
②家庭系ごみ量

新規

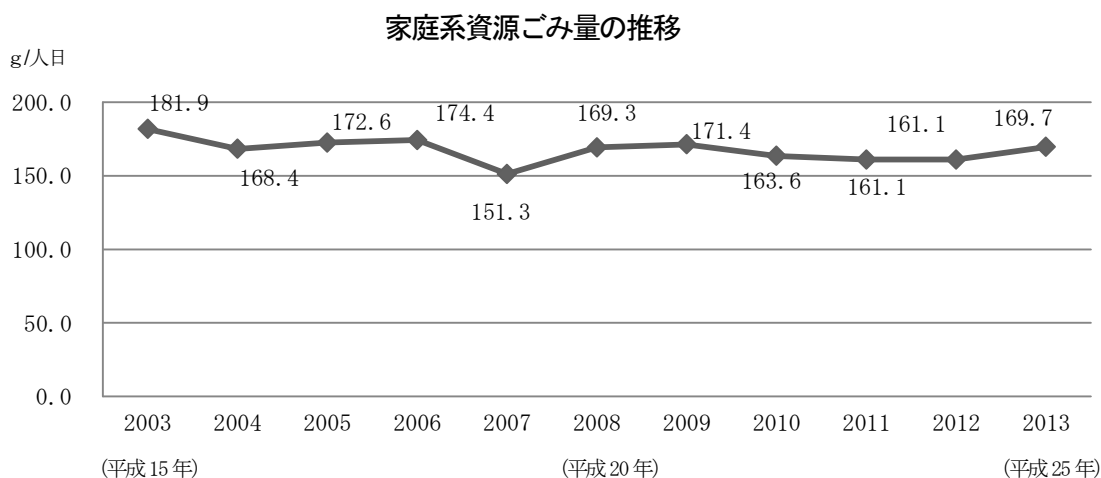
家庭系可燃ごみ量は、2004（平成 16）年度から 2ヶ年は 450g/人日代の横ばいの状態が続き、その後は減少傾向にあり、2010（平成 22）年度には 416g/人日まで減りましたが、以降はほぼ横ばいで推移しています。



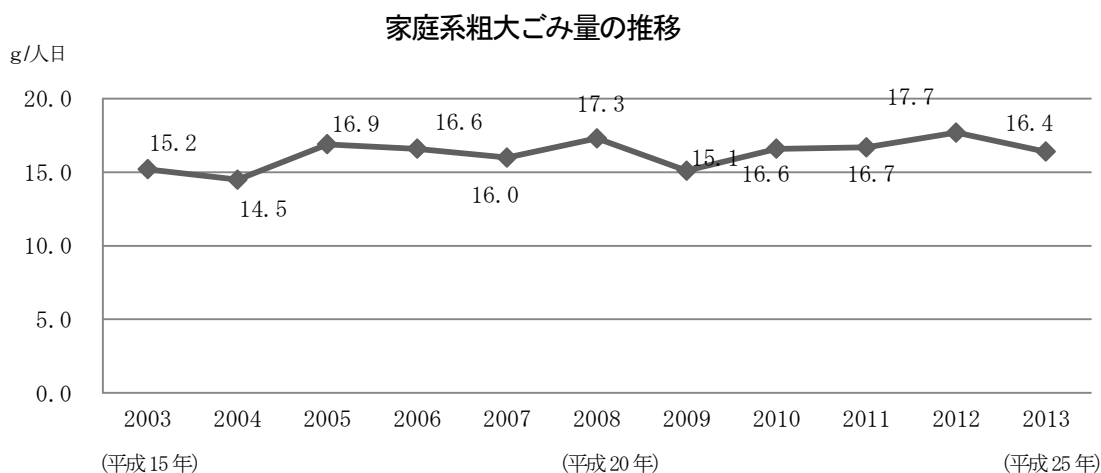
家庭系不燃ごみ量は、2003（平成 15）年度から 3ヶ年は 100g/人日代前後の横ばいの状態が続き、その後は減少傾向にあり、2010（平成 22）年度には 61g/人日まで減りましたが、以降は微増傾向にあります。



家庭系資源ごみ量は、150～170g/人日程度での横ばいで推移しています。

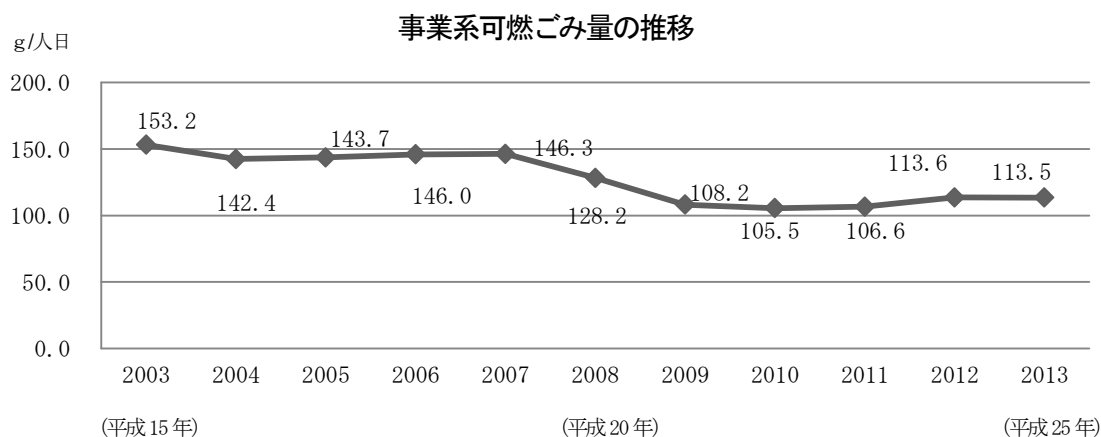


家庭系粗大ごみ量は、14～17g/人日程度での横ばいで推移しています。

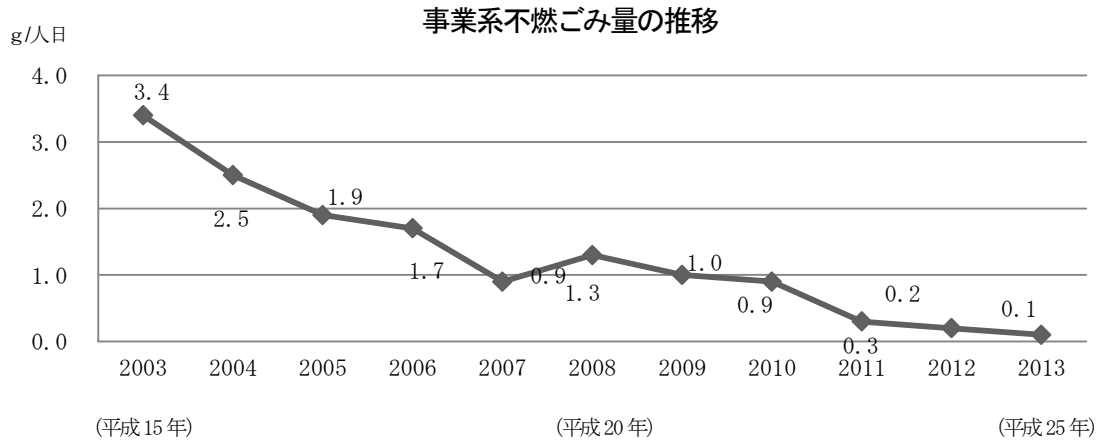


③事業系ごみ量

事業系可燃ごみ量は、2003（平成 15）年度から 4 年間ほぼ 150g/人日程度の横ばいの状態が続き、その後 2010（平成 22）年度には 105g/人日まで減りましたが、以降は 110g/人日前後で推移しています。



事業系不燃ごみ量は、減少傾向が続いています。



3. ごみの資源化状況

(1) 総資源化率について

データ修正

国立市における資源物の収集、集団回収量及び中間処理施設での資源回収を合わせた量を総ごみ量と集団回収量の合計量で除した総資源化率は、2000（平成12）年度には33.7%と多摩地域26市中最も高い順位でしたが、それ以降、30%前半から半ばで推移し、順位を下げています。

単位：%

年度	2000 平成12	2003 平成15	2004	2005	2006	2007	2008 平成20	2009	2010	2011	2012	2013 平成25
資源化率	33.7	30.9	30.4	30.2	32.4	31.5	35.6	35.8	33.8	32.9	32.8	35.6
順位	1	8	9	10	20	24	16	16	22	24	24	19

※順位は、多摩地域26市中上からの順位を示す。

多摩地域ごみ実態調査

(2) 集団回収量について

データ修正

集団回収による回収量は、2007（平成19）年度以降約1,400t台で推移していましたが、近年は約1,300t台に減少しています。

近年、集団回収の支援、育成に努め集団回収団体数は増加していますが、回収量は逆に減少しています。これは新聞紙等紙類媒体の発生量の減少や回収前の持ち去りなども主要因として考えられます。

単位：t

年度	2003 平成15	2004	2005	2006	2007	2008 平成20	2009	2010	2011	2012	2013 平成25
回収量	1,376	1,230	1,246	1,204	1,416	1,447	1,471	1,456	1,401	1,349	1,322
団体数	61	64	55	55	59	60	64	65	66	70	71

多摩地域ごみ実態調査

4. ごみの中間処理について

新規

(1)可燃ごみ

可燃ごみの焼却処理は、稲城市民の理解と協力をいただく中で国立市、府中市、稲城市、狛江市の4市で共同運営する多摩川衛生組合のクリーンセンター多摩川で行っています。

クリーンセンター多摩川の概要

所在地	東京都稲城市大丸1528番地
敷地面積	22,366.58㎡
竣工	平成10年3月
可燃処理設備	処理能力：450t/日（150t炉×3基） 炉形式：全連続燃焼式（ストーカ炉） 発電方式：蒸気タービン方式（最大6,000Kw/h） 余熱利用：場内給湯・冷暖房、場外への高温水（約130℃）の供給



クリーンセンター多摩川（全景）



クリーンセンター多摩川（搬入状況）

(2)不燃ごみ

不燃ごみ等は、環境センターで、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、製品プラスチック、ビン、缶、ペットボトルに分別し、破碎処理後圧縮等の処理を行い、再生業者に引き渡すなど資源化に取り組んでいます。

環境センターの概要

所在地	国立市谷保3643番地ほか
敷地面積	5,157㎡
竣工	平成元年1月
破碎処理能力	30t/日（5h）



環境センター（全景）



びん、缶の手選別の様子

5. 最終処分について

修正

最終処分は、日の出町民の理解と協力をいただく中で国立市を含め 25 市 1 町で共同運営する東京たま広域資源循環組合の二ツ塚処分場で行っています。

2006（平成 18）年 7 月から焼却残灰は埋め立てずにセメントの原料としてリサイクルするエコセメント化事業を開始し、構成自治体のリサイクルの取り組みも進んだこともあり、埋め立てはリサイクル化ができない不燃ごみのみとなりました。

なお、2010（平成 22）年度からは国立市の埋め立てごみの搬入はありません。

二ツ塚処分場の概要

位 置	東京都西多摩郡日の出大字大久野字玉の内
面 積	用地面積：約 59.1ha 開発面積：約 33.3ha（埋立地 18.4ha、管理施設等 14.9ha） 残存緑地面積：約 25.8ha
埋 立 容 量	全体埋立容量：約 370 万 m ³
埋 立 期 間	平成 10 年 1 月～平成 40 年 3 月（予定）
埋 立 進 捗 率	44.6%（平成 25 年度 年間進捗率 0.1%未満）

エコセメント化施設の概要

場 所	東京都西多摩郡日の出大字大久野 7642 番地（二ツ塚処分場内）
面 積	施設用地面積：約 4.6ha
施 設 規 模	焼却残さ等の処理量：約 300 t（日平均） エコセメント生産量：約 430 t（日平均）
処理対象物	多摩地域 25 市 1 町のごみの焼却施設から排出される焼却残さ、溶融飛灰 二ツ塚処分場に分割埋立された焼却残さ他
施 設 稼 働	平成 18 年 7 月

注 1 焼却残さ：焼却灰（焼却後の残さ物）及び飛灰（集じん機により捕集された排ガス中のばいじん）

注 2 溶融飛灰：灰溶融炉の排ガス中から、集じん機で捕集されたばいじん

注 3 分割埋立：埋め立てられた焼却残さの再処理（エコセメント化）を行うため平成 12 年 9 月より、焼却残さと不燃ごみをそれぞれエリア分けをして埋め立てを開始



ニツ塚処分場



エコセメント化施設

6. ごみ処理経費について

新規

2013（平成25）年度のごみ処理経費は、約12億200万円で、市の一般会計歳出額の約4.7%を占め、1人当たりのごみ処理経費としては約16千円です。

ごみ処理経費の推移

単位：千円

年 度 (平成)	2008 20年度	2009 21年度	2010 22年度	2011 23年度	2012 24年度	2013 25年度
収 集 運 搬 費	296,765	295,770	318,429	318,230	315,907	316,902
中間処理費(可燃)	731,065	758,436	734,446	605,158	552,984	411,982
中間処理費(不燃)	145,734	96,252	96,163	104,854	98,082	136,584
最 終 処 分 費	128,460	127,816	131,976	131,373	127,515	130,459
人 件 費	139,539	133,304	129,164	119,632	101,278	112,422
そ の 他 の 経 費	124,629	124,852	101,683	83,554	85,806	93,856
合 計 (ごみ処理費)	1,566,192	1,536,430	1,511,861	1,362,801	1,281,572	1,202,205
一般会計歳出額	24,020,030	25,630,200	25,436,548	25,374,037	26,563,103	25,660,705
一般会計に占める割合 (%)	6.5	6.0	5.9	5.4	4.8	4.7
4月1日人口(人)	73,803	74,251	74,329	74,432	74,265	74,508
1人当たりごみ処理費	21	21	20	18	17	16

1. ごみの排出状況について

(1)ごみ排出量の比較について

2013（平成 25）年度の 1 人 1 日当たりのごみ量を多摩地域 26 市と比較すると、資源を含む家庭系と事業系ごみの総ごみ量は 787.2 g/人日で、収集量が多い順から 6 番目の状況にあります。

家庭系ごみにおいては 668.1 g/人日で、多摩地域 26 市中収集量が多い順から 7 番目、事業系ごみは 119.1 g/人日で多摩地域 26 市中収集量が多い順から 9 番目です。

多摩地域 26 市の平均と比べると多い状況にあります。

(2)関係計画との比較について

1)国立市総合基本計画

第 2 次基本計画期間：2011（平成 23）年度から 2015（平成 27）年度

数値目標 ① 1 人 1 日当たりのごみの総排出量：786.9 g（総ごみ量+集団回収量）

② 総資源化率（集団回収を含む）：40.0%

③ 埋め立てごみ量（年間）：0 t

	2015（平成 27）年度目標	2013（平成 25）年度実績	対比
総排出量	786.9 g/人日	835.8 g/人日	+48.9（+6%）
総資源化率	40.0%	35.6%	-4.4 ポイント
埋め立てごみ量	0	0	0

2013（平成 25）年度の実績では総排出量が 735.8 g/人日の状況であり、さらに 6%の削減が必要となっています。

2)第一次国立市循環型社会形成推進基本計画

第 2 期計画期間：2011（平成 23）年度から 2015（平成 27）年度

数値目標 ① 1 人 1 日当たりのごみ・集団回収の合計量：706.1 g

② ごみ・集団回収の合計量：19,433 t

	2015（平成 27）年度目標 1人1日当たりのごみ量（g）	2013（平成 25）年度実績	対比	
焼却	469.0	593.8	+124.8（+21%）	
有害ごみ	0.7	0.9	+0.2（+22%）	
不燃埋立	0	0	0	
小計（資源物除く）	469.7	594.7	+125.0	
資源化	236.4	241.0	+4.6（+2%）	
内訳	収集・持込分	182.9	192.4	+9.5（+5%）
	集団回収分	53.5	48.6	-4.9（-10%）
合計（資源物含む）	706.1	835.7	+129.6（+16%）	
飛灰埋立	0	0	0	

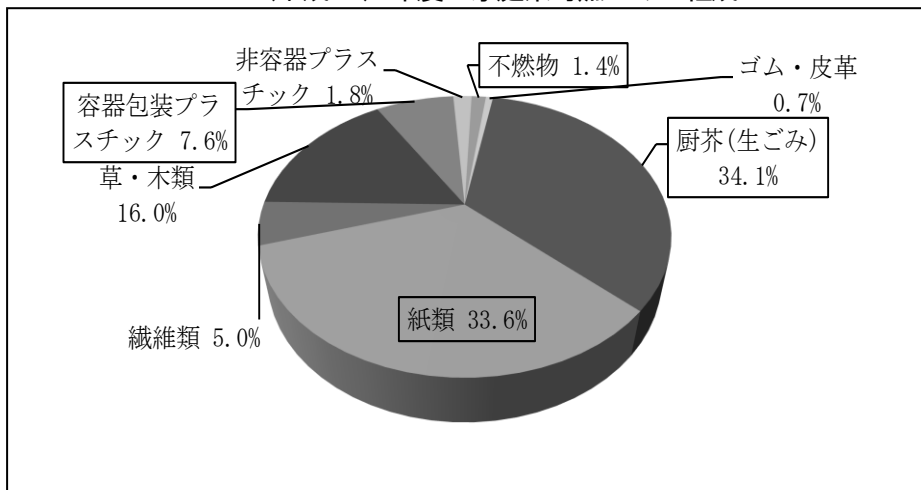
2013（平成 25）年度の実績では 1 人 1 日当たりのごみ・集団回収の合計量は 593.8 g/人日の状況にあり、さらに 21%の削減が必要となっています。

(3)家庭系ごみの組成について

家庭系可燃ごみの中には厨芥類（生ごみ）が34.1%、紙類が33.6%含まれている現状から、厨芥類（生ごみ）と紙類の減量が求められます。

特に33.6%の紙類のうち13.1%がリサイクル可能なものが含まれており、7.6%の容器包装プラスチックについてもリサイクルが可能なものです。

2014（平成25）年度 家庭系可燃ごみの組成

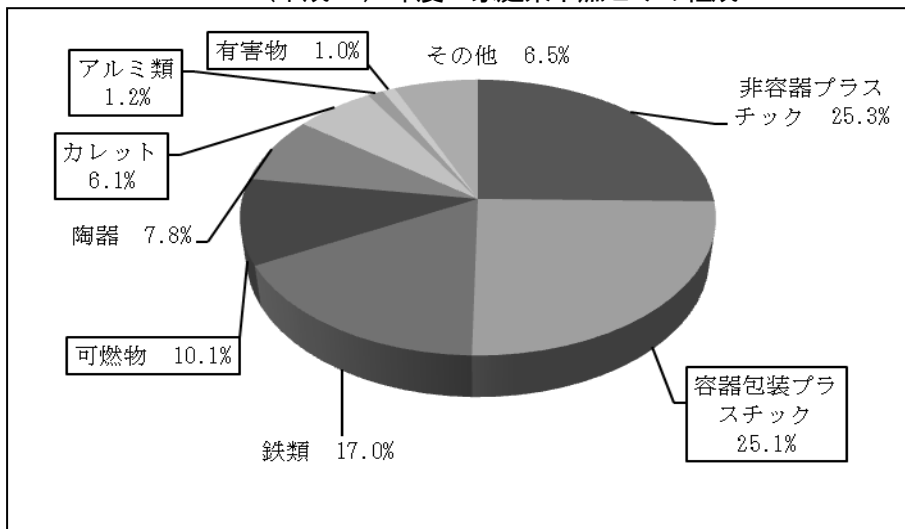


不燃物（金属・ガラス・土砂・陶器）

家庭系不燃ごみの中にはリサイクルが可能な容器包装プラスチックが25.1%、カレットが6.1%、アルミ類が1.2%含まれています。

可燃物は10.1%含まれ、可燃ごみの組成の比率を参考に推測すると紙類が3.8%、厨芥が3.9%、繊維類が0.6%、草・木類が1.8%の内訳となります。

2014（平成25）年度 家庭系不燃ごみの組成



カレット（ガラス：ワンウェイびん）

さらには、可燃ごみ、不燃ごみの中にそれぞれ可燃物、不燃物が含まれている状況や不燃ごみの中にアルミ類、有害物が含まれている状況から分別の徹底が求められます。

2. 中間処理について

(1) 可燃ごみの中間処理について

国立市、府中市、稲城市、狛江市の4市で共同運営する多摩川衛生組合のクリーンセンター多摩川で行っていますが、組合の経費は、組織団体の負担金その他の収入をもってあてられ、組織団体の負担金は、前々年の10月から前年の9月までの組合に搬入されるごみ量に応じて算出されます。

また、1998（平成10）年度の稼働開始から15年を経過したことで、今後施設の延命化対策等の課題があります。

さらに、所在地の稲城市民の理解と協力をいただいて事業として成り立っていることを認識し、周辺住民への負担の軽減にも考慮する必要があります。

負担金の推移

単位：円

年度（平成）	負担金額		清算金等			差引額
	ごみ処理	組国立加入負担（一時）	過年度	組合府中加入清算金（一時）	損害賠償請求和解金（一時）	
2003（15）年度	1,214,218,000	236,000,000	54,474,243			1,395,743,757
2004（16）年度	924,621,000		40,757,694			883,863,306
2005（17）年度	908,202,000		45,186,117			863,015,883
2006（18）年度	890,887,000		35,094,101			855,792,899
2007（19）年度	742,586,000		57,390,763	153,505,794		531,689,443
2008（20）年度	731,065,000		35,519,694	153,505,785		542,039,521
2009（21）年度	758,436,000		29,794,420	153,505,785		575,135,795
2010（22）年度	734,446,000		13,898,289	153,505,785		567,041,926
2011（23）年度	605,158,000		59,788,933	153,505,785		391,863,282
2012（24）年度	552,984,000		75,630,955	153,505,785	291,457,000	32,390,260
2013（25）年度	411,982,000		151,567,670	153,505,785		106,908,545

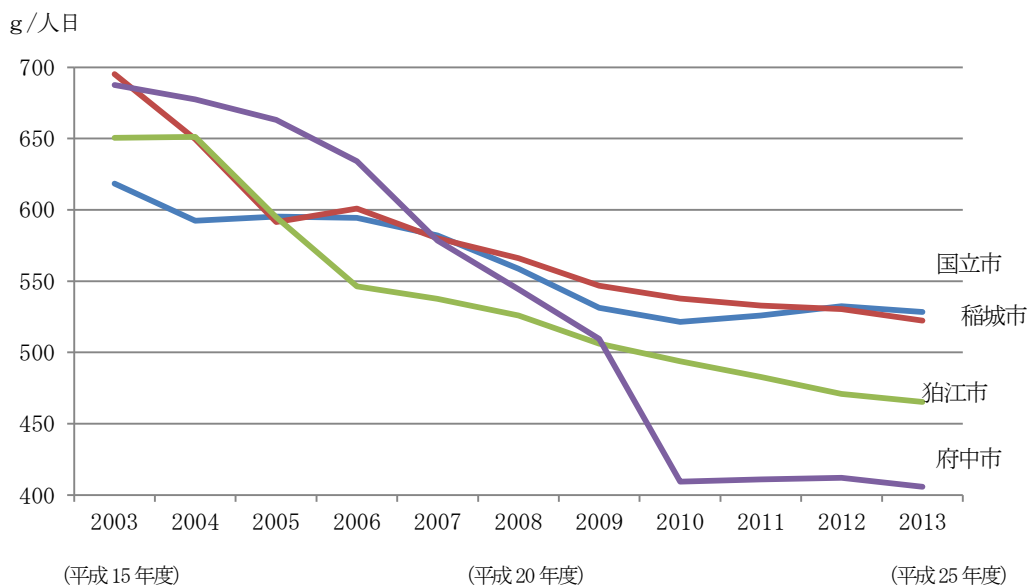
※組合府中加入負担金は平成28年度まで

構成市における可燃ごみの焼却量の推移

単位：g/人日

年度（平成）	国立市	稲城市	狛江市	府中市
2003（15）年度	618.5	695.2	650.6	687.5
2004（16）年度	592.4	649.6	651.3	677.5
2005（17）年度	595.2	591.5	594.9	663.2
2006（18）年度	594.5	601.0	546.3	634.1
2007（19）年度	582.1	580.1	537.5	578.4
2008（20）年度	558.8	566.2	526.0	544.4
2009（21）年度	531.3	546.9	506.2	509.6
2010（22）年度	521.4	537.8	493.8	409.5
2011（23）年度	525.9	532.8	482.8	410.9
2012（24）年度	532.4	530.4	471.0	412.1
2013（25）年度	528.4	522.4	465.4	405.8

構成市における可燃ごみの焼却量の推移



(2)不燃ごみの中間処理について

環境センターは、1989（平成元）年度の稼働開始から 25 年目を経過したことで、今後施設の延命化対策等の課題があります。

3. 最終処分について

最終処分は、日の出町にある国立市を含め 25 市 1 町で共同運営する東京たま広域資源循環組合の二ツ塚処分場で行っていますが、組合の経費は、組織団体の負担金その他の収入をもってあてられ、組織団体の負担金は、搬入実績累積量等に応じて算出されます。また、1998（平成 10）年度の二ツ塚処分場の稼働開始から 15 年を経過したことで、今後施設の延命化対策等の課題があります。

さらに、所在地の日の出町民の理解と協力をいただいて事業として成り立っていることを認識し、周辺住民への負担の軽減にも考慮する必要があります。

負担金の推移

単位：千円

年度（平成）	負担金額	年度（平成）	負担金額
2003（15）年度	92,551	2009（21）年度	127,816
2004（16）年度	104,492	2010（22）年度	131,976
2005（17）年度	100,283	2011（23）年度	131,373
2006（18）年度	154,959	2012（24）年度	127,515
2007（19）年度	136,803	2013（25）年度	130,459
2008（20）年度	128,460		

構成市における最終処分量の推移

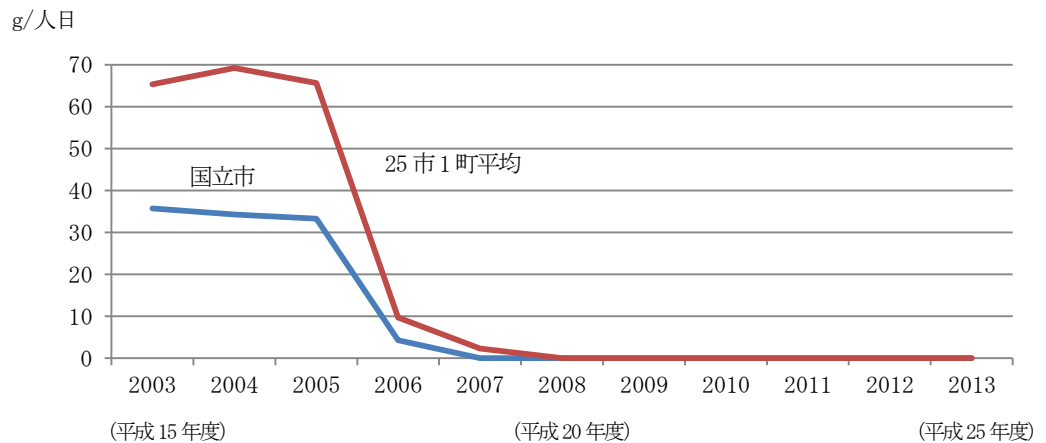
単位：g/人日

年度（平成）	焼却残灰埋立			不燃ごみ埋立		
	国立市	25市1町		国立市	25市1町	
		平均	上段最大 下段最少		平均	上段最大 下段最少
2003（15）年度	35.7 （2位）	65.3	161.5 33.6	6.1 （5位）	11.5	34.8 0.0
2004（16）年度	34.3 （2位）	69.2	126.9 33.0	5.8 （12位）	9.2	26.7 0.0
2005（17）年度	33.3 （3位）	65.6	88.5 28.3	5.3 （17位）	6.0	23.1 0.0
2006（18）年度	4.3 （3位）	9.7	14.4 3.5	4.8 （17位）	4.4	15.8 0.0
2007（19）年度	0.0 （1位）	2.3	5.9 0.0	3.8 （16位）	3.7	14.5 0.0
2008（20）年度	0.0	0.0	0.0 0.0	5.1 （19位）	3.1	13.4 0.0
2009（21）年度	0.0	0.0	0.0 0.0	0.8 （14位）	2.3	12.0 0.0
2010（22）年度	0.0	0.0	0.0 0.0	0.0 （1位）	1.6	7.1 0.0
2011（23）年度	0.0	0.0	0.0 0.0	0.0 （1位）	1.3	6.4 0.0
2012（24）年度	0.0	0.0	0.0 0.0	0.0 （1位）	1.1	6.2 0.0
2013（25）年度	0.0	0.0	0.0 0.0	0.0 （1位）	1.0	7.5 0.0

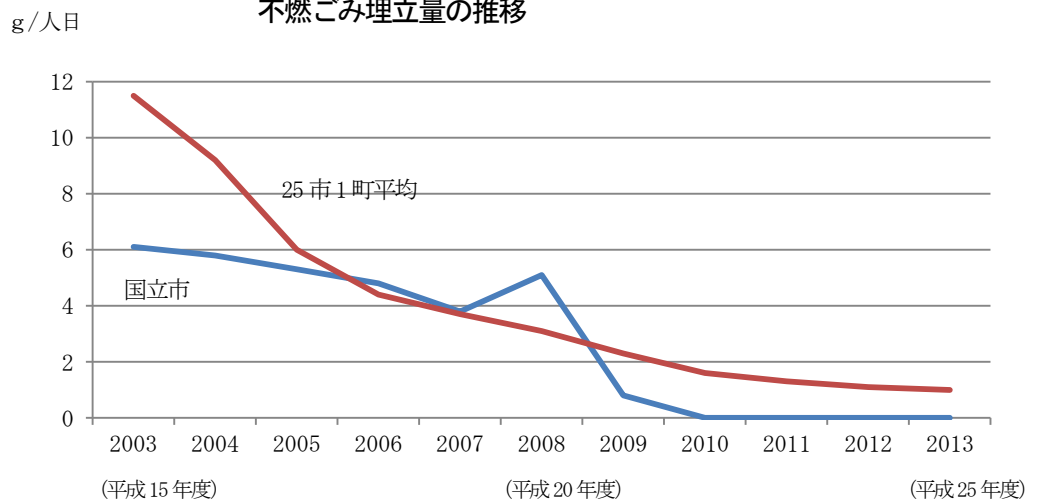
※括弧内は25市1町中最少量からの順位を示す。

※平成18年7月からはエコセメント化事業を開始し焼却残灰の埋立処分はなし。

焼却残灰埋立量の推移



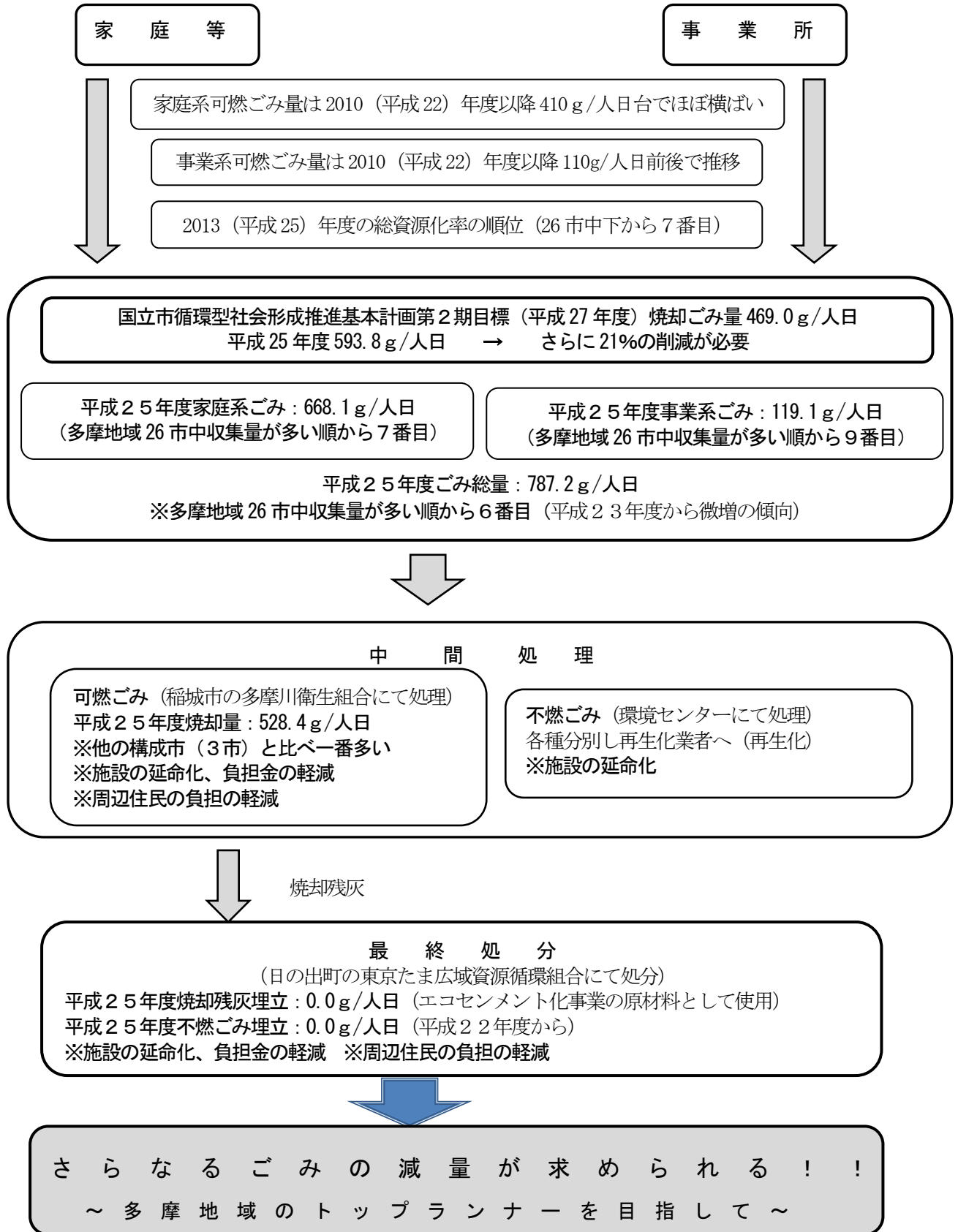
不燃ごみ埋立量の推移



4. 現状における課題のとりまとめ

新規

現状における課題をとりまとめますと、次のようなフローが描かれ、基本計画で示されている多摩地域のトップランナーを目指すべく、さらなるごみの減量が求められます。



国立市は、焼却の中間処理及び最終処分を広域化として稲城市と日の出町に依存している状況にあります。中間処理施設と最終処分場の延命化や周辺住民の負担軽減、また循環型社会の形成に向けてごみ発生・排出抑制、資源化のさらなる推進を図るために、行政が取組み得るすべての手法を市民の協働のもと実施していかねばならない状況といえます。

1. さらなるごみ排出抑制(くにたちECOプロジェクト(5R))の推進

減量の取り組み等によって、家庭系ごみは10年前からは減少傾向等にはありますが、多摩地域26市と比較すると排出量が多い状況であり、家庭系可燃ごみの中の多くを占める厨芥類と紙類の状況からも減量、資源化を進める必要があります。

「食べ物の消費期限切れや食べ残しを少なくする」、「生ごみをひと絞りする」、「レジ袋を遠慮する」といった少しの行動の変化でも、多くの市民の協力があれば確実にごみの減量につながり、環境負荷の抑制になります。

生活全体においてくにたちECOプロジェクト(5R)のさらなる浸透、推進を図り、5Rの実践を通してのごみの排出量の減量と資源の有効利用が進むことで、環境への負荷が少ない循環型社会の実現につながるための施策を進める必要があります。

1つめのR:発生抑制(Reduce(リデュース))

まず、ごみになるものを減らすことが大切です。

例：マイバッグを持参しレジ袋を遠慮する。マイ容器を使用する。

不必要な容器包装、過剰包装は遠慮する。試供品、不要なものは貰わない。

エコ・クッキングなどの調理の工夫をする。生ごみは水切りをしてから出す。

生ごみの堆肥化に取り組む。レンタル品を活用する。

エコ・クッキング

環境のことを考えて、買い物、料理、片付けをすること。例えば、余分なものを買わない、まだ食べられる食品を捨てない、作り過ぎない、野菜の皮などを捨てずに活用する、残り物を別の料理にアレンジする等を実践することで、環境負荷の低減につながる。

2つめのR:再使用(Reuse:リユース)

次に、新たなごみを発生させないために、使い捨てにせず物を大切に使い、繰り返し、長く使用することが大切です。

例：不用品は、リサイクルショップ、フリーマーケット、バザーなどリユース市場の有効活用に努める。

リターナブルびんを利用する。詰替用製品を使用する。

3つめのR:直す(Repair:リペア)

あわせて、新たなごみを発生させないために、修理、修繕しながら物を大切に使い、長く使用することが大切です。

例：壊れたものは修理、修繕をして長く使用する。

4つめのR:戻す(Return:リターン)

あわせて、新たなごみを発生させないために、使用済み製品を販売店に返すことも大切で、EPR（拡大生産者責任）の推進にもつながります。

例：新聞は、販売店回収を活用する。使用後は購入先に返す。

EPR（拡大生産者責任）

自ら生産する製品等について、生産者が、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物等となった後まで一定の責務を負うという考え方。

5つめのR:再生利用(Recycle:リサイクル)

前までの4つのRを行っても出てしまう不用品も、分別してリサイクルすることで有効利用できます。

例：資源を正しく分別し、回収場所に出す。生ごみを堆肥化する。

地域の集団回収やスーパー等の店頭回収など、様々なリサイクル活動に参加する。

2. 事業系ごみの減量とリサイクルの推進

事業系ごみは10年前からは減少傾向等にありますが、多摩地域26市の中で比較すると排出量が多い状況にあります。また、家庭ごみの有料化を実施していないことから少量排出事業者については、家庭ごみとして市の収集に排出された場合はごみ収集量を押し上げる原因となる可能性もあります。

今後の事業系ごみ量の推移を留意し、その排出状況に努めるとともに事業者によるごみ減量・資源化が推進されるよう、排出指導を行うなどの施策を進めることが必要です。

3. 循環型社会づくり・低炭素社会づくりの総合的な取り組みの推進

中間処理として多摩川衛生組合での焼却処理により発生するエネルギーや焼却残灰を有効利用し、循環型社会を構築するとともに、二酸化炭素など温室効果ガスの削減による地球温暖化対策の点からも可燃ごみのさらなる減量と収集運搬の効率化を進める必要があります。

また、最終処分としてエコセメント化事業を開始し、焼却残灰は埋め立てずにセメントの原料としてリサイクルしていますが、安定したエコセメント事業の稼働も重要となります。さらに、焼却の中間施設、最終処分場の設置を他の自治体に依存していることから、さらなるごみの減量、資源化を推進していく必要があります。

4. 安全かつ安定的な処理、処分の取り組みの推進

不法投棄、不適正処理の根絶に向け、引き続き排出者責任を基本として、市民、事業者、市が一体となった取り組みを進めることが必要です。

また、東日本大震災や大島町の災害においては、大量の災害廃棄物の処理が大きな課題となりました。これらを踏まえ、災害発生時においても円滑に廃棄物の処理を実施できる体制の整備を始め、環境保全と安全かつ安定的な処理、処分の取り組みを強化する必要があります。

第6章 循環型社会形成のための指標及び数値目標

1. 将来人口

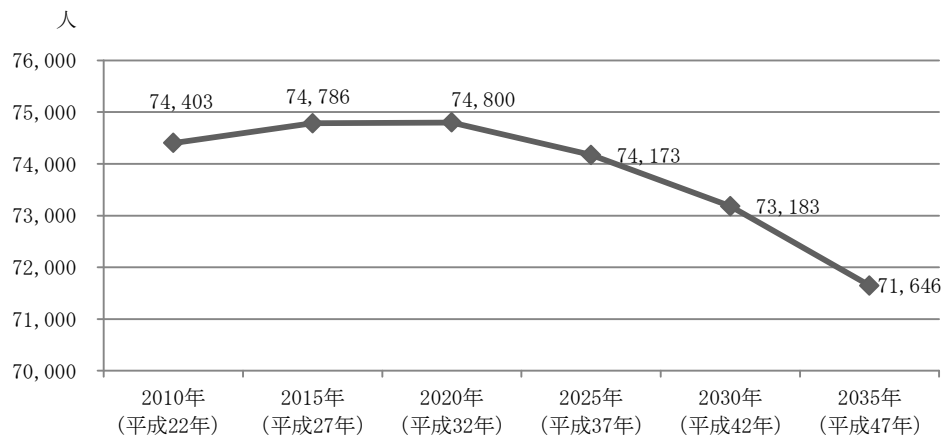
データ修正

将来人口のフレームは、国立市総合基本計画における将来推計人口をもとに設定します。将来人口は、次のとおりであり、2020（平成32）年度は74,800人、2025（平成37）年度は74,173人とします。

単位：人

年度	2014（平成26） （実績）	2020（平成32）	2025（平成37）
将来人口	74,303	74,800	74,173

将来人口の推移（政策経営課資料）



単位：人

年度	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (平成32年)	2025年 (平成37年)	2030年 (平成42年)	2035年 (平成47年)
0-14歳	9,288	8,715	8,041	7,470	7,103	6,979
15-64歳	51,080	49,979	49,545	48,895	46,943	43,958
65-74歳	7,473	8,340	8,534	8,041	8,917	10,411
75歳以上	6,562	7,752	8,680	9,767	10,220	10,298
計	74,403	74,786	74,800	74,173	73,183	71,646

2. 産業構造の推移

新規

事業所の推移は、総数としては2,640事業所で2001（平成13）年と比べて11事業所の増加にあります。内容としては、第一次産業では2事業所が増え、第二次産業では特に製造業が減少する一方で情報通信業が増え、第三次産業では卸売、小売業が減少する一方で不動産等や医療・福祉系が増えています。

事業所数の推移

	産業大分類	2001 (平成 13) 年調査	2012 (平成 24) 年調査	増減等
第一次産業	農業・林業	0	1	1 増
	漁業	0	1	1 増
計		0	2	2 増
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	
	建設業	168	173	5 増
	製造業	89	70	19 減
	電気・ガス・熱供給・水道業	4	1	3 減
	情報通信業	30	59	29 増
	運輸業、郵便業	48	52	4 増
計		339	355	16 増
第三次産業	卸売業、小売業	775	639	136 減
	金融業、保険業	18	20	2 増
	不動産業、物品賃貸業	217	308	91 増
	学術研究、専門・技術サービス業	0	147	※
	宿泊業、飲食サービス業	372	352	20 減
	生活関連サービス業、娯楽業	0	243	※
	教育、学習支援業	169	150	19 減
	医療、福祉	218	264	46 増
	複合サービス事業	14	12	2 減
	サービス業 (他に分類されないもの)	507	148	※ (31 増)
計		2, 290	2, 283	7 減
総 数		2, 629	2, 640	11 増 (0.4%増)

「公務」は対象外

※調査年の産業大分類項目の違いにより、サービス業 (他に分類されないもの) の比較は、2012 年の※の合計値との比較としている。(147+243+148) -507=31

3. 具体的な数値目標

修正

可燃ごみの焼却処理は、稲城市民の理解と協力をいただく中で国立市、府中市、稲城市、狛江市の4市で共同運営する多摩川衛生組合のクリーンセンター多摩川で行い、最終処分は、日の出町民の理解と協力をいただく中で国立市を含め25市1町で共同運営する東京たま広域資源循環組合の二ツ塚処分場で行っており、他の自治体に依存している状況にあります。

2013（平成25）年度の1人1日当たりのごみ量を多摩地域26市と比較すると、資源を含む家庭系と事業系ごみの総ごみ量は収集量が多い順から5番目で、家庭系ごみにおいては収集量が多い順から6番目、事業系ごみは収集量が多い順から8番目です。

これまで様々な取組みを展開し、市民の皆さんのご理解とご協力をいただいているところではありますが、同じ状況下にある多摩地域各市と比べると、ごみの減量の取組みの成果としては遅れていると言わざるを得ません。

本基本計画の「多摩地域のトップランナーをめざして」のサブタイトルを達成するために、現状において早急な対応の必要のあるごみ減量に向けて、多摩地域の自治体の取り組みや市内から収集されるごみの組成などの現状を見据えて、目標数値を設定します。

(1)ごみ・資源物総量の目標

1)総ごみ排出量

	2013（平成25）実績	2020（平成32）年	2025（平成37）年
総ごみ排出量	835.8g/人日	720.4g/人日 H25対比13.8%減	701.3g/人日 H25対比15.1%減
	22,730t/年	19,669t/年 H25対比13.5%減	18,987t/年 H25対比16.5%減

総ごみ排出量には、収集、持込みによるごみの排出量と資源物排出量、さらに集団回収量が含まれます。

ごみの排出は減量目標であり、集団回収を含めた資源物は増量目標であることから、合算しますと減量、資源化の努力が見えにくくなりますので、1人1日当たりの総ごみ排出量を例に次のように区分します。

①ごみ（収集、持込みによる可燃、不燃、粗大、有害ごみ）

2013（平成25）実績	2020（平成32）年	2025（平成37）年
617.5g/人日	488.9g/人日 H25対比20.8%減	456.5g/人日 H25対比26.1%減

②資源物（収集による資源ごみと集団回収量）

2013（平成25）実績	2020（平成32）年	2025（平成37）年
218.3g/人日	231.5g/人日 H25対比6.0%増	244.8g/人日 H25対比12.1%増

総ごみ処理量の見込み

単位：1人1日当たりごみ量（g/人日）、総ごみ量（t/年）、人口（人）

	2013（平成25）年実績		2020（平成32）年見込み		2025（平成37）年見込み	
	1人1日当たり ごみ量	総ごみ量	1人1日当たり ごみ量	総ごみ量	1人1日当たり ごみ量	総ごみ量
可燃ごみ量	528.4	14,370	422.7	11,541	396.3	10,729
不燃ごみ量	66.3	1,802	46.4	1,267	43.1	1,167
粗大ごみ量	21.9	595	19.1	521	16.4	444
有害ごみ量	0.9	25	0.7	19	0.7	19
小計	617.5	16,792	488.9	13,348	456.5	12,359
資源ごみ量	169.7	4,616	182.4	4,980	195.2	5,285
集団回収量	48.6	1,322	49.1	1,341	49.6	1,343
小計	218.3	5,938	231.5	6,362	244.8	6,628
計	835.8	22,730	720.4	19,669	701.3	18,987
人口	74,508（10/1現在）		74,800		74,173	

2)可燃ごみ量(収集及び持込み量)

可燃ごみ量の5年後の2020（平成32）年の目標数値は、2013（平成25）年対比20.0%減の422.7g/人日を目標値として設定し、10年後の2025（平成37）年の目標値は、さらに5.0%増の2013（平成25）年対比25.0%減の396.3g/人日を目標値として設定します。

	2013（平成25）実績	2020（平成32）年	2025（平成37）年
可燃ごみ量	528.4g/人日	422.7g/人日 H25対比20.0%減	396.3g/人日 H25対比25.0%減

3)不燃ごみ量(収集及び持込み量)

不燃ごみ量の5年後の2020（平成32）年の目標数値は、2013（平成25）年対比30.0%減の46.4g/人日を目標値として設定し、10年後の2025（平成37）年の目標値は、さらに5.0%増の2013（平成25）年対比35.0%減の43.1g/人日を目標値として設定します。

	2013（平成25）実績	2020（平成32）年	2025（平成37）年
不燃ごみ量	66.3g/人日	46.4g/人日 H25対比30.0%減	43.1g/人日 H25対比35.0%減

4)粗大ごみ量(収集及び持込み量)

粗大ごみ量の5年後の2020（平成32）年の目標数値は、2013（平成25）年対比12.8%減の19.1g/人日を目標値として設定し、10年後の2025（平成37）年の目標値は、2013（平成25）年対比25.0%減の16.4g/人日を目標値として設定します。

	2013 (平成 25) 実績	2020 (平成 32) 年	2025 (平成 37) 年
粗大ごみ量	21.9 g/人日	19.1 g/人日 H25 対比 12.8%減	16.4 g/人日 H25 対比 25.0%減

5)有害ごみ量(収集及び持込み量)

有害ごみ量については、現行基本計画の目標値が 0.7 g/人日のため、現目標値を踏襲し、5年後の 2020 (平成 32) 年と 10 年後の 2025 (平成 37) 年の目標値は、0.7 g/人日を目標値として設定します。

	2013 (平成 25) 実績	2020 (平成 32) 年	2025 (平成 37) 年
有害ごみ量	0.9 g/人日	0.7 g/人日 H25 対比 22.2%減	0.7 g/人日 H25 対比 22.2%減

6)資源ごみ量(収集及び持込み量)

資源ごみ量の 5 年後の 2020 (平成 32) 年の目標数値は、2013 (平成 25) 年対比 7.5% 増の 182.4 g/人日を目標値として設定し、10 年後の 2025 (平成 37) 年の目標値は、2013 (平成 25) 年対比 15.0%増の 195.2 g/人日を目標値として設定します。

	2013 (平成 25) 実績	2020 (平成 32) 年	2025 (平成 37) 年
資源ごみ量	169.7 g/人日	182.4 g/人日 H25 対比 7.5%増	195.2 g/人日 H25 対比 15.0%増

7)集団回収量

集団回収量については、近年減少傾向にありますが、集団回収事業の強化拡大を目指し、5年後の 2020 (平成 32) 年の目標数値は、2013 (平成 25) 年対比 1.0%増の 49.1 g/人日を目標値として設定し、10 年後の 2025 (平成 H37) 年の目標値は、さらに 1.0% 増の 2013 (平成 25) 年対比 2.0%増の 49.6 g/人日を目標値として設定します。

	2013 (平成 25) 実績	2020 (平成 32) 年	2025 (平成 37) 年
集団回収量	48.6 g/人日	49.1 g/人日 H25 対比 1.0%増	49.6 g/人日 H25 対比 2.0%増

(2)総資源化率の目標

各種目標数値により算出された総資源化率を目標値とします。

年度	総ごみ量	集団回収	資源ごみ	収集後 資源化	総資源化 量計	総資源化 率
2013 (平成 25) 年	835.8	48.6	169.7	79.2	297.6	35.6%
2020 (平成 32) 年	720.4	49.1	182.4	60.4	291.9	40.5%
2025 (平成 37) 年	701.3	49.6	195.2	52.1	296.9	42.3%

(3)不燃埋立の目標

2006（平成18）年7月から焼却残灰は埋め立てずにセメントの原料としてリサイクルするエコセメント化事業を開始し、構成自治体のリサイクルの取り組みも進んだこともあり、埋め立てはリサイクル化ができない不燃ごみのみとなっています。

2010（平成22）年度からは国立市の埋め立てごみの搬入はないため、引き続き埋め立てごみの搬入がないことを目標値とします。

	2013（平成25）実績	2020（平成32）年	2025（平成37）年
不燃埋め立て量	0.0g/人日	0.0g人日	0.0g人日

第7章 循環型社会形成のための具体的な取組

1. 各主体の役割分担

本基本計画の基本方針を実現し、循環型社会の形成のためには、市民、事業者、市が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を行い協働することが重要です。

【市の役割】

市内におけるごみの排出抑制に関し、計画の策定や各施策の実施、適切な普及啓発や情報提供、環境学習等を行うことにより市民の自発的な取組を促進します。

- ①一般廃棄物処理基本計画・実施計画を策定する。
- ②計画の基本方針や目標を達成するための各施策を確実に実施する。
- ③一般廃棄物の安全かつ安定的な処理を行う。
- ④市民、事業者に対してごみの減量化・再生利用・ごみの適切な分別に関する啓発や情報提供を行う。
- ⑤ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校や地域社会の場においてごみ処理施設の見学などを通じた環境学習を行う。
- ⑥廃棄物処理業者等の指導や育成を行う。
- ⑦拡大生産者責任の強化に関して要望を通じて働きかける。
- ⑧自らも事業者として循環型社会の形成に向けた取組を行う。

【市民の役割】

- ①商品の購入に当たっては、自ら買い物袋やマイバッグ等を持参し、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に心がける。
- ②商品の使用に当たっては、故障時の修理の励行等によりなるべく長期間使用するよう心がける。
- ③可能な限り、ものを無駄に消費しない生活スタイルに心がける。
- ④ごみの排出に当たっては、減量化や分別に努めるとともに、適正なルートでの排出を心がける。
- ⑤地域での資源集団回収への協力、販売店への返却、不用品の売却や交換に心がける。

【事業者の役割】

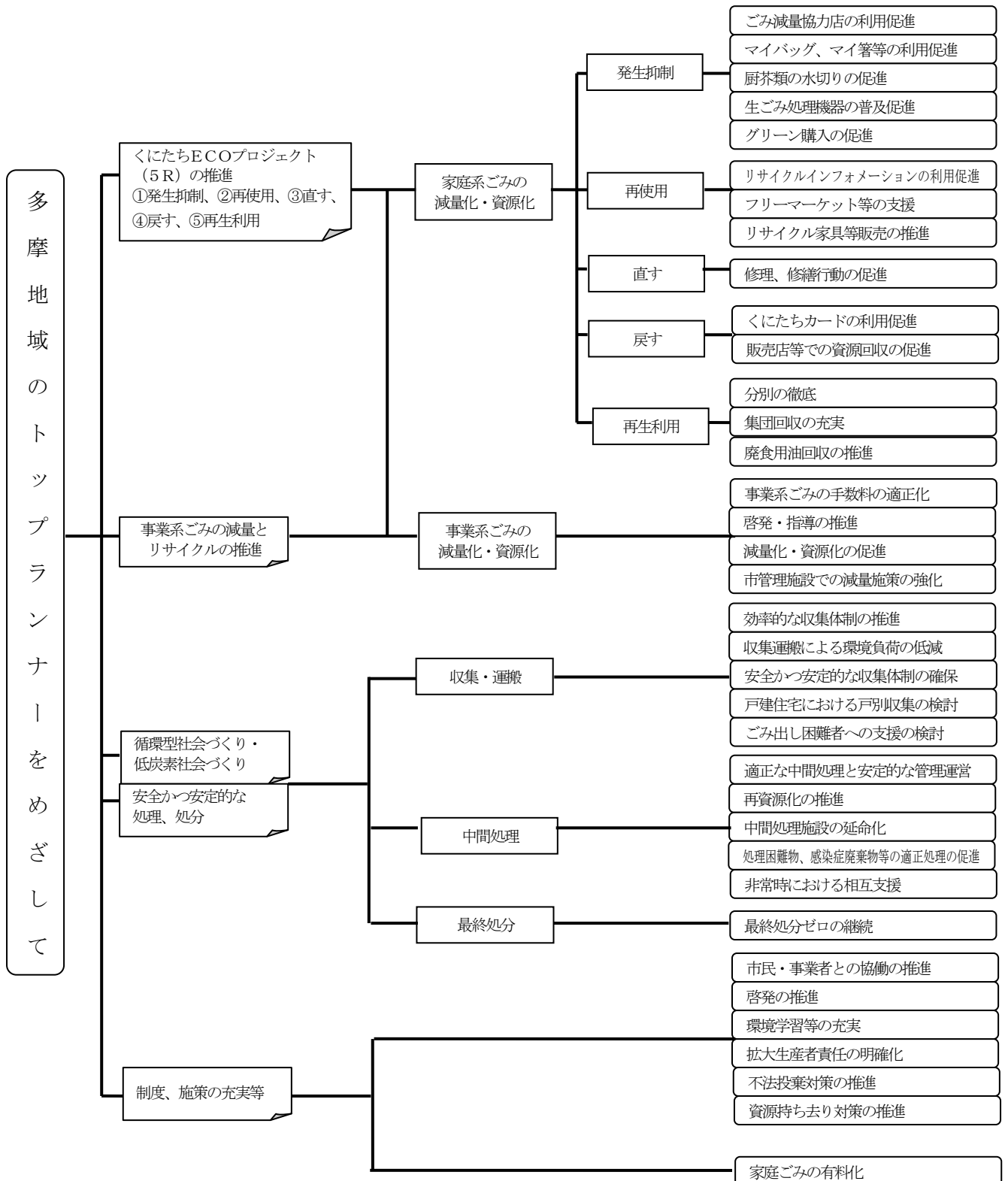
- ①環境に配慮した事業活動に努め、自ら排出するごみの発生抑制に努めるとともに、自らの責任においてごみの適正な処理を行う。
- ②製造事業者等は、拡大生産者責任を踏まえ事業活動に伴う環境負荷の低減に努める。
環境配慮設計の徹底、繰り返し使用できる製品への転換、簡易包装の推進、リサイクルの推進など
- ③小売事業者は、消費者に近い事業者として一般廃棄物の削減にかかる取組への貢献に努める。
レジ袋の削減、リユース、リサイクル製品の積極的な販売、量り売り等の推進、簡易包装の推進、店頭回収、マイバッグの奨励など
- ④廃棄物処理業者は、廃棄物を貴重な資源として捉え循環利用に努めるとともに、廃棄物処理やリサイクルに関する技術の高度化に努める。

2. 施策の体系

修正

循環型社会形成のための取組の方向、各主体の役割分担を踏まえ、この基本計画を具現化していくために施策の体系を設けます。

なお、廃棄物については、①できる限り排出を抑制し、不適正処理の防止その他環境への負荷の低減に配慮しつつ、②再使用、③再生利用の順にできる限り循環的な利用を行い、適正な循環的な利用が行われないものについては、④適正な処分を行うとされており、ごみの排出抑制は最優先に検討すべきものと考えます。



3. 具体的な施策

(1) 家庭系ごみの減量化・資源化

1) 発生抑制(リデュース)

① ゴミ減量協力店の利用促進

修正

市民が不必要と考えていても、店頭で商品が過剰に包装されていると、結局はごみとなるものを購入せざるを得ません。このような過剰包装を抑制し、マイバッグ持参の奨励やレジ袋の有料化、資源物の店頭回収など、ごみの減量や資源化に積極的に取り組んでいる小売店を「ゴミ減量協力店」として認定しています。

買い物の時からゴミ減量の意識向上のために「ゴミ減量協力店」の利用の促進を呼びかけます。

現在、市内 43 店舗の小売店を「ゴミ減量協力店」として認定して、ホームページで公表していますが、さらなる協力店の拡充を図るとともに、認定店での取組成果を公表するなどの仕組みづくりを検討します。

〔認定要件例〕

1. レジ袋を販売している。
2. 簡易包装をしている。
3. エコマーク付商品などリサイクル商品を販売している。
4. マイバッグの持参を奨励している。
5. ごみを分別回収している。
6. 紙パックを自主回収している。
7. 白色トレイを自主回収している。
8. ペットボトルを自主回収している。
9. ビン・缶を自主回収している。
10. 包装紙やレシートなどに再生紙を使用している。
11. 商品のばら売りを行っている。
12. 消費者にごみ減量や資源化を呼びかけている。
13. 販売容器等を回収し資源化・再利用している。
14. くにたちカードエコロジーポイントを発行している。
15. その他ごみの減量・資源化に協力していると市長が認める活動をしている。

② マイバッグ、マイ箸等の利用促進

修正

すぐにごみになるもの、不要なものは断るという行動を広げるためにマイバッグの持参やマイ箸等の利用の促進を呼びかけます。

10 月はリデュース・リユース・リサイクル推進月間（略称：3R 推進月間）です。

市民及び事業者に対し、3R（廃棄物等の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））に関する理解と協力を求めるために、これまで小売店舗、市民との協働で実施しているマイバッグキャンペーンを実施しています。

また、毎月 5 日を「レジ袋 NO デー」と定めていますので、マイバッグキャンペーンの継続強化と合わせて積極的な啓発を進めることとします。

③厨芥類の水切りの促進

修正

2013（平成 25）年度の組成分析では、家庭系可燃ごみの中には厨芥類（生ごみ）が 34.1%含まれています。生ごみの大部分が水分ですので、生ごみの水分が多いとごみ自体の重量が増すこととなり、さらに焼却処分する際に大変効率が悪くなります。

「生ごみは一絞りして水切りを行う」という啓発を引き続き強化するとともに、「食材を多く買いすぎない」、「食べ残しをしない」といったエコクッキングの工夫や発生抑制の啓発を進めます。

水切り器による減量効果は、2012（平成 24）年 3 月の埼玉県清掃行政研究協議会による水切りによる生ごみの減量効果調査報告書を参考にすると次のとおりです。

水切り器	生ごみカラット	水切りダイエット	水切りネット
減量効果	25.9%	8.8%	8.7%

現在、駅頭周知で水切りネットの配布を行っていますが、生ごみ減量化の推定としては、水切りネットを全世帯で実施した場合の効果として、2013（平成 25）年度の状況を基に試算すると家庭系可燃ごみの 3.0%を占める 335 t が見込まれます。

生ごみ減量効果(t) = 家庭系可燃ごみ収集量(t) × 厨芥類比率(%) × 水切り器減容効果(%)
 H25 : 335 t = 11,284 t × 34.1% × 8.7%

参考：生ごみカラットの使用例



カラット:水分を取った生ごみを風通しのよい状態で保管し、悪臭を出す微生物を休眠させる容器。
 浅い受け皿:生ごみを流しに落とさないよう誘導するとともに分別をやり易くする。
 水切りネット:茶がらなどが手に付かないので水切りしやすい。
 虫対策ネット:外からやってくるコバエやハエ対策。ゴキブリ対策にも。夏の必需品。
 新聞紙:コバエやハエ、ゴキブリ対策。水分と臭いを吸収する。(紙袋でもよい)



参考：水切りダイエットの使用例



④生ごみ処理機器の普及促進

修正

1992（平成4）年度から生ごみ堆肥化容器購入費の助成、1997（平成9）年度から電動式生ごみ処理機購入費の助成を、2011（平成23）年度からは公民館と連携を図りバクテリア de キューロの作成講座事業、2013（平成25）年度からは発酵促進剤であるアスカマンの無料配布によるモニター事業、2014（平成26）年2月からミニ・キューロのモニター事業を実施しました。

これまでの助成等を行ったごみ処理容器等の台数の累計は1,557台となりましたが、普及率としては約4.4%であり、さらなる普及拡大が求められます。

特にミニ・キューロは、国立市版仕様であり使用も簡易であるため、生ごみ堆肥化容器購入費の助成相当額を適用し求めやすい価格にて販売し普及拡大を進めます。

〔助成制度〕

生ごみ堆肥化容器（電動でないコンポスターやバケツタイプの容器などが対象）

①助成金額 購入費用の5分の3（限度額5千円）

②助成個数 2基（1世帯あたり）

生ごみ処理容器等普及実績

単位：件、ほか

年度 (平成)	助成事業			公民館講座 バクテリア de キューロ	無償提供 (モニター事業)		計 (累計)	普及率	無償提供 (モニター事業) アスカマン
	堆肥化容器 コンポスト	電動処理機	助成金額 (円)		ミニ・ キューロ				
1992 4年度	不詳		750,000				不詳	不詳	
5年度	271		813,000				271 (271)	約1.0%	
6年度	167		501,000				167 (438)	約1.6%	
7年度	59		177,000				59 (497)	約1.8%	
8年度	85		255,000				85 (582)	約2.0%	
1997 9年度	49	28	707,000				77 (659)	約2.2%	
10年度	63	31	809,000				94 (753)	約2.4%	
11年度	41	38	883,000				79 (832)	約2.5%	
12年度	14	42	877,900				56 (888)	約2.8%	
13年度	4	48	959,100				52 (940)	約2.9%	
14年度	11	11	253,000				22 (962)	約2.9%	
15年度	35	12	314,300				47 (1,009)	約3.0%	
16年度	14	37	768,900				51 (1,060)	約3.2%	
17年度	15	64	1,275,200				79 (1,139)	約3.4%	
18年度	15	43	875,500				58 (1,197)	約3.5%	
19年度	11	38	778,900				49 (1,246)	約3.6%	
20年度	8	42	756,400				50 (1,296)	約3.7%	
21年度	27	37	688,100				64 (1,360)	約3.9%	
22年度	21	19	415,000				40 (1,400)	約4.0%	
2011 23年度	29	15	388,200	17			61 (1,461)	約4.1%	
24年度	21		68,200	13			34 (1,495)	約4.2%	
2013 25年度	26		95,100	15	21		62 (1,557)	約4.4%	75
計	986	505	13,408,800	45	21		1,557		75

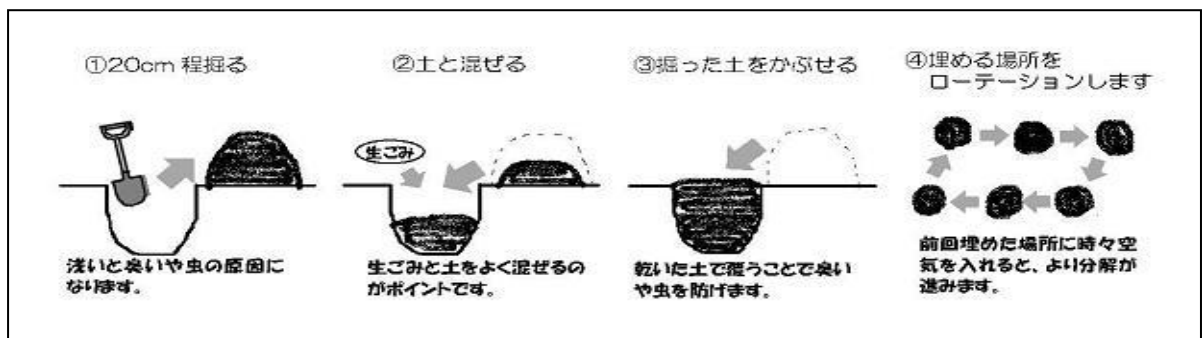
※公民館講座のバクテリア de キューロの件数は堆肥化容器の助成事業に含む。

ベランダ・de・キエーロ（葉山町版）
 サイズ：幅約 90 cm、高さ約 80 cm、奥行約 45 cm

国立版ミニ・キエーロ
 サイズ：幅約 60 cm、高さ約 30 cm、奥行約 40 cm



使用方法



⑤グリーン購入の促進

修正

資源の循環のためグリーン購入法（環境への負荷ができるだけ少ないリサイクル品などの商品やサービスを選択し購入することを推進するための法律）が制定されています。

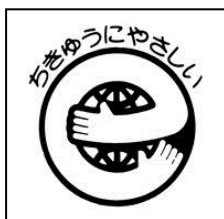
グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

環境に配慮した製品に表示されるエコマークやグリーンマークなどの環境ラベルを周知するなどグリーン調達促進に努めます。

市では、日常の業務活動から生じる環境負荷を低減させるため、率先してグリーン購入を推進します。

エコマーク



グリーンマーク



再生紙使用マーク



家庭系ごみの減量化・資源化:発生抑制(リデュース)に関する活動内容

施策	活動内容	
①ごみ減量協力店の利用促進	ごみ減量店の認定	継続実施
	ごみ減量店の利用の促進の呼びかけ 認定店での取組成果の公表など	新規実施
②マイバッグ、マイ箸等の利用促進	マイバッグキャンペーンの実施	継続実施
	毎月5日の「レジ袋NOデー」の積極的な啓発	新規実施
③厨芥類の水切りの促進	水切りの促進の啓発	継続強化(重点)
	エコクッキングの工夫や発生抑制の啓発	新規実施
④生ごみ処理機器の普及促進	バクテリア de キューロの作成講座事業の実施	継続実施
	アスカマンのモニター事業の実施	継続実施
	ミニ・キューロのモニター事業の実施	継続強化(重点)
	ミニ・キューロの販売事業の実施	新規実施(重点)
⑤グリーン購入の促進	グリーン調達促進の啓発(環境ラベルの周知)	継続実施
	率先してグリーン購入を推進	継続実施

2)再使用(リユース)

①リサイクルインフォメーションの利用促進

修正

市は家庭で不用となった生活用品を再利用したい市民の方へ紹介するリサイクルインフォメーションを実施しています。近年の登録件数が減少傾向にあることからさらなる周知を図り利用の促進に努めます。

[リサイクルインフォメーションの流れ]

- ・譲りたい方は不用品を市に登録(写真や品物の詳細情報)していただきます。
- ・市はごみ減量課に設置するリサイクルインフォメーション掲示板に掲示して情報を提供します。
- ・再利用したい方は、市に申し込みしていただきます。
- ・市は再利用したい方の住所、氏名、電話番号を譲りたい方に紹介します。
- ・その後の受け渡し等は双方で話し合いにより決めていただきます。

[その他]

- ・不用品の登録期間は3カ月
- ・対象外
食料品、薬品類、動物及び植物、機械器具類(取付工事を伴うもの)、自動車、
絵画、彫刻及び工芸品等の美術品、宝石、貴金属及び骨董品、
その他市長が不相当と認めるもの

リサイクルインフォメーション実績

年度	2005 17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	2010 22年度	23年度	24年度	2013 25年度
登録件数	29	28	30	31件	32件	19	22	10	7
成立件数	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	10	6	1

②フリーマーケット等の支援

修正

市民の自主的で有効なリユースの場であるフリーマーケットやガレージセール開催や日常の再利用活動の促進のために、開催のお知らせの情報発信や開催にあたる施設等の使用の協力などの支援に努めます。

公共施設等での開催状況

開催場所	開催状況等
矢川上公園	隔週1回の開催
大学通り緑地帯	春、秋季の2回開催（5、9～10月）

③リサイクル家具等販売の推進

修正

再使用を促進するため、回収した粗大ごみの中からまだ使える自転車や家具を選び、リサイクルセンターで修理し、市民の方に販売しています。

自転車については、市内の自転車商組合加盟店4店舗とNPO法人くにたち富士見台人間環境キーステーション「ゆーから」で常時販売しており、家具等については「ゆーから」のみで常時販売しています。

そのほか、定期ではありませんが市主催の販売会も実施しています。

これらの販売については、市民の方からも好評をいただいております、引き続き継続するとともに、特に市主催の販売会の開催頻度を増やすなどの取組を進めます。

また、NPO法人くにたち富士見台人間環境キーステーション「ゆーから」のリサイクル家具等販売活動の推進を支援します。

さらに、現在、リサイクル家具等を常設展示・販売する拠点がなく、(仮称)リサイクルプラザの設置や粗大ごみの収集段階でまだリサイクル品として選別できるような仕組みづくりについても検討を行います。

リサイクル自転車販売実績

年度	2006 18年度	19年度	20年度	21年度	2010 22年度	23年度	24年度	2013 25年度
販売台数(台)	335	372	294	278	229	156	348	451
販売金額(円)	1,303,500	1,280,000	1,122,000	1,046,750	884,000	647,500	1,283,000	1,514,750

リサイクル家具販売実績

年度	2006 18年度	19年度	20年度	21年度	2010 22年度	23年度	24年度	2013 25年度
販売台数(台)	746	436	475	473	455	590	624	645
販売金額(円)	1,847,600	616,600	576,250	562,850	408,350	647,500	396,650	307,050

※平成23年度は東日本大震災被災者への救援物資として提供したため、販売を見合わせた関係あり



リサイクル販売会（販売品の陳列）



リサイクル販売会（販売状況）

家庭系ごみの減量化・資源化：再使用(リユース)に関する活動内容

施策	活動内容	
①リサイクルインフォメーションの利用促進	制度の周知	継続強化
②フリーマーケット等の支援	開催のお知らせの情報発信	新規実施
	開催にあたる施設等の使用の協力などの支援	継続実施
③リサイクル家具等販売の推進	自転車商組合加盟店での販売	継続実施
	「ゆーから」での常時販売	継続実施
	市主催の販売会の実施	継続強化(重点)
	(仮称)リサイクルプラザの設置	検討課題
	粗大ごみ収集段階での選別可能な仕組みづくり	検討課題

3)直す(リペア)

新規

①修理、修繕行動の促進

新たなごみを発生させないために、修理、修繕しながら物を大切に使い、長く使用することが大切です。また、買い替えるのではなく修理するなどして長く使用すると愛着も出てきます。「ものを大切にする心」の意識醸成の促進のために情報の発信や関係団体との連携支援に努めます。

児童館でのおもちゃ病院実績

年度	2007 19年度	20年度	21年度	2010 22年度	23年度	24年度	2013 25年度
修理数(個)	118	203	211	251	182	192	186

家庭系ごみの減量化・資源化：直す(リペア)に関する活動内容

施策	活動内容	
①修理、修繕行動の促進	情報の発信	新規実施
	関係団体との連携支援	新規実施

4)戻す(リターン)

修正

①くにたちカードの利用促進

国立市商工会が発行するくにたちカードにエコロジーポイントという制度があります。現在、145店舗が加盟しており、毎月第3木曜日にきれいに洗って乾かした牛乳パックを加盟店のうちの9店舗の取扱い店舗に持参すると、牛乳パック5枚で1ポイントのエコロジーポイントがつかます。また、マイバック等の買い物袋を持参してレジ袋を利用しない場合も1ポイントのエコロジーポイントがつかます。

牛乳パックの回収やマイバックの利用促進のためにこの制度の情報の発信や関係機関との連携支援に努めます。

エコロジーポイント付与実績

単位：ポイント

種 類	20年度	21年度	2010 22年度	23年度	24年度	2013 25年度
牛乳パック	52,293	39,624	30,477	26,904	26,359	22,800
買い物袋	43,024	51,306	66,053	126,483	97,796	98,278

[くにたちカード]

- ①くにたちカード加盟店での現金での買い物等に対して、100円（消費税抜）につき1ポイント加算されます。
- ②くにたちカード加盟店での支払いにあたり、1ポイント1円で現金の代わりに使用できます。
- ③チケット等との交換ができます。

②販売店等での資源回収の促進

修正

牛乳パック、ペットボトルやトレイなどは、一部の販売店や公共施設等で回収しています。また、新聞も一部の販売店が回収しています。これらの資源物は市の一般収集に出される場合、一部が可燃・不燃ごみの中に混入し、適正な処理の妨げになるとともに、資源の分別やりサイクルには一定の費用がかかります。

買ったお店に持ち込み、事業者（販売者）がリサイクルすることは、市の処理費用の低減にもつながり、事業者にとっても拡大生産者責任の考えのもと環境に配慮した事業者という企業イメージの向上にもつながります。

販売店での資源回収を促進していくために、積極的に取り組む事業者の情報の発信、店舗での回収体制やさらなる回収の拡大等の支援に努めます。

14 箇所の販売店（スーパー等）での回収の取組状況

品 目	牛乳パック	ペットボトル	トレイ（白色）	トレイ（白色以外）	アルミ缶	たまごのパック
回収店舗数	13	11	14	10	2	2

15 箇所のごみ減量協力店での回収の取組状況

品 目	牛乳パック	ペットボトル	トレイ（白色）	トレイ（白色以外）	アルミ缶	スチール缶
回収店舗数	8	2	2	2	4	2
品 目	びん	ペットボトルキャップ	プルトップ			
回収店舗数	8	4	1			

行政回収の取組状況

品 目	トレイ（白色）	乾電池
回収ボックス設置数	42	72

家庭系ごみの減量化・資源化・戻す(リターン)に関する活動内容

施策	活動内容	
①くにたちカードの利用促進	制度の情報の発信	新規実施
	関係団体との連携支援	新規実施
②販売店等での資源回収の促進	積極的に取り組む事業者の情報の発信	新規実施（重点）
	店舗での回収体制や回収の拡大等の支援	新規実施（重点）

5)再生利用(リサイクル)

修正

①分別の徹底

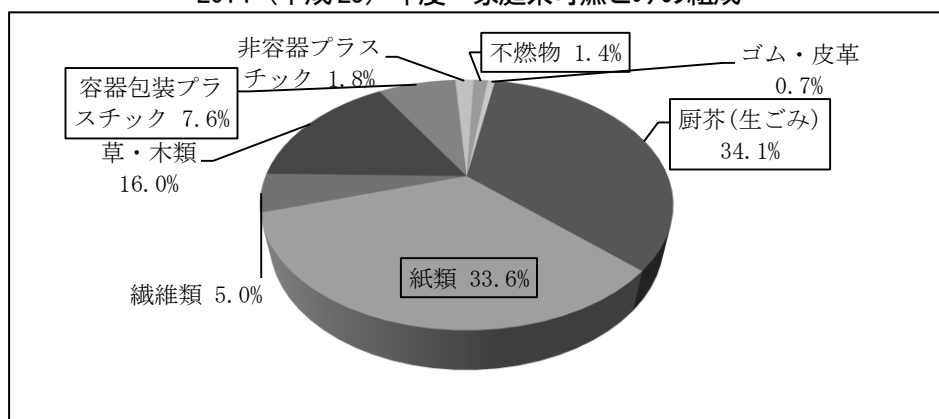
第4章の家庭系ごみの組成で触れたとおり、家庭系可燃ごみの中には紙類が33.6%占めており、そのうち13.1%がリサイクル可能なもので、7.6%の容器包装プラスチックについてもリサイクルが可能なものです。さらに1.4%の不燃物が含まれている状況にあります。

また、家庭系不燃ごみの中にはリサイクルが可能な容器包装プラスチックが25.1%、カレットが6.1%、アルミ類が1.2%含まれています。

特に可燃ごみの中に多く含まれている資源化できる紙類や排出区分がわかりにくい容器包装プラスチックの分別などの啓発を始め、各種分別の徹底の促進に努めます。

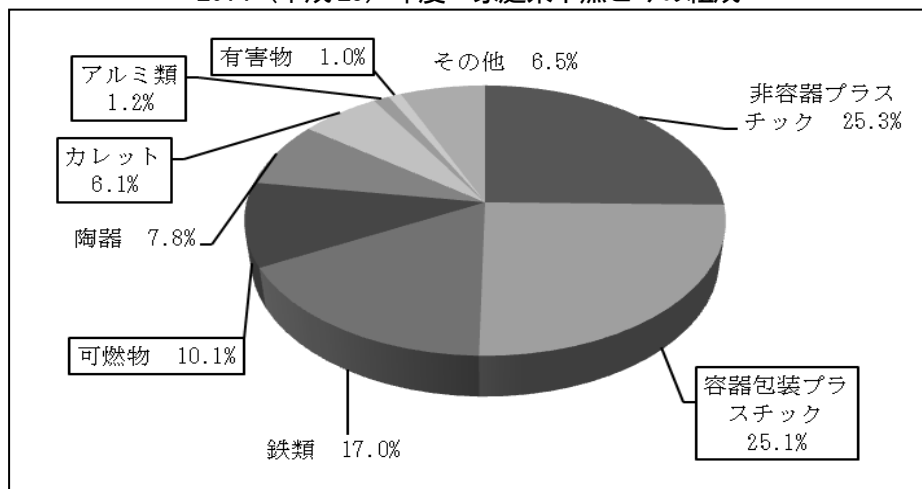
また、資源雑紙の分別の意識付けのために、雑紙回収紙袋を作成し、月2回程度の駅頭周知や自治会を始めとした団体等へのミニ出前講座にて無料配布を行っており、引き続きこれらの啓発も積極的に進めます。

2014（平成25）年度 家庭系可燃ごみの組成



不燃物（金属・ガラス・土砂・陶器）

2014（平成25）年度 家庭系不燃ごみの組成



カレット（カラス：リンワエイびん）

紙類については、1990（平成2）年度から資源回収推進奨励金制度を開始し、2010（平成22）年度からは集団資源回収や販売店回収がない地域での資源物買取として個人からの新聞紙等の買い取りを行っています。

さらに、拡大生産者責任の観点から、新聞紙の販売店回収を奨励しています。

回収収集量は減少傾向にありますが、これは生活様式の変化に伴う紙類の使用が減少したのも要因の一つと考えられますが、一方で可燃ごみに混入している分は回収量の増加につなげられる可能性があります。

集団回収の水準を維持、拡充するため、集団回収の利点などの周知に努め、集団回収を利用する動機づくりや実施団体や回収業者との連携についても検討します。

紙類の資源回収及び市収集量の推移

単位：t/年

年度（年度）	資源回収量	資源買取	市収集量	合計
	団体	個人（新聞）		
15年度	1,335		3,336	4,671
16年度	1,230		3,064	4,294
2005（17）年度	1,207		3,163	4,370
18年度	1,164		3,080	4,244
19年度	1,365		2,636	4,001
20年度	1,388		2,524	3,912
21年度	1,393		2,547	3,940
2010（22）年度	1,374	0.3	2,327	3,701.3
23年度	1,317	0.4	2,271	3,588.4
24年度	1,267	1.8	2,281	3,549.8
25年度	1,241	2.0	2,442	3,685

集団回収実績団体数

年度	2006 18年度	19年度	20年度	21年度	2010 22年度	23年度	24年度	2013 25年度
団体数	55	59	60	64	65	66	70	71

国上市資源回収推進奨励金交付要綱（登録団体への奨励金）

区分	回収品目	金額
紙類	新聞紙、雑誌、段ボール等	1kgにつき 9円
繊維類	布類、綿	1kgにつき 9円
金属類	鉄くず、アルミ・銅、その他これらに類するもの	1kgにつき 9円
ビン類	酒・しょう油ビン、ビールビン、コーラビン等	1本につき 7円

資源買取金額

区分	回収品目	金額
紙類	新聞紙	1kgにつき 3円
金属類	アルミ缶	1kgにつき 20円

③廃食用油回収の推進

修正

廃食用油については、ごみ減量と資源化の促進、さらには油を流すことによる水環境等の影響や排水、下水道設備の詰まり等の防止の観点から、市役所、環境センター及びNPO法人くにたち富士見台人間環境キーステーション「とれたの」による団地内の拠点回収を行っており、回収した廃油はインクとして再生されています。

そのほか、1箇所の大規模集合住宅、市立学校給食センターにおいても独自の取組として回収、資源化事業が実施されています。

廃食用油の回収の水準を維持、拡充するため、今後、大規模集合住宅や事業所等に対して廃食用油回収の利点などの周知に努め、実施団体の拡充について努めます。

行政等回収実績

年度	2007 19年度	20年度	21年度	2010 22年度	23年度	24年度	2013 25年度
回収量 (ℓ)	2,160	1,880	1,840	2,120	1,400	1,360	1,720

市立学校給食センターにおける回収実績

年度	2010 22年度	23年度	24年度	25年度	2014 26年度
回収量 (ℓ)	4,554	7,164	7,830	5,670	6,912

家庭系ごみの減量化・資源化:再生利用(リサイクル)に関する活動内容

施策	活動内容	
①分別の徹底	分別などの啓発	継続強化 (重点)
	駅頭周知、ミニ出前講座による周知	継続強化 (重点)
②集団回収の充実	集団回収の利点などの周知	新規実施 (重点)
	個人からの買い取りの実施	継続強化 (重点)
	実施団体や回収業者との連携	検討課題
③廃食用油回収の推進	廃食用油の回収水準の維持	継続実施
	大規模集合住宅や事業所等に対する周知	新規実施

(2)事業系ごみの減量化・資源化

新規

①事業系ごみの手数料の適正化

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において処理しなければならないことが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により定められています。

国立市では 1998（平成 10）年度に条例により事業系ごみの全面有料化を実施し現在に至っています。今後ごみ処理には費用がかかるという認識を共有し、引き続き減量を推進していくため、事業系ごみの有料化を継続するとともに、手数料の適正化を図ります。

処理手数料の見直しの検討

1 日の平均排出量が 10 kg 以上の場合は、国立市一般廃棄物収集運搬許可業者による処理となります。

近年では、ごみ処理収支の見直しや受益者負担割合の適正化、ごみ排出量削減誘導などの観点から、手数料の見直しを図る自治体が増えています。

多摩地域の平均を下回っている料金設定の状況と中間処理として加入している多摩川衛生組合の構成市及び隣接市との比較においても低い料金設定のため、これらを参考にして均衡を図るなど適切な見直しを検討します。

多摩地域の事業者自ら搬入する場合の 1kg 当たりの手数料の比較

2014（平成 26）年度

市名	手数料（円）	市名	手数料（円）	市名	手数料（円）	
小金井市	55	三鷹市	35	あきる野市	30	
府中市	42	調布市		25	国立市	27
日野市		東村山市			8王子市	
狛江市		国分寺市				
稲城市		立川市	25			
武蔵野市	青梅市	30		東大和市		
清瀬市	昭島市			武蔵村山市		
東久留米市	福生市			多摩市		
西東京市	38	羽村市	小平市	24		

金額 （円/1kg）	多摩川衛生組合 構成市	隣接市 （多摩川衛生組合構成以外）
42	府中市、狛江市、稲城市	日野市
35		国分寺市
30		立川市

有料ごみ処理袋の見直しの検討

1 日の平均排出量が 10 kg 未満の場合は、市の有料ごみ処理袋による市の収集ルートで処理する方法か、国立市一般廃棄物収集運搬許可業者による処理のどちらかの選択となっています。

有料ごみ処理袋による排出については、責任の明確化と、ごみの減量・資源化の促進を目的に、有料ごみ処理袋のごみ区分や排出方法、価格などについて見直しを検討します。

種別	袋の容量	1枚当たり手数料	10当たり手数料	備考
可燃・不燃ごみ用	22.5 ℓ相当	140円	6.22円	可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック類
	45 ℓ相当	280円		
不燃系資源物用	22.5 ℓ相当	45円	2.0円	ビン、ペットボトル、缶、スプレー缶
	45 ℓ相当	90円		

②啓発・指導の推進

修正

くになちECOプロジェクト(5R)の促進

家庭系ごみと同様に、事業活動におけるグリーン購入の促進、修理修繕行動の促進、販売店等での資源回収の促進、分別の徹底などくになちECOプロジェクトの促進を呼びかけます。

分別の徹底と適正排出の促進

クリーンセンター多摩川へ搬入されたごみを直接確認し、資源物の混入などを調べる搬入物検査を多摩川衛生組合と連携して継続的に実施し、分別徹底と適正排出の促進を呼びかけます。

排出指導の徹底

事業系一般廃棄物の1日の平均排出量が10kg未満の店舗、事業者は有料ごみ処理袋の排出が可能ですが、少量排出事業者については家庭ごみとして市の収集に排出された場合に、ごみ排出量を押し上げる原因となる可能性があります。今後の事業系ごみ量の推移に留意し、その排出状況の把握に努めるとともに、排出指導を行うなどの施策を進めます。

市は、事業系一般廃棄物の1日の平均排出量が10kg以上または臨時の排出量が100kg以上の事業者に対し、発生及び排出の抑制に関する計画の作成等を指示することができます。

また、事業用途に供する延床面積1,500㎡以上の大規模建築物の所有者は、廃棄物等管理責任者の選任、廃棄物等の減量及び循環的な利用に関する計画を作成し、市に提出しなければならないこととなっています。これに違反している場合、市は、必要な措置をとるべき旨の勧告、公表、当該建築物から排出される事業系廃棄物の受け入れ拒否をすることができます。これらの計画内容を分析し、ごみ減量や資源化の個別の指導を徹底します。

計画提出事業者

年度	2010 22年度	23年度	24年度	2013 25年度	26年度
事業所数(件)	72	71	70	72	73

③減量化・資源化の促進

修正

食品リサイクルの促進

食品循環資源のリサイクルを促進するため、収集運搬許可業者を通じてごみの排出量が1日平均で10kg未満の店舗、事業者も含めた食品関連事業者による食品循環資源のリサイクルの促進を呼びかけます。

また、事業者による大型生ごみ処理機の導入など、事業者主体の資源化を推進するとともに、補助金制度についても検討します。

さらに、市役所地下食堂や市内の4園の公立保育園と市立学校給食センターにおいても独自の取組として食品循環資源のリサイクルを推進します。

市立学校給食センターにおける堆肥化事業

年度	2007 19年度	20年度	21年度	2010 22年度	23年度	24年度	2013 25年度
残渣・残飯排出量(kg)	119,390	117,579	105,767	98,283	96,793	70,523	93,169

※24年度は受託者の契約解除により第三学期の堆肥化は未実施

紙類のリサイクルの促進

事業系一般廃棄物の主要な品目に紙ごみがあります。これまで事業所等で不要となった書類などの紙ごみは、多くはシュレッダーで裁断されごみとして焼却されてきました。

しかし、近年のリサイクル技術の向上で、細かく裁断された紙も溶解処理することにより資源化することが可能になりました。

事業所に対し、ごみの減量策とともにリサイクルの情報についても積極的に提供し、紙ごみの再資源化を促進します。

④市管理施設での減量施策の強化

修正なし

市役所を始め公民館、福社会館、市立小・中学校などもひとつの事業所です。一事業所としてごみの減量に取り組むとともに、他の事業所のモデルとなるよう、公共施設におけるごみ減量に努めます。そのためには、まず施設内にごみを持ち込まない、持ち込んだごみは持ち帰る、新聞などを持ってきた場合は持ち帰る、飲料容器は事業者が設置した専用回収箱に入れる、マイコップ持参の自動販売機の設置推奨や、事業活動に伴う書類等を削減するよう努めます。

また、庁内にごみ減量対策のための組織を設け、各施設での減量目標の設定やごみ減量チェックリストの作成と実施状況の確認などを行っていきます。

2013(平成 25)年度主な施設での排出廃棄物量

施設名	市役所	福祉会館	環境センター	北市民プラザ	南市民プラザ	保健センター
ごみ量 (kg)	62,757	7,062	1,980	1,255	550	630
施設名	公民館	中央図書館	体育館・芸小	郷土文化館	給食センター	
ごみ量 (kg)	1,150	5,000	8,368	1,198	114,648	
施設名	第一小学校	第二小学校	第三小学校	第四小学校	第五小学校	第六小学校
ごみ量 (kg)	10,766	14,833	13,000	10,841	9,336	11,514
施設名	第七小学校	第八小学校	第一中学校	第二中学校	第三中学校	
ごみ量 (kg)	8,031	6,245	13,209	13,774	15,036	

事業系ごみの減量化・資源化に関する活動内容

施策	活動内容	
①事業系ごみの手数料の適正化	処理手数料の見直しの検討	検討課題 (重点)
	有料ごみ処理袋の見直しの検討	検討課題
②啓発・指導の推進	くにたちECOプロジェクトの促進の呼びかけ	新規実施 (重点)
	分別徹底と適正排出の促進の呼びかけ	新規実施 (重点)
	排出指導の徹底	継続強化 (重点)
③減量化・資源化の促進	食品リサイクルの促進の呼びかけ	新規実施 (重点)
	紙ごみの再資源化の促進啓発	新規実施 (重点)
④市管理施設での減量施策の強化	庁内ごみ減量対策組織による各施設での減量	継続強化

(3)収集・運搬

新規

①効率的な収集体制の推進

ごみ・資源の収集運搬体制は下表のとおりとします。収集運搬事業の効率性・利便性の定期的な精査を行い、必要に応じて収集頻度や区域割りの見直しを検討します。

現行の収集運搬体制

分別区分	収集方法	収集頻度等	収集主体
可燃ごみ	集積所から収集	週2回	委託収集
不燃ごみ			
プラスチック製容器包装			
製品プラスチック			
有害物・危険物（蛍光管・電球、体温計、乾電池、ライターの4種別）			
紙類（雑誌・本、ダンボール、牛乳パック、その他の紙、新聞紙の5種別）			
衣類			
ビン・ペットボトル、カン・スプレー缶の2種別			
せん定枝、葉・草	戸建住宅（戸別収集）	申込の都度	
粗大ごみ	集合住宅（集積所から収集）		

②収集運搬による環境負荷の低減

収集運搬体制の効率化によりエネルギー消費量の低減を進めるとともに、ごみ収集車や資源回収車による温室効果ガスの排出を抑制するため、低公害車の導入を継続し、環境負荷の削減に努めます。

③安全かつ安定的な収集体制の確保

収集体制は、ごみ、資源物ともに民間業者による委託収集を継続します。

収集運搬作業においては、交通法規を遵守し、事故等を起こさないよう安全な収集作業に努めるとともに、収集作業員への指導を行います。

また、ライターやスプレー缶などの危険ごみが他のごみに混入し、パッカー車で収集を行った場合、収集車両の火災や爆発事故を引き起こす要因となります。このような事故を防ぐため、危険ごみの分別の徹底を周知し、安全かつ安定的なごみ、資源の収集体制の確保に努めます。

④戸建住宅における戸別収集の検討

ごみの集積所に関しては、利用する周辺市民の方により管理されていますが、設置場所を巡るトラブル、ごみの散乱などによるまちの美観の問題や収集日に関係なく排出されるごみ・不法投棄等により、周辺市民への迷惑が生じる問題が起きています。

さらに、家庭ごみの処理手数料が無料であることなどにより、既に有料化をしている自治体からの越境投棄などが現状で見受けられます。

そこで、収集方式を集積所方式から戸別収集方式に変更し、排出者を明確化することにより、これらの課題が解決できるとともに、排出者各自がごみの発生抑制や減量、リサイクルの推進を意識し、今まで以上に自分で排出するごみに責任を持つこととなります。

収集方法を戸別収集にすることにより、これまでの集積所方式に比べ収集に回る箇所数が増えることとなり、収集運搬にかかる費用はこれまで以上に増えることが想定されますが、戸別収集の手法について検討します。なお、戸別収集は家庭ごみの有料化とあわせての実施と考えます。

⑤ごみ出し困難者への支援の検討

高齢者のみの世帯は増加傾向にあり、ごみ出しが困難な高齢者やしょうがいをお持ちの方に対する支援や援助を検討する必要があります。対象世帯の範囲や支援方法などについて、市の福祉関係部署と連携を深め、情報交換を重ねた上で検討を進めます。

循環型社会づくり・低炭素社会づくり:収集・運搬に関する活動内容

施策	活動内容	
①効率的な収集体制の推進	収集運搬事業の効率性・利便性の定期的な精査	検討課題
②収集運搬による環境負荷の低減	低公害車の導入を継続	継続実施
③安全かつ安定的な収集体制の確保	収集作業員への指導の実施	継続実施
	危険ごみの分別の徹底を周知	継続強化(重点)
④戸建住宅における戸別収集の検討	戸建住宅における戸別収集の検討	検討課題
⑤ごみ出し困難者への支援の検討	高齢者等ごみ出し困難者への支援の検討	検討課題

(4)中間処理

修正

①適正な中間処理と安定的な管理運営

クリーンセンター多摩川

可燃ごみの焼却処理は、稲城市民の理解と協力をいただく中で国立市、府中市、稲城市、狛江市の4市で共同運営する多摩川衛生組合のクリーンセンター多摩川で行っています。多摩川衛生組合及び他の構成の3市と協力しながら、ごみの適正な処理と施設の安定的で安全な運営に努め、環境保全対策及び発電と余熱利用を含め、適正な中間処理を維持します。

ごみの焼却熱を利用した発電は、クリーンセンター多摩川内の各種プラントの動力源や冷暖房、照明などに有効利用するとともに、電力会社に売却しています。さらに高温水導管により稲城市立病院などの施設に熱供給を行っており、余熱の有効利用を図っています。

電力売払料

	平成 21 年度	2010 平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	2013 平成 25 年度
電力売払料	152,689,159 円	105,088,204 円	114,240,503 円	117,656,413 円	146,708,045 円

環境センター

事故等により施設の運転ができなくなった場合は、選別、破碎ほかの処理に支障をきたすので、環境センターの安定操業に努めます。

また、各処理工程については、処理対象物の量や質の推移を見ながら、必要に応じて効率化を検討します。

②再資源化の推進

修正

不燃ごみは、家電製品、金属、ガラス、陶磁器くず等に選別して、処分委託業者に引き渡し、リサイクルされています。

製品プラスチックは選別後に再生業者に売却し、リサイクルされています。

資源物であるびん、缶、ペットボトルは、選別、圧縮し、生びんと缶は再生事業者へ売却し、リサイクルされています。

その他のびんとペットボトルはプラスチック製容器包装ごみを加え、容器包装リサイクル法に則り、国の指定法人「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」に引き渡しています。

有害ごみの乾電池、廃蛍光管等は選別、梱包処理後に専門処理業者へ引き渡し、リサイクルされています。

そのほか、衣類・毛布等の繊維類や雑誌・本・その他の紙については、古紙問屋に引き渡し、リサイクルされています。

布団やせん定した枝葉については、再生業者へ売却し、リサイクルされています。

引き続き、再資源化の推進に努めるとともに、新たな再資源化の可能性も視野に置きながら、調査研究を進めます。

2013（平成 25）年度不燃系資源物

区分	鉄類	アルミニウム缶	その他のびん	スチール缶	被覆銅線等	ステンレス	カレット	生びん
資源化量（t）	232	111	11	120	5	0	610	39

区分	ガラスくず等	ペットボトル	発泡スチロール	硬プラスチック	廃プラスチック	CD・ケース	PETキャップ	廃家電品
資源化量（t）	38	231	3	34	659	5	5	172

2013（平成 25）年度可燃系資源物

区分	新聞	ダンボール	雑誌類	古布	牛乳パック	廃畳	布団	せん定枝等
資源化量（t）	377	685	1,369	271	11	5	7	20

③中間処理施設の延命化

修正

クリーンセンター多摩川

一般的な焼却施設の耐用年数は25～30年といわれている中で、稼働開始から15年以上を経過した多摩川衛生組合のごみ焼却処理施設については、適正な施設更新などの調査を進め、稼働継続を前提に延命化を図ります。

環境センター

一般的な施設の耐用年数は20年といわれている中で、稼働開始から25年以上を経過した環境センターのごみ破碎処理施設については、適正な施設更新などの調査を進め、稼働継続を前提に延命化を図ります。

④処理困難物、感染症廃棄物等の適正処理の促進

修正

市で処理できない困難物、法律等により回収が義務付けられているもの、家庭で発生する注射針などの感染性廃棄物については、処理ルートや引取先の周知などを徹底し、適正な処理の促進に努めます。

処理困難物等	処理方法等
バイク、バッテリー、タイヤ、コピー機、ピアノ、電気オルガン、金庫、消火器、ボウリングの球、発電機、溶接機、エアコンプレッサー、チェーンソー、水中ポンプ、モーター類、印刷機等の大型機械、レンガ、ブロック、石膏ボード、コンクリート片、ガレキ、石、砂、土等 その他、市の処理施設等の機能及び技術上の能力の限界を超え、処理が困難と認められるもの	購入先の引き取り、または一般廃棄物収集運搬許可業者による処理
在宅医療の注射針等感染性廃棄物	医療機関、または薬局へ返却
家電四品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）	家電リサイクル法に基づく処理 購入先の引き取り、または一般廃棄物収集運搬許可業者による処理
パソコン(周辺機器を除く)	メーカー等の自主回収

⑤非常時における相互支援

新規

環境センターやクリーンセンター多摩川など、本市における非常事態時や他市のごみ処理に係る非常事態時、また、災害発生時には、他自治体や関係団体と相互に支援・連携し、円滑なごみ処理事業を維持できるよう努めます。

また、国立市総合防災計画に基づくごみ臨時集積所の候補地の選定を始めとした（仮称）災害時ごみ・がれき処理マニュアルについて関係部署と連携を図り作成に向けての検討を進めます。

循環型社会づくり・低炭素社会づくり:中間処理に関する活動内容

施策	活動内容	
①適正な中間処理と安定的な管理運営	クリーンセンター多摩川：適正な中間処理の維持	継続実施
	クリーンセンター多摩川：余熱の再利用	継続実施
	環境センター：安定操業の維持	継続実施
	環境センター：各処理工程の効率化の検討	検討課題
②再資源化の推進	環境センター：再資源化の推進	継続実施
	環境センター：新たな再資源化の調査研究	検討課題
③中間処理施設の延命化	延命化のための適正な施設更新などの調査	
④処理困難物等の適正処理の促進	処理ルートや引取先の周知などの徹底	
⑤非常時における相互支援	支援・連携による円滑なごみ処理事業の維持	新規実施（重点）
	（仮称）災害時ごみ・がれき処理マニュアルの作成検討	新規実施（重点）

(5)最終処分

修正

①最終処分ゼロの継続

最終処分は、日の出町民の理解と協力をいただく中で国立市を含め25市1町で共同運営する東京たま広域資源循環組合の二ツ塚処分場で行っています。

2006（平成18）年7月から焼却残灰は埋め立てずにセメントの原料としてリサイクルするエコセメント化事業を開始し、構成自治体のリサイクルの取組も進んだこともあり、埋め立てはリサイクル化ができない不燃ごみのみとなりました。

なお、2010（平成22）年度からは国立市の埋め立てごみの搬入はありません。

引き続き、埋め立てごみの搬入ゼロを継続するとともに、東京たま広域資源循環組合との連携により、生産されたエコセメント製品の利用を促進します。

循環型社会づくり・低炭素社会づくり:中間処理に関する活動内容

施策	活動内容	
①最終処分ゼロの継続	最終処分ゼロの継続	継続実施
	エコセメント製品の利用の促進	新規実施

(6)制度、施策の充実等

修正

①市民・事業者との協働の推進

本基本4計画の推進は行政のみではできません。様々な取組において市民や事業者の皆さんと連携、協力しながら進めていく必要があるため、協働による取組を実践する体制づくりを推進します。

ごみ問題審議会

ごみ問題審議会は、一般廃棄物等の発生抑制、循環的な利用及び適正な処分その他循環型社会の形成の推進に関する事項についての答申など、国立市の廃棄物事業の発展に大きな役割を果たしてきました。今後においてもごみ問題審議会の答申や提言を踏まえ、ごみ処理を取り巻く環境の変化に柔軟に対応した廃棄物事業を展開していく必要があります。

廃棄物減量等推進員活動の活性化

現在、国立市では、自治会や商店会からの推薦や公募市民による47名の廃棄物減量等推進員の皆様にご活躍いただいておりますが、主な活動は、「環境フェスタくにたち」や「レジ袋NOデー」などの市等が主催する各種イベントでの啓発活動の協力が主となっている状況にあります。

また、地域における推進員についての認識が薄いことから、市と推進員個人との活動になりがちな状況にあります。推進員参加で作成された記事の市報等への掲載、市と推進員による地域活動への参加（地域イベントでの「ミニごみ相談会」の実施など）や研修会の開催などを通じて積極的に情報提供を進めることによって、「地域に身近なごみの相談員」という存在になっていただけるような仕組みづくりを検討します。

廃棄物減量等推進員を、地域等におけるごみ減量の推進者のリーダーとして位置づけ、活動の活性化を検討します。

廃棄物減量等推進員

国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例施行規則
(廃棄物減量等推進員)

第4条 条例第13条第1項の規定により委嘱された廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）は、次の各号に掲げる事項について、市の施策に協力するものとする。

- (1) 一般廃棄物等の発生抑制又は循環的な利用による減量に関し、地域住民の意識の向上に関すること。
- (2) 一般廃棄物等の分別及び適正な排出等に関すること。
- (3) 一般廃棄物等の資源化及び再利用の促進に関すること。
- (4) 不法投棄の防止に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物等の発生抑制又は循環的な利用による減量及び適正な処理に関すること。

廃棄物等管理責任者との協働

事業用途に供する延床面積 1,500 m²以上の大規模建築物の所有者は、廃棄物等管理責任者を選任し、その旨を市に提出しています。廃棄物等管理責任者をごみ減量の推進者として位置づけ、さらなる大規模建築物の減量を促進するための協働の仕組みづくりを検討します。

市民グループ等との協働

国立市では、多くの市民組織がごみの減量やリサイクルの推進、まちの美化などの環境改善のための活動を行っています。マイバッグキャンペーン参加団体や堆肥化研究会などの既存団体との連携を図るとともに、市民の協働による減量、資源化を促進するために、活動する市民グループの支援や育成に努めます。

また、国立市美化推進協議会を始め自治会などが中心となった環境美化活動には、多くの市民が参加しています。

環境美化活動は、清掃に参加する市民の目がまちの安全と安心を見守るとともに、ポイ捨てや不法投棄の減少、ひいてはごみの減量にもつながる取組です。今後も、これまでの実績と仕組みを活かし、その活動を紹介、支援するなどして環境美化活動を推進していきます。

2014(平成26)年度ごみゼロ運動実績

日付	場所	参加団体数	参加人数	ごみ収集量
5月25日	国立駅北、南口、谷保駅前、矢川駅前ほか	19団体	242人	可燃3,150 kg、不燃410 kg
10月30日		24団体	313人	可燃5,940 kg、不燃440 kg

※そのほか各地域での清掃活動あり。なおごみ収集量については合算している。

2014(平成26)年度クリーン多摩川国立実績

日付	場所	参加団体数	参加人数	ごみ収集量
11月16日	多摩川河川敷公園周辺	20団体	656人	可燃84 kg、不燃532 kg
3月15日		21団体	442人	可燃135 kg、不燃486 kg



ごみゼロ運動



クリーン多摩川国立

自治会等との協働

資源集団回収や減量活動などにおいて、主体となっている自治会との連携をさらに進めるとともに、新たな自治会や管理組合などの地域団体による資源集団回収を促進します。

ごみ減量の出前講座などあらゆる機会を捉えて資源集団回収の利点を周知し、団体数を拡充していきながら、安定的な回収が確保されるよう、回収業者の紹介などの実施団体の支援を行います。

事業者等との協働

マイバッグキャンペーンでは、これまでも小売店舗、市民との協働で実施しています。

小売店舗との連携を図るとともに、商工会等との連携も図りながら、過剰包装を抑制し、マイバッグ持参の奨励やレジ袋の有料化、資源物の店頭回収など、ごみの減量や資源化に積極的に取り組んでいる「ごみ減量協力店」としての参加などの協力を求めます。

市民・事業者との協働

本基本計画の各種施策を推進するにあたり、市民・事業者・市の三者による懇談会を開催するなどして、関わる主体が情報を共有し、基本計画の推進に向けて連携し合う場づくりを検討します。

②啓発の推進

修正

広報の強化

現在、市のごみに関する情報は、市報くにたちや市ホームページ、ごみ出しメール発信、くにたち生活便利帳、配布パンフレットで周知しています。

2014（平成26）年度の市報では、清掃行政に関する記事は年間24回発行の内23回に55の記事を掲載しましたが、紙面の制約もあり十分とは言えない状況にあります。2014（平成26）年度に試験的に「くにたちごみ減量ニュース」としてごみ減量課発行のお知らせを全戸配布しました。引き続きごみ減量課発行のニュースを定期的に全戸配布する取組を進めます。また、市ホームページでの情報発信の内容を精査し効果的な情報発信に努めます。さらに、転入者や高齢者等への対応を強化するとともに、市などから発信する情報等の伝達方法の改善を検討します。

ごみ出しメール発信者数

2015（平成27）年4月現在	1,816人
-----------------	--------

大学生等を対象とした啓発の推進

国立市は、市内に大学を有することから、一人暮らしの方も多数います。市民としてのごみ出しのルールをよく理解せず、近隣とのトラブルになるケースがあります。生活者としての学生に向けて、オリエンテーション等を利用したごみの分別・減量等の啓発を行います。

また、卒業などの引越し時に排出される家具類のリユースへの呼びかけや、適正な処分方法についても啓発を行います。

2014(平成26)年度ミニ出前講座開催実績

ごみ減量について	2回565名	東京女子体育大学、一橋大学
----------	--------	---------------

③環境学習等の充実

修正

施設見学会の実施

現在、国立市の「環境センター」、稲城市にある「クリーンセンター多摩川」、日の出町にある「二ツ塚処分場」を中心に施設見学会を行っています。

申し込みは、小・中学校や自治会等の団体が多く、ごみ処理現場の実態を見ていただくことでごみ減量への意識の向上を図っています。

さらに多くの市民・事業者の皆さんに参加していただくために、参加者の要望に沿った新たな見学先の確保や、夏休み時期の開催など参加しやすい状況の整備を行います。

なお、日の出町民と国立市民との相互理解を深め、日の出町の協力と負担のもと埋立ごみの削減のために行われている焼却残灰のエコセメント化への周知・啓発を図るため、最終処分場などの見学会や交流会などを行う「三多摩は一つなり交流事業」を、東京たま広域資源循環組合と連携し、推進します。

2014(平成26)年度施設見学会実績

	環境センター	クリーンセンター多摩川	二ツ塚処分場	備考
国立第一小学校		○	○	4年生67名
国立第二小学校		○		4年生66名
国立第三小学校	○	○		4年生74名
国立第四小学校	○	○	○	4年生53名
国立第六小学校	○	○		4年生77名
国立第七小学校	○			4年生75名
国立第八小学校	○	○		4年生54名
桐朋小学校	○			4年生74名
国立音楽大学付属小学校	○			4年生73名
計	480名	391名	120名	

	環境センター	クリーンセンター多摩川	二ツ塚処分場	久喜宮代衛生組合	蕨戸田衛生センター	富士新幸(株)
11自治会等		6団体100名	4団体92名	1団体16名	1団体16名	1団体19名
一橋大学ゼミ学生	20名					
市役所新人研修	32名	32名				
計	32名	132名	92名	16名	16名	16名

※複数の施設見学の自治会があり合計数は異なる。

「わくわく塾」やイベントでの啓発の推進

施設見学会だけでなく、ごみ問題に関する出前講座「わくわく塾」やミニ出前講座を通して、ごみの分別の徹底とごみ減量の啓発を行います。直接お会いすることで分別やごみの出し方など、ごみ行政に関する市民の皆様の声を伺うことで連携を深め、施策への反映を図ります。

また、市職員がゲストティーチャーとして学校に訪問し、今後の循環型社会の担い手となる子どもに対して、ごみ減量・リサイクル推進に関する環境学習の出前授業の実施についても積極的に働きかけていきます。

さらに、ごみ減量課が事務局の「環境フェスタくにたち」や地域のイベントで分別クイズやごみ減量クイズなど娯楽性のある催しを行うことにより、子どもからお年寄りまで、日ごろのごみに関する疑問を気軽に聞ける場の設定や、ごみに関する知識を楽しみながら認識していただけるような仕掛けづくりを行います。

出前講座「わくわく塾くにたち」

「わくわく塾くにたち」は、市民の皆様が主催する学習会などで、皆様を選んで頂いた講座について、市職員が市政の現状や課題、政策内容などの情報や職務で得たノウハウ等を提供するものです。

講座名	サブタイトル
国立市のごみの現状	ごみはどこへ行く
家庭でできるエコについて	エコロジーとはなんだ？
土だけで生ごみが消える！？	家庭で手軽に取り組める生ごみのリサイクル

2014(平成26)年度わくわく塾開催実績

リクエスト講座 ミニ・キエーロについて	6回93名
------------------------	-------

2014(平成26)年度ミニ出前講座開催実績

ごみ減量について	60回2,411名	自治会等
----------	-----------	------

④拡大生産者責任の明確化

新規

拡大生産者責任の考えに基づき、生産者や販売者へ流通や販売等の各段階でのごみの発生抑制の取組や自主的な回収を促すために、他自治体や各種団体等と連携し、東京都や国へ要請を行います。あわせて事業者との定期的な情報交換関係の構築に努めます。

EPR（拡大生産者責任）

自ら生産する製品等について、生産者が、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物等となった後まで一定の責務を負うという考え方

⑤不法投棄対策の推進

新規

不法投棄を防止するためには、不法投棄をさせない環境をつくるのが大切です。不法投棄禁止看板の設置や提示などで抑止を図るとともに、発生した場合はそのまま放置しておくことさらなる不法投棄につながるおそれがあるため、警察と協力して迅速な対応を進めます。きれいな場所には、不法投棄をしにくいいため、きれいな環境を保つとともに、特に、不法投棄が多い地域については、不法投棄の発生状況などの情報を発信するなどして、地域と連携し不法投棄防止パトロールなどの対策を講じます。

⑥資源物の持ち去り対策の推進

新規

古紙持ち去り行為の被害は、行政回収だけではなく市民団体に運営している集団回収まで及んできており、地域によっては3割程度が持ち去られている現状もあると聞いています。そのため、市民、行政、回収業者の信頼関係を損なうような事態を招いており、社会的な問題となっています。持ち去りが市民の目前で起きているということは地域の安全、安心な生活を脅かすことにもつながり、多大な不安を与えているおそれもあります。

パトロールを実施するなど対応はしているものの、被害は後を絶たないため、今後、必要に応じて持ち去り禁止条例などの制定についての検討を進めます。

制度、施策の充実等に関する活動内容

施策	活動内容	
①市民・事業者との協働の推進	協働による取組を実践する体制づくりの推進 ごみ問題審議会 廃棄物減量等推進員活動の活性化 廃棄物等管理責任者との協働 市民グループ等との協働 自治会等との協働 事業者等との協働 市民・事業者との協働	継続実施 (継続実施) (検討課題:重点) (新規実施:重点) (継続強化) (継続強化) (継続強化) (継続強化) (検討課題:重点)
②啓発の推進	広報の強化 大学生等を対象とした啓発の推進	継続強化(重点) 継続強化(重点)
③環境学習等の充実	施設見学会の実施 「わくわく塾」やイベントでの啓発の推進	継続実施 継続実施
④拡大生産者責任の明確化	東京都や国への要請 事業者との定期的な情報交換関係の構築	継続実施 継続強化
⑤不法投棄対策の推進	不法投棄をさせない環境づくり	継続強化
⑥資源物の持ち去り対策の推進	禁止条例などの制定についての検討	検討課題(重点)

1. 家庭ごみ有料化の実施状況と効果

国立市は、焼却の中間処理及び最終処分を広域化として稲城市と日の出町の住民の方々に負担をおかけしている状況にあります。これまで様々な取組を展開し、ご理解とご協力をいただいているところではありますが、同じ状況下にある多摩地域各市と比べると、ごみの減量の取組の成果としては遅れていると言わざるを得ません。

中間処理施設と最終処分場の延命化や周辺住民の負担軽減、また循環型社会の形成に向けてごみ発生・排出抑制、資源化のさらなる推進を図るために、行政が取組み得るすべての手法を市民の協働のもと実施していかなければならない状況といえます。

多摩地域で多くの市が実施している「家庭ごみの有料化」は、ごみ減量・リサイクル推進への誘因の提供、ごみ問題・適正排出への関心の高まり、負担の公平性の確保、さらにごみの処理経費を削減できる効果が期待でき、排出者の責任を明確にするための施策としては有効です。

現状では、市民のごみに対する意識やごみ発生抑制の取組みの評価が困難な中、排出者である市民が自らの取組みを、目に見える形で実感できる施策としてもその効果は期待できます。

「家庭ごみの有料化の制度設計について」の中間答申を踏まえて、本基本計画の制度、施策の充実等の一つの施策として家庭ごみの有料化について整理し、多摩地域の自治体の共通課題であるごみの減量化の手法の一つである「家庭ごみの有料化」の実施を検討する場合には、中間答申に留意して推進することとします。

(1) 家庭ごみの有料化の実施状況と効果

1) 家庭ごみ有料化の実施状況

家庭ごみの減量化などを狙いとして、多摩地域では現在、26 市中 22 の市が家庭ごみ処理の有料化を導入しています。

また、全国では2014(平成26)年4月時点で1,741 自治体中1,086 の自治体(62.4%)で導入されており、近年増加傾向にあります。

家庭ごみ有料化を取り巻く背景

年	主な内容
1990 (平成2) 年	環境保全のための循環型社会システム検討会報告書 (環境庁) 経済的要因作りとして有料化の促進の提言
1992 (平成4) 年	廃棄物問題に関する報告書 (全国市長会) 有料化を促進
1993 (平成5) 年	経済的手法の活用による廃棄物減量化研究会報告書 (厚生省) 有料化の推進
2001 (平成13) 年	多摩地域におけるごみゼロ社会をめざして (報告書) (東京都市長会) 平成15年度までを目途に全市において家庭ごみの有料化を進める。
2005 (平成17) 年	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の改正 (環境省) 国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことを明確化

多摩地域における家庭ごみ処理の有料化実施の推移

実施年月（平成）	実施団体数	実施団体	実施年月（平成）	実施団体数	実施団体
1998（10）年10月	1	青梅市	2006（17）年10月	2	町田市、狛江市
2000（12）年10月	1	日野市	2008（20）年1月	1	西東京市
2001（13）年6月	1	清瀬市	2008（20）年4月	1	多摩市
2002（14）年4月	2	昭島市、福生市	2009（21）年10月	1	三鷹市
2002（14）年10月	2	東村山市、羽村市	2010（22）年2月	1	府中市
2005（16）年4月	2	調布市、あきる野市	2013（25）年6月	1	国分寺市
2005（16）年10月	3	八王子市、武蔵野市、稲城市	2014（25）年11月	1	立川市
2006（17）年8月	1	小金井市	2014（26）年10月	1	東大和市
小計	13		小計	9	

※未実施：小平市、東久留米市、武蔵村山市、国立市

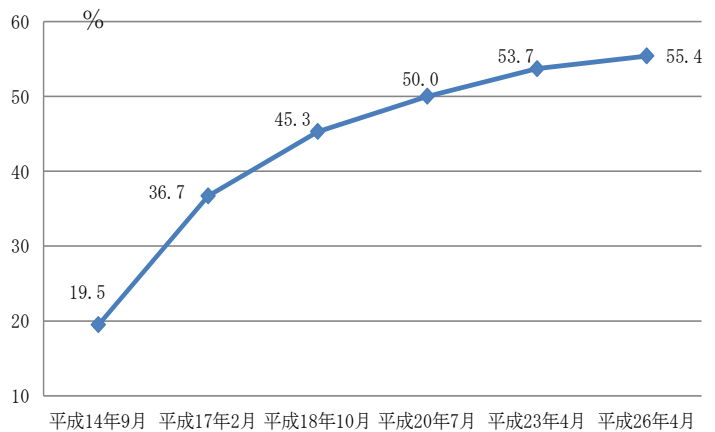
全国都市の有料化実施率の推移

全国市区町村の有料化実施状況

2014（平成26）年4月現在

	総数	有料化実施	有料化実施率
市区	813	450	55.4%
町	745	517	69.4%
村	183	119	65.0%
市区町村	1,741	1,086	62.4%

第9期ごみ問題審議会山谷会長提供資料より引用



第9期ごみ問題審議会山谷会長提供資料参考

2) 家庭ごみ減量手段としての有料化の効果

家庭ごみ有料化を導入することにより、次のような効果が期待できます。

- ①ごみ減量・リサイクル推進への誘因を提供できる。
- ②負担の公平性を確保できる。
- ③ごみ問題・適正排出への関心が高まる。
- ④ごみの処理経費を削減できる。

多摩地域で家庭ごみ有料化を実施した市では、実施後の平均として1人1日当たりのごみ収集量（資源を含む）について7.6～31.5%（平均16.0%）の減少効果が表れています。

有料化導入自治体の家庭ごみ量の推移

上段：収集量、下段：増減率、単位：g/人日

市名	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平均
青梅市	816.0	775.0	655.9	684.9	706.5	717.5	714.4	694.3	693.6	697.9	662.4	663.6	646.6	638.0	631.8	631.3	626.2	671.0
			-19.6%	-16.1%	-13.4%	-12.1%	-12.5%	-14.9%	-15.0%	-14.5%	-18.8%	-18.7%	-20.8%	-21.8%	-22.6%	-22.6%	-23.3%	-17.8%
日野市	948.2	952.6	932.6	859.7	689.1	696.5	691.4	662.5	669.1	664.5	639.7	633.0	606.8	595.9	595.3	584.3	577.5	638.9
					-26.1%	-25.3%	-25.9%	-29.0%	-28.3%	-28.7%	-31.4%	-32.1%	-34.9%	-36.1%	-36.2%	-37.3%	-38.1%	-31.5%
清瀬市	731.1	743.2	735.7	756.3	716.4	687.8	686.0	641.1	670.0	655.7	627.6	611.5	603.3	587.5	580.6	583.7	585.8	626.7
						-9.1%	-9.3%	-15.2%	-11.4%	-13.3%	-17.0%	-19.1%	-20.2%	-22.3%	-23.2%	-22.8%	-22.5%	-17.1%
昭島市	798.0	810.5	798.5	767.6	803.1	697.8	702.9	695.0	701.6	696.9	673.5	658.2	643.6	633.9	633.4	629.2	624.3	663.0
							-12.5%	-13.5%	-12.6%	-13.2%	-16.1%	-18.0%	-19.9%	-21.1%	-21.1%	-21.7%	-22.3%	-17.5%
福生市	883.8	907.3	858.5	840.9	852.4	773.4	781.1	772.9	772.5	753.4	731.8	718.3	699.3	690.8	689.4	682.8	677.1	724.5
							-8.4%	-9.3%	-9.4%	-11.6%	-14.1%	-15.7%	-18.0%	-19.0%	-19.1%	-19.9%	-20.6%	-15.0%
東村山市	801.2	787.4	801.5	756.5	730.8	702.4	649.6	635.3	645.0	639.9	617.6	601.6	587.9	578.1	574.3	570.4	569.2	606.3
							-11.1%	-13.1%	-11.7%	-12.4%	-15.5%	-17.7%	-19.6%	-20.9%	-21.4%	-21.9%	-22.1%	-17.0%
羽村市	790.4	806.6	832.8	814.8	826.3	803.0	757.9	756.5	766.8	755.7	719.5	705.7	679.6	666.6	678.3	681.5	682.1	713.7
							-8.3%	-8.4%	-7.2%	-8.5%	-12.9%	-14.6%	-17.8%	-19.3%	-17.9%	-17.5%	-17.5%	-13.6%
調布市	799.4	814.0	808.3	799.5	779.6	777.2	774.0	716.3	723.4	721.3	688.6	665.8	649.6	635.6	630.5	630.3	627.9	663.7
									-6.5%	-6.8%	-11.0%	-14.0%	-16.1%	-17.9%	-18.5%	-18.6%	-18.9%	-14.3%
あきる野市	929.3	957.7	955.4	990.7	1,008.1	1,006.7	1,040.9	892.6	892.5	894.7	864.2	842.2	804.9	795.8	792.5	784.8	780.9	828.1
									-14.3%	-14.0%	-17.0%	-19.1%	-22.7%	-23.5%	-23.9%	-24.6%	-25.0%	-20.4%
八王子市	772.0	775.4	763.6	770.1	759.1	742.2	751.8	697.9	631.1	633.0	618.2	613.1	593.9	590.1	607.6	603.5	603.6	610.5
									-16.1%	-15.8%	-17.8%	-18.4%	-21.0%	-21.5%	-19.2%	-19.7%	-19.7%	-18.8%
武蔵野市	870.3	849.7	850.6	833.5	822.4	803.3	783.3	768.8	763.8	766.2	743.3	720.6	695.6	691.4	679.5	676.7	674.0	712.3
									-2.5%	-2.2%	-5.1%	-8.0%	-11.2%	-11.7%	-13.3%	-13.6%	-14.0%	-9.1%
稲城市	731.9	739.5	750.6	760.1	754.8	716.3	711.3	681.9	673.2	684.3	666.6	650.4	625.4	611.9	603.6	595.5	589.6	633.4
									-5.4%	-3.8%	-6.3%	-8.6%	-12.1%	-14.0%	-15.1%	-16.3%	-17.1%	-11.0%
小金井市	759.7	763.3	764.2	782.0	765.5	763.2	745.8	733.4	730.4	687.8	654.2	629.2	612.1	603.3	594.8	587.7	589.3	619.8
										-6.2%	-10.8%	-14.2%	-16.5%	-17.7%	-18.9%	-19.9%	-19.6%	-15.5%
町田市	763.9	765.4	746.9	738.2	732.1	734.6	734.1	721.2	706.7	630.7	613.1	601.5	587.8	581.9	577.7	569.9	567.8	591.3
										-12.5%	-15.0%	-16.6%	-18.5%	-19.3%	-19.9%	-21.0%	-21.3%	-18.0%
狛江市	833.0	839.9	828.2	832.0	818.8	812.7	810.1	793.9	771.7	715.7	702.1	680.7	663.3	645.6	640.4	634.9	629.2	664.0
										-9.9%	-11.6%	-14.3%	-16.5%	-18.7%	-19.3%	-20.0%	-20.7%	-16.4%
西東京市					721.6	715.7	707.5	691.1	688.9	677.2	645.9	578.1	570.2	577.4	570.6	567.1	575.2	573.1
											-14.6%	-15.8%	-14.7%	-15.7%	-16.3%	-15.1%	-15.4%	
多摩市	858.0	855.9	831.5	786.5	741.2	732.5	722.4	701.1	680.9	679.1	675.9	592.4	585.6	586.2	587.3	581.2	575.0	583.1
													-13.4%	-13.3%	-13.1%	-14.0%	-14.9%	-13.7%
三鷹市	804.8	794.7	796.7	774.4	748.0	738.2	720.1	702.4	702.3	703.2	678.8	660.1	629.9	606.7	607.8	611.6	614.3	610.1
														-8.1%	-7.9%	-7.3%	-6.9%	-7.6%
府中市	815.4	804.8	791.3	787.0	780.2	772.6	765.1	739.5	733.3	708.1	667.6	643.5	640.3	537.3	550.5	553.0	548.8	547.4
														-16.5%	-14.5%	-14.1%	-14.7%	-14.9%
国立市	822.2	793.3	764.6	773.7	766.9	766.3	763.8	732.0	741.5	741.1	698.4	686.3	671.3	657.6	661.1	661.3	668.1	

2013（平成25）年度の国立市の資源物を含めた家庭系ごみの1人1日当たりの収集量は、668.1g/人日ですが、この時点で有料化を実施している21市のうち平成25年度には有料化の導入効果データをとれる19市の平均ごみ収集量は616.7g/人日であり、当市と比べ51.4g/人日少ない状況です。

また、ごみを有料化すると、直後は減少しても再びもとに戻ってしまうリバウンドを指摘されることありますが、ごみの有料化を導入した自治体の以降の状況からは引き続き減量効果を保っており、際立ったリバウンドは生じていません。

焼却処理のために加入している多摩川衛生組合の構成市の中で国立市のごみ減量の取組は遅れており、施設所在地の稲城市民に対する環境負荷軽減のため、ごみ減量は急務の課題です。また最終処分場所在地の日の出町に対する環境負荷軽減と施設延命化への対応は、多摩25市1町の共通の課題であります。

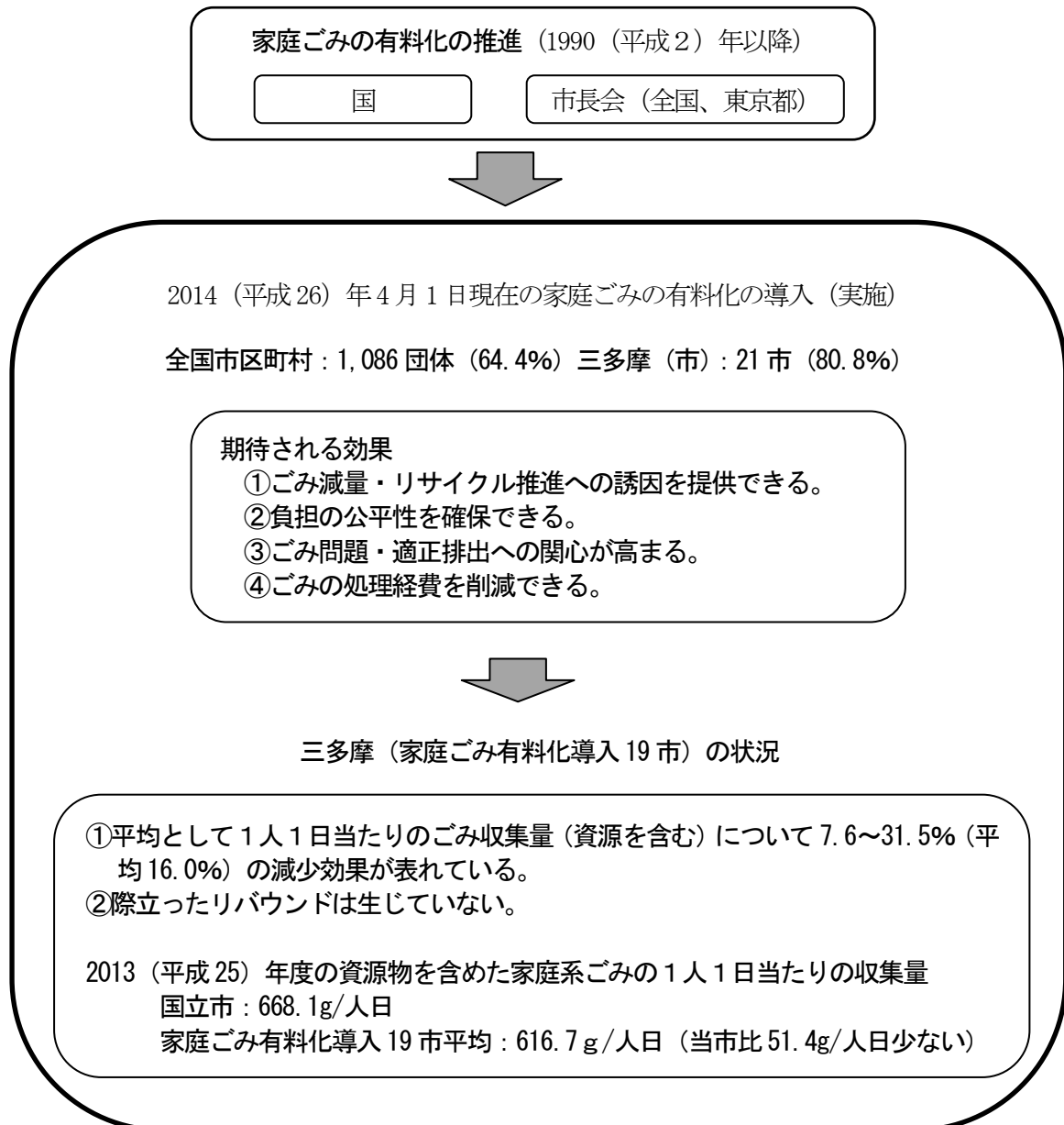
ごみ減量の実績が多摩地域26市の平均を下回る国立市として、家庭ごみの有料化を含めて行政が取り組み得るすべての手法を通じて市民との協働のもとに大胆な減量に取り組む必要があります。

2013（平成25）年度における比較

可燃ごみ収集量		総ごみ収集量	
府中市	316g/人日	多摩地域26市平均	624g/人日
狛江市	414g/人日	国立市	668g/人日
稲城市	428g/人日	収集量の差 (増減率)	44g/人日 (6.6%多い)
多摩川衛生組合 構成4市平均	393g/人日		
国立市	415g/人日		
収集量の差 (増減率)	22g/人日 (5.3%多い)		

3)家庭ごみ減量手段としての有料化の効果のとりまとめ

家庭ごみの有料化の実施状況と効果をとりとめると、次のようなフローを描けます。



2. 家庭ごみ有料化の制度設計

(1) 有料化の対象について

1) 現在の分別区分

分別区分	排出方法	収集頻度等
可燃ごみ	中身の確認できる透明・半透明の任意のビニール袋に入れて集積所に出す。	週2回
不燃ごみ		週1回 (同日収集)
プラスチック製容器包装		
製品プラスチック		
有害物・危険物 (蛍光管・電球、体温計、乾電池、ライターの4種別)		週1回 (同日収集)
紙類 (雑誌・本、ダンボール、牛乳パック、その他の紙、新聞紙の5種別)	その他の紙は紙袋で、それ以外の4種別はそれぞれ紐で十字に縛り集積所に出す。	週1回 (同日収集)
衣類	紐で十字に縛り集積所に出す。	
ビン・ペットボトル、カン・スプレー缶の2種別	種別ごとに中身の確認できる透明・半透明の任意のビニール袋に入れて集積所に出す。	週1回
せん定枝、葉・草	せん定枝は束ねて、葉・草は中身の確認できる透明・半透明の任意のビニール袋に入れて自宅前に出す。	申込の都度
粗大ごみ	申込後、粗大ごみ処理券(有料シール)を貼って自宅前に出す。(集合住宅は集積所)	申込の都度 (有料)

※なお、いずれのごみも環境センターへ有料で持ち込むことが可能。

2) 対象品目の検討

①全品目(可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ)を対象とした場合

EPR(拡大生産者責任)の観点から、再生利用が可能な資源ごみは、できる限り生産者・販売店・民間業者によって回収されるべきであり、これを経済的に誘導するため、資源ごみを有料化の対象とするべきであるとの考え方もあります。

費用負担の公平性から全品目を有料化することも考えられますが、円滑な制度導入のためには市民の負担感・受容性への配慮が必要と考えます。

②可燃ごみ、不燃ごみを対象とした場合

焼却処分・最終処分の抑制や環境負荷の低減、有効資源の循環等のためさらなるごみの減量化・資源化を進めることが課題となっている現状から、可燃ごみ、不燃ごみの発生抑制・排出抑制を推進する必要があると考えられます。

③容器包装プラスチックを対象とした場合

一部自治体では容器包装プラスチックの有料化を導入しています。排出にあたり不燃ごみへの混入など分別意識のインセンティブ(動機付け)が薄れる可能性も考えられますが、透明指定袋の使用により分別適正化が図れ、使い捨て容器包装物の排出抑制につながることも考えられます。

3)多摩地域有料化導入等自治体の対象品目の状況

多摩地域で家庭ごみ有料化を実施している 22 市においては、可燃、不燃ごみは全ての市で対象とし、さらに容器包装プラスチックを対象にしている市は 9 市 (40.9%) です。

また、容器包装プラスチックを可燃や不燃ごみでの収集で取扱っている市は 5 市あり、結果的に 14 市 (63.6%) が容器包装プラスチックを有料としているともいえます。なお、びん・缶、ペットボトルについては全ての市で無料扱いとしています。

多摩地域有料化導入等自治体の対象品目の状況

市名	可燃ごみ	不燃ごみ	容器包装プラスチック
青梅市	○	○	○
日野市	○	○	不燃ごみ扱い (発泡容器、硬質プラスチックは無料)
清瀬市	○	○	○
昭島市	○	○	○
福生市	○	○	対象外
東村山市	○	○	○
羽村市	○	○	対象外
調布市	○	○	対象外
あきる野市	○	○	可燃ごみ扱い
八王子市	○	○	対象外
武蔵野市	○	○	対象外
稲城市	○	○	可燃ごみ扱い (発泡容器は無料にて拠点回収)
小金井市	○	○	○
町田市	○	○	可燃ごみ (一部地区で不燃ごみ) 扱い
狛江市	○	○	可燃ごみ扱い
西東京市	○	○	○
多摩市	○	○	○
三鷹市	○	○	対象外
府中市	○	○	○
国分寺市	○	○	対象外
立川市	○	○	対象外
東大和市	○	○	○

4)多摩地域有料化導入等自治体の収集状況

多摩地域で家庭ごみ有料化を実施している 22 市における収集状況については次のとおりです。

対象品目	収 集 状 況					
	可燃ごみ	週 2 回収集 (22 市 : 100%)				
不燃ごみ	週 1 回収集 (1 市 : 4.5%)	2 週 1 回収集 (15 市 : 68.2%)	3 週 1 回収集 (1 市 : 4.5%)	月 1 回収集 (5 市 : 22.7%)		
容器包装 プラスチック	週 2 回収集 (2 市 : 9.1%)	週 1 回収集 (15 市 : 68.2%)	2 週 1 回収集 (2 市 : 9.1%)	3 週 2 回収集 (1 市 : 4.5%)	月 3~4 回収集 (1 市 : 4.5%)	月 1 回収集 (1 市 : 4.5%)
びん・缶	週 1 回収集 (10 市 : 45.5%)			2 週 1 回収集 (12 市 : 54.5%)		
ペットボトル	週 1 回収集 (6 市 : 27.3%)	2 週 1 回収集 (11 市 : 50.0%)	月 3 回収集 (1 市 : 4.5%)	月 1 回収集 (1 市 : 4.5%)	拠点回収等 (3 市 : 13.6%)	

対象品目	収 集 状 況				
	週1回収集 (11市：50.0%)	2週1回収集 (7市：31.8%)	月3回収集 (1市：4.5%)	月2回収集 (1市：4.5%)	月1回収集 (2市：9.1%)
古着等	週1回収集 (9市：40.9%)	2週1回収集 (7市：31.8%)	月3回収集 (1市：4.5%)	月2回収集 (1市：4.5%)	月1回収集※ (4市：18.2%)
新聞	週1回収集 (9市：40.9%)	2週1回収集 (10市：45.5%)	月3回収集 (1市：4.5%)	月2回収集 (1市：4.5%)	月1回収集 (1市：4.5%)
雑誌雑紙	週1回収集 (9市：40.9%)	2週1回収集 (9市：40.9%)	月3回収集 (1市：4.5%)	月2回収集 (1市：4.5%)	月1回収集※ (2市：9.1%)
ダンボール	週1回収集 (6市：27.3%)	2週1回収集 (8市：36.4%)	月1回収集 (7市：31.8%)	拠点回収 (1市：4.5%)	

※新聞：府中市、昭島市（4週1回収集）は月1回として計上

※ダンボール：昭島市（4週1回収集）は月1回として計上

市名	可燃 ごみ	不燃 ごみ	容器包装 プラスチック	びん ・缶	ペット ボトル	古着等	新聞	雑誌 雑紙	ダン ボール	有害	金属	小型家電		
青梅市	週2	月1	月3~4	2週1	2週1	月1	月1	月1	月1	週1				
日野市		週1	不燃扱い		月1	2週1		週1	2週1		週1	月1	月1	
清瀬市		2週1	週1	週1	専用回収 週1	週1	週1	週1	週1	拠点回収				
昭島市		3週1	3週2		週1		週1	4週1	週1	週1	週1			
福生市		月1	週1	週1	2週1	月1	2週1	2週1	2週1	月1	週1			
東村山市					週1	2週1				週1	週1	週1	週1	週1
羽村市		2週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1	月1	月1		
調布市					週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1	2週1		
あきる野市		可燃扱い	週1	週1	週1	拠点回収 2週1※	2週1	2週1	2週1	2週1	2週1	2週1	2週1	
八王子市		週1				週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1	
武蔵野市		可燃扱い	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1		
稲城市		週1					週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
小金井市		週1	2週1	週1	週1	2週1	週1	週1	週1	週1	2週1	2週1		
町田市		不燃扱い									週1	週1	週1	週1
狛江市		週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1	2週1			
西東京市		週1									週1	週1	週1	週1
多摩市		週1	週1	週1	週1	2週1	2週1	2週1	2週1	2週1	2週1	2週1	2週1	
三鷹市		週1					週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
府中市		2週1	週1	週1	2週1	拠点回収 週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1		
国分寺市							週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1	4週1
立川市	週1						週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1	月1
東大和市	月1	週1	週1	週1	2週1	月3	月3	月3	月3	月1				

※八王子市は、平成26年10月からペットボトルの収集を週1回から2週に1回に変更

5)有料化の対象についてのとりまとめ(第9期ごみ問題審議会からの中間答申内容)

有料化の導入の目的は、ごみの減量化・資源化を促進するとともに、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性を確保することにあります。費用負担の公平性からは、全品目を有料化することも考えられますが、円滑な制度導入のためには市民の負担感・受容性への配慮が必要です。

環境負荷の低減のため、さらなるごみの減量化・資源化を早急に進めることが差し迫った課題である現状を踏まえると、「燃やすごみ」、「不燃ごみ」を有料化の対象として発生抑制・排出抑制を推進し、再生利用が可能な資源ごみは、今回は有料化の対象外とすることで、分別排出を促進させることが適切と考えます。

なお、資源ごみについても、分別徹底を図るとともに、発生抑制・排出抑制を推進する必要があります。

また、不適物混入の多い容器包装プラスチック等は、より違反ごみが混入し手選別作業が増加する可能性が危惧されるため、分別排出の動機づけや不適正排出の抑制、さらにはレジ袋の削減の観点から有料化の対象に加えるのが適当と考えます。

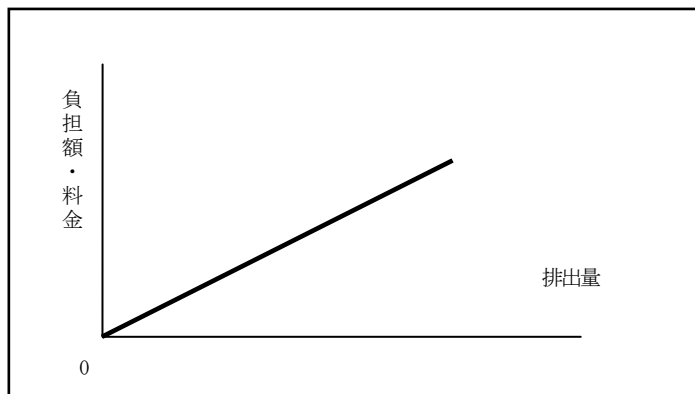
なお、家庭ごみのうち、すでに有料（粗大ごみ券）で戸別収集を実施している粗大ごみについては、有料化の制度目的をふまえ、制度全体の整合性を確保するため、対象品目と手数料の見直しを図るべきと考えます。

(2)手数料の料金体系について

1)主な手数料の料金体系

手数料体系の主要な方式として、排出するごみの量に単純に比例して手数料を負担する「単純従量制」と、排出するごみが一定量を超えると排出量に応じて手数料を負担する「超過量従量制」があります。それらの仕組みと特徴は次のとおりです。

①単純従量制



料金体系の仕組み

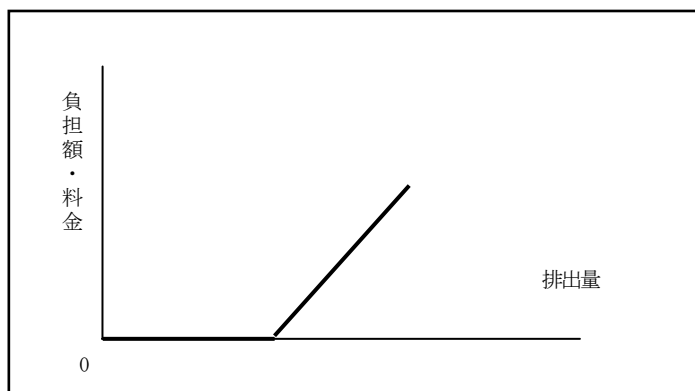
排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量にかかわらず一定である。例えば、ごみ袋毎に一定の手数料を負担する場合には、手数料は、ごみ袋一枚当たりの手数料単価と使用のごみ袋の枚数の積となる。(均一従量制)

利点 ア. 仕組みが単純でわかりやすい

イ. 排出者毎の排出量を管理する必要がなく、制度の運用に要する費用が他の料金体系と比べて安価である。

欠点 ア. 料金水準が低い場合には、排出抑制につながらない可能性がある。

②超過量従量制



料金体系の仕組み

排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。例えば、市町村が、ごみの排出に必要となるゴミ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でゴミ袋やシールを購入するという仕組みである。

利点 ア．一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。

欠点 ア．費用負担が無料となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を抑制するインセンティブ（動機付け）が働きにくい。

イ．排出者毎の排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用するゴミ袋の配布のための費用）が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。

2)実施状況

2014（平成 26）年 4 月現在での家庭ごみ有料化を実施している市の料金体系の仕組みは 9 割以上が単純従量制を採用しており、多摩地域で家庭ごみ有料化を実施している 22 市においても単純従量制を採用している現状にあります。

単純従量制	422市	93.8%
超過量従量制	28市	6.2%
計	450市	100%

第9期ごみ問題審議会山谷会長提供資料より引用

3)手数料体系についての検討経緯と第9期ごみ問題審議会からの中間答申内容

第 8 期ごみ問題審議会（平成 21 年 4 月～25 年 3 月）の答申では、「家庭ごみ有料化に関する制度提案」として、会長の私案「国立型指定袋制度」が示されました。この制度は、超過量従量制の有料化方式でした。

第 9 期ごみ問題審議会は家庭ごみ有料化の制度設計についての市長の諮問に応じて、国立市にふさわしい手数料体系を検討した結果、超過量従量制については大きなごみ減量効果の持続が期待できないこと、制度運用に要する事務的な経費が大きいことなどから、問題が多いと評価するに至りました。

第 9 期ごみ問題審議会の中間答申では、ごみ処理手数料の徴収方法としては、「発生抑制を推進し減量化を促進する」、「費用負担の公平性を確保する」、「将来的に運営費用の負担が少ない制度とする」の 3 つの観点から、多摩地域で家庭ごみ有料化を実施している 22 市においても採用されており、2014（平成 26）年 4 月現在での家庭ごみ有料化を実施している市の 9 割以上が採用している、ごみの排出量に比例してごみ処理手数料が増加する「単純従量制」の採用が適当とされました。

(3)手数料の徴収方法について

1)手数料の徴収方法について

環境省の「一般廃棄物処理有料化の手引き」では、手数料の徴収方法には、家庭系一般廃棄物の場合、手数料を上乗せした市町村の指定ごみ袋、ごみ袋に添付するシールの販売などが標準的である。一方、事業系一般廃棄物の場合は、持ち込み時に重量を計測し、それに応じて徴収する方法が標準的である、とあります。

また、主な手数料の媒体の特徴比較については次のとおりです。

手数料の媒体の特徴比較

	指定ごみ袋	シール
分別の適正化	透明、半透明な指定袋とすることで、ごみの中身を確認できるので、分別の適正化を図ることができる。	ごみ袋の規格を自由にすると、ごみの中身を確認できないので、分別が不適切となりやすい。
取扱いやすさ	収集する際に、排出されている一般廃棄物の量を確認することが容易である。 まとまると重くなり、かさばるために取扱いにくくなる。	ごみ袋に入らない大きさや形の廃棄物を排出する場合にも使用することができる。 収集する際に、排出されている一般廃棄物の量を確認することが比較的困難である。 小さいために取扱いは容易である一方、紛失しやすいものと考えられる。
必要な対応	ごみの種類毎に手数料の料金水準を変える場合には、排出及び収集する際に容易に確認できるように、ごみ袋の表示や色などについて工夫が必要である。 なお、排出抑制効果を得るためには、複数の大きさのごみ袋を用意し、より容量の小さいごみ袋に移行するインセンティブを付与することが重要である。	ごみの種類毎に手数料の料金水準を変える場合には、排出及び収集する際に容易に確認できるように、シールの表示や色などについて工夫が必要となる。 なお、排出抑制効果を得るためには、複数の大きさに対応したシールを用意し、より容量の小さいごみ袋に移行するインセンティブを付与することが重要である。

2)多摩地域有料化導入等自治体の実施状況

多摩地域で家庭ごみ有料化を実施している 22 市においては、全ての市が指定ごみ袋を採用している現状にあります。

色は色味を持っている有彩色で、赤みの橙、黄みの橙、黄味の色相のグループと緑、青、紫の色相のグループに分かれています。なお、西東京、武蔵野、三鷹、東大和市は可燃ごみと不燃ごみの袋は同色としており、その他の 18 市は可燃ごみと不燃ごみの色を違えています。

対象品目	色彩	採用市
可燃ごみ	黄色系	立川、町田、小金井、国分寺、狛江、稲城、多摩(クリーム)、西東京(半透明)
	オレンジ色	調布、あきる野
	ピンク色	昭島
	青色系	八王子、東村山、羽村、福生(水色)
	緑色	武蔵野、青梅、府中、日野、清瀬(半透明)
	藤色	三鷹、東大和
不燃ごみ	黄色	八王子、福生、羽村、西東京(半透明)
	オレンジ色	青梅、府中、昭島、日野、東村山
	ピンク色	狛江、多摩、稲城
	ベージュ	清瀬(半透明)
	青色系	小金井、あきる野、調布(水色)
	緑色	立川、武蔵野、町田
藤色	三鷹、国分寺、東大和	

対象品目	色彩	採用市
容器包装 プラスチック	透明	多摩（半透明）
	紫色	青梅、昭島
	ピンク色	府中
	青色	清瀬（半透明）
	水色	小金井
	藤色	東大和
	灰色	東村山、西東京（透明）

3)手数料の徴収方法についてのとりまとめ(第9期ごみ問題審議会からの中間答申内容)

手数料の徴収方法には、手数料を上乗せした「指定ごみ袋」、「シール」の利用がありますが、多摩地域で家庭ごみ有料化を実施している 22 市においては、全ての市が指定ごみ袋を採用している現状にあります。

手数料の徴収に当たっては、家庭ごみ処理有料化導入の最大の目的である、ごみ問題に対する意識啓発や具体的な減量行動の促進によるごみの減量化を進めるために、ごみ減量の効果を実感できる方法を設定することが望ましいといえます。

また、負担の公平性を確保するためにも、排出量に応じた適正な手数料負担となることが客観的に明確である必要があります。

このことから、手数料の徴収方法については、ごみ排出量を把握することが容易で、負担の公平性が確保される「指定ごみ袋」の採用が適当です。

(4)手数料の設定について

1)手数料の設定について

環境省の「一般廃棄物処理有料化の手引き」では、手数料の料金水準を設定する際は、一般廃棄物の排出抑制及び再生利用の推進への効果や市民の受容性、周辺市町村における料金水準などを考慮する、とあります。

①一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進への効果

一般廃棄物の有料化によって排出抑制への効果を得るためには、排出者に対して排出抑制を促す程度の料金水準とする必要があります。

排出抑制への効果は、手数料の料金水準だけでなく、排出量の現状や廃棄物の種類、排出抑制に対する排出者の意識、有料化と併せて行う施策や料金体系の種類などによって異なると考えられるため、排出抑制効果と料金水準の相関を明示することは困難ではありますが、これまで有料化を導入している市町村の事例を参考とすることが考えられます。

また、一般廃棄物の再生利用を推進するためには、排出者による資源ごみの分別を促すことが求められます。そのためには、資源ごみを排出する際に要する手数料を無料若しくは安くする一方、可燃ごみや不燃ごみを排出する際に要する手数料を資源ごみの場合と比較して高くすることで、各々に要する手数料の料金水準に差を設けることが適当です。

②市民の受容性の考慮

市民の受容性を無視した手数料の料金水準では、不法投棄や不適正排出を誘発する懸念もあります。そのような観点から有料化の制度を円滑かつ効果的に運営するために、市民の受容性に配慮することが適切です。

市民の受容性を考慮した手数料の料金水準となる具体的な金額は、地域差があると考えられるため一概に言えませんが、市民を対象に負担額等に関する調査を実施し、その結果を参考にして定めること等が考えられます。

③周辺市町村における手数料の料金水準の考慮

周辺の市町村の手数料の料金水準を把握し、料金水準に差をつける場合には、その理由や考え方を整理し、また、均衡を図る場合には、有料化によって期待する効果が損なわれないか検討することが適切です。こうした検討は、市民に料金水準を説明する観点からも重要です。

2)多摩地域有料化導入等自治体の手数料水準

多摩地域で家庭ごみ有料化を実施している 22 市における指定袋の料金設定については次のとおりです。なお、西東京、三鷹市など一部の市では可燃ごみ・不燃ごみを共通の袋として袋作成費を軽減しています。

多摩地域で家庭ごみ有料化を実施している22市の手数料水準

大袋：可燃・不燃

規格	単価 (円/1枚)	金額 (円/10)	採用市	
400	40	1.0	1市	清瀬市
	60	1.5	8市	青梅、昭島、福生、多摩、稲城、羽村、あきる野（可燃）、西東京各市
	64	1.6	1市	町田市
	72	1.8	1市	東村山市
	75	1.9	2市	八王子市、三鷹市
	80	2.0	8市	立川、武蔵野、府中、小金井、日野、国分寺、狛江、東大和市
450	84	1.9	1市	調布市

大袋：容器包装プラスチック

規格	単価 (円/1枚)	金額 (円/10)	採用市	
400	20	0.5	1市	西東京市
	30	0.8	2市	青梅市、東村山市
	40	1.0	2市	府中市、清瀬市
	60	1.5	1市	昭島市
	80	2.0	2市	小金井市、東大和市

多摩川衛生組合の構成市及び隣接市の手数料水準

大袋：可燃・不燃

規格	単価 (円/1枚)	金額 (円/10)	多摩川衛生組合構成市	隣接市 (多摩川衛生組合構成以外)
400	60	1.5	稲城市	
	80	2.0	府中市、狛江市	立川市、日野市、国分寺市

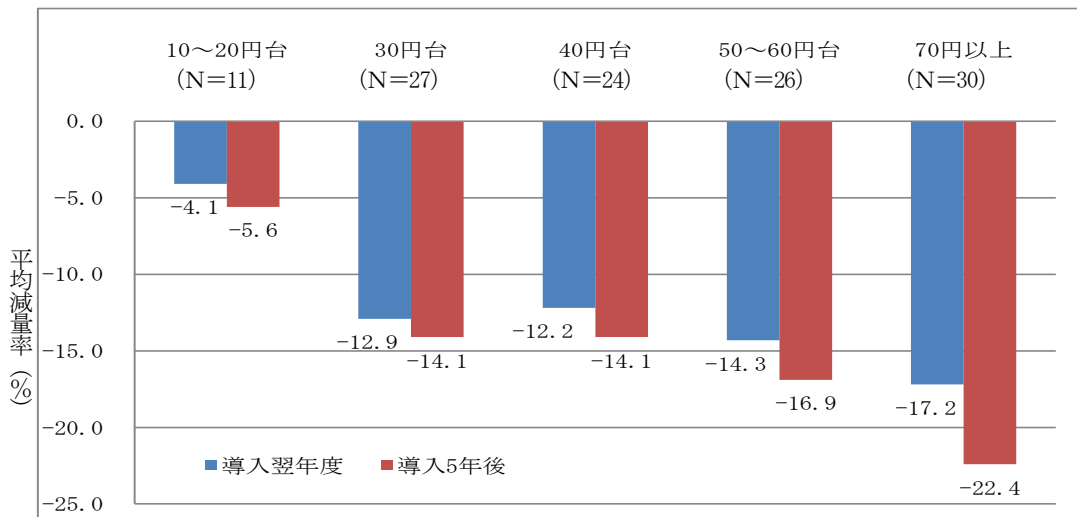
大袋：容器包装プラスチック

規格	単価 (円/1枚)	金額 (円/10)	多摩川衛生組合構成市
400	40	1.0	府中市

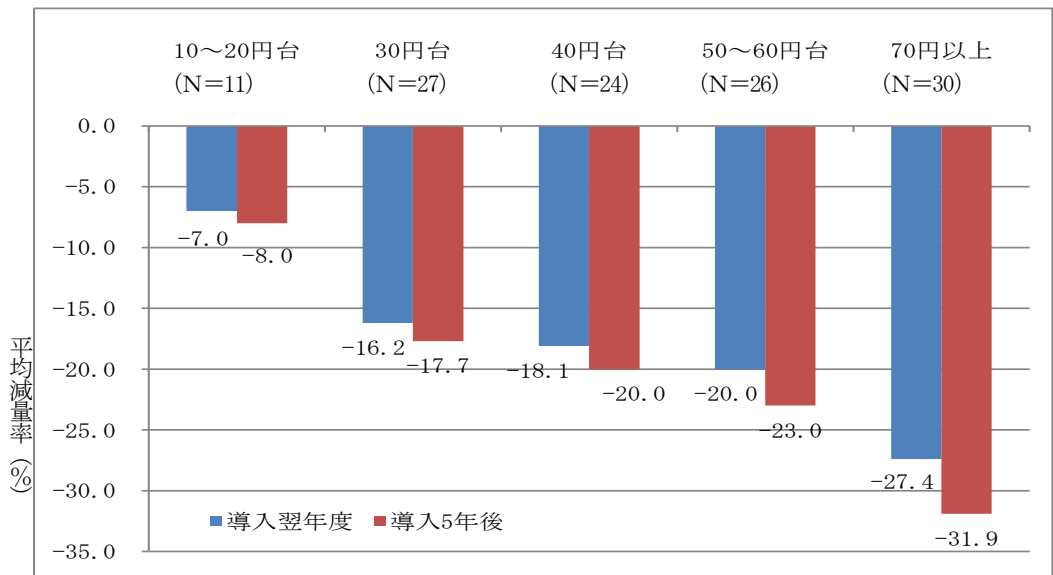
3)家庭ごみの排出抑制について

2000（平成12）年度以降に有料化を導入している市について、手数料の料金水準と平均減量率に関する調査結果を見ると、料金水準が高くなるほど、排出抑制効果が高くなる傾向が見られます。さらに、どの価格帯についても、導入翌年度よりも5年目の方が減量効果は大きく出ていることが分かります。

手数料水準と家庭ごみ排出量の減量効果（単純従量制118市）



手数料水準と可燃・不燃・粗大ごみの減量効果（単純従量制118市）



- ・1人1日当たりベースでの家庭系可燃・不燃・粗大ごみ、集団回収を含む資源物の減量効果（導入前年度比）を大袋（通常40～450）1枚当たりの価格帯別に、有料化導入の翌年度と5年目の年度について示したもの。
- ・有料化導入から5年経過していない場合は3年目、4年目の年度データを5年目の年度に代用、2年目のデータまでしか取れない場合は、分析から除外。

第9期ごみ問題審議会山谷会長の調査資料（2012年2～3月実施）から引用

4)手数料の設定についてのとりまとめ(第9期ごみ問題審議会からの中間答申内容)

手数料を設定する際は、ごみの排出抑制と分別徹底効果、市民の受容性、ごみ処理にかかる経費、近隣市における料金水準等を考慮する必要があります。

市民の受容性を考慮すると、手数料水準は低く抑えた方がよいといえる一方で、2006(平成18)年7月に策定した基本計画では第2期(平成27年度)における1人1日当たりのごみ・集団回収の合計量の目標を706.1gとしており、減量目標を達成するためには、充分なごみの排出抑制と分別徹底効果が得られる料金水準を設定することが求められます。

有料化導入の最大の目的であるごみの減量化・資源化を差し迫った課題として推進するためには、近隣市との均衡を失しない範囲で、最大限の減量効果が得られる料金水準とすべきです。

また、多摩地域で家庭ごみ有料化を実施している22市の事例では、手数料は月額500円程度の負担又は処理経費の20%から25%を手数料設定条件としている状況にあります。

これらのことから、10当たりの単価を2円とし400大袋1枚当たり80円で設定することが適当です。

参考資料

多摩地域で家庭ごみ有料化を実施している 22 市の事例では、手数料は月額 500 円程度の負担又は処理経費の 20%から 25%を手数料設定条件としている。

(1) 市民の受容性の考慮について（月額 500 円未満の価格設定）

2014（平成 25）年度可燃ごみ量：414.9 g/人日
2014（平成 25）年度不燃ごみ量：66.1 g/人日
平均世帯数：2.1 人（平成 25 年 10 月 1 日現在）74,508 人÷35,623 世帯

収集日に毎回ごみを排出するものとして、ごみ袋の単価を算出する。

収集 1 回当たりの可燃ごみ量：414.9 g×2.1 人世帯×3.5 日（7 日÷2 回）=3,049.5 g

収集 1 回当たり不燃ごみ量：66.1 g×2.1 世帯×14 日（隔週）=1,943.3 g

可燃ごみ、不燃ごみとも排出に中袋（20ℓ：3 kg）を使用することとして、1 年当たりの中袋の使用枚数を求める。

可燃ごみ：年 52 週×週 2 回=104 枚、不燃ごみ：年 52 週÷2（隔週）=26 枚 計 130 枚
月額 500 円×12 箇月÷130 枚=46 円≒40 円（端数切捨て）

よって、中袋（20ℓ）を 40 円とすると 1ℓ当たりの単価は 2 円となり、5ℓ袋は 10 円、10ℓ袋は 20 円、40ℓ袋は 80 円となる。

なお、1 年当たりの家計負担を試算すると 130 枚×40 円 =5,200 円（1 月当たり 433 円）

(2) 周辺市における手数料の料金水準の考慮

中間処理として加入している多摩川衛生組合の構成市及び隣接市の 6 市の状況は、そのうちの 5 市において 5ℓ 袋は 10 円、10ℓ 袋は 20 円、20ℓ 袋は 40 円、40ℓ 袋は 80 円を採用している。

(3) 処理経費の 20%から 25%の範囲での手数料の設定条件

2014（平成 25）年度ごみ総量：21,408 t（21,408,000 kg）
2014（平成 25）年度ごみ処理費：1,202,205 千円

1 kg 当たりのごみ処理経費：1,202,205 千円÷21,408,000 kg≒56.2 円

1ℓ 当たりのごみ処理経費：56.2 円×0.15≒8.5 円 ※0.15=3 kg÷20ℓ

よって、処理経費の 20%の額は 1.70 円（8.5 円/ℓ×20%）、処理経費の 25%の額は 2.13 円（8.5 円/ℓ×25%）となり、1ℓ当たりの単価を 2 円とした場合には処理経費の 23.5%程度となる。

容器包装プラスチック（収集回数、手数料は府中市を参考）

年間の使用枚数：年 52 週×収集週 1 回=52 枚、手数料：20 円/20ℓ

1 年当たりの家計負担 20 円×52 枚=1,040 円（87 円/月=1,040 円÷12 ヶ月）

※ ごみ 1 月当たり 433 円

プラ 1 月当たり 87 円
520 円

(5)有料指定ごみ袋等の種類・形状と販売方法について

1)有料指定ごみ袋の種類・形状について

①平袋

ポピュラーな形状。結びにくく運びにくいという意見が寄せられ、形状変更をした市町村も多いと聞いています。

②持ち手付き袋（レジ袋タイプ）

両サイドと真ん中の凸で結べ、持ち運びが容易なため、多くの市町村の指定袋として採用されている。なお、多摩地域で家庭ごみ有料化を実施している 22 市においては、持ち手付き袋（レジ袋タイプ）を採用しています。

③多摩地域有料化導入等自治体の状況

種類、規格	ごみ袋価格	採用市	
4種 5、10、20、40ℓ	可燃、不燃 同価格	18市	八王子、立川、武蔵野、三鷹、府中、昭島、町田、小金井、日野、東村山、福生、狛江、清瀬、多摩、稲城、羽村、西東京、東大和
4種 可燃：5、10、20、40ℓ 不燃：5、10、20、30ℓ		1市	あきる野
4種 5、15、30、45ℓ		1市	調布
5種 可燃：3、5、10、20、40ℓ 不燃：5、10、20、30ℓ		1市	国分寺
4種 5、10、20、40ℓ	可燃、不燃 違価格	1市	青梅

2)有料指定ごみ袋等の種類・形状と販売方法についてのとりまとめ (第9期ごみ問題審議会からの中間答申内容)

①有料指定ごみ袋の種類

有料ごみ袋を指定するに当たっては、各世帯がごみ排出量に適した大きさの袋を選択できるように、複数の容量の指定ごみ袋を作製することが適当です。

容量の小さいごみ袋を利用するほど費用負担が少なくなることから、ごみ減量化に対する動機が働くように小さい袋も作製する必要がある一方で、販売価格が製造等原価を下回らないよう、費用軽減が実感でき、ごみ袋の販売価格が適正に設定できる大きさにすることも必要です。

これらの点から、ごみ減量化の意識付けが図れ、近隣市で多く用いられている、5リットル、10リットル、20リットル、40リットルの4種類を採用することが適当です。

なお、有料指定ごみ袋は、「燃やすごみ」と「不燃ごみ」は、収集日が別であることから、経費面で有利な共通袋として支障はないと考えます。

②有料指定ごみ袋の形状

有料指定ごみ袋の形状については、市民にとって取り扱いやすく運びやすい形状での「持ち手付き袋（レジ袋タイプ）」を採用することが適当です。

③販売方法について

有料指定ごみ袋の販売方法としては、市が直接販売する方法や、市が販売店等を指定する方法があるが、市民にとって購入しやすい販売方法とする必要があります。

現在、粗大ごみ処理券・事業系有料ごみ処理袋の販売は 30 箇所の取扱店があり、これらの取扱店において販売することが適当と考えます。

しかしながら、日常生活において購入しやすい場所の考慮や地域ごとにバランスのとれた取扱店の設置も適当であり、取扱店舗数の拡大のために、国立市ごみ減量協力店や市内のスーパーマーケット、コンビニエンスストア、小売店、隣接市の市境の店舗等のさらなる取扱所の開拓も必要と考えます。

(6)手数料の減免について

1)全国有料化実施市の手数料減免措置実施状況

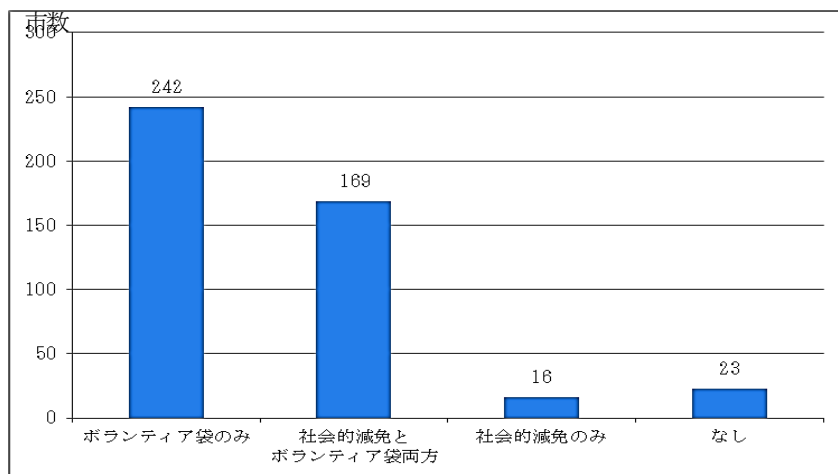
家庭ごみ有料化の実施に当たり、低所得者等の配慮をすべきであるとの指摘があります。このような問題への対応施策として、指定ごみ袋の無料配布や手数料の減免を実施している市町村があります。

環境省の一般廃棄物処理有料化の手引きには、これらの政策は福祉政策で配慮することも考えられ、世帯の転入・転出などによる変動、個々の世帯への対応による手続き費用が多くなるため、他の施策との分担や発生する費用との比較が必要とあります。

2014 年 4 月現在の全国有料化実施市の手数料減免措置実施状況は、ボランティア袋のみが 242 市と最も多く、社会的減免とボランティア袋両方が 169 市、社会的減免のみが 16 市、減免措置なしが 23 市となっています。

ボランティア袋もしくは社会的減免を実施している市は全体の約 95%であり、全国の有料化実施市の殆どが、何らかの手数料減免措置を実施していることが分かります。

全国有料化市の手数料減免措置実施状況 (N=450)



2014 年 4 月現在

第 9 期ごみ問題審議会山谷会長の調査資料 全国市区町村の家庭ごみ有料化実施状況 (2014 年 4 月現在) から引用

2)多摩地域有料化導入等自治体の状況

多摩地域で家庭ごみ有料化を実施している 22 市における手数料の減免等については次のとおりです。

①手数料減免

市名	社会的配慮からの減免措置等														
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ
青梅市	○		○	○				○	1級	○			65歳	○	
日野市	○	○	○												
清瀬市	○		○	○	○		○							○	
昭島市	○		○	○			○	○	1級					○	
福生市	○		○	○		○	○	○	1級	○				○	○
東村山市	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○	○
羽村市	○	○	○	○					1級	○				○	○
調布市	○	○	○	○			○	○	1級	○			○	○	○
あきる野市	○		○	○		○		○	1級	○			65歳		○
八王子市	○		○	○			○	○	1級	○				○	○
武蔵野市	○	○	○	○				○	○	○	○			○	○
稲城市	○		○	○			○	○	○	○				○	○
小金井市	○	○	○	○		○	○	○	1級	○				○	○
町田市	○												70歳	○	
狛江市	○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	○
西東京市	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○	○
多摩市	○		○	○				○	1級	○			○	○	○
三鷹市	○	○	○	○			○	○	○	○			○	○	
府中市	○		○	○			○	○	○	○				○	○
国分寺市	○		○	○		○	○	○	1級	○			○	○	○
立川市	○	○	○	○			○	○	○	○		○			○
東大和市	○	○ ※1	○ ※2	○ ※3			○	○	○	○			○		○

ア：生活保護受給世帯

イ：老齢福祉年金受給世帯 ※1：老齢福祉年金受給世帯で市民税非課税世帯

ウ：児童扶養手当受給世帯 ※2：児童扶養手当受給世帯で市民税非課税世帯

エ：特別児童扶養手当受給世帯（知的又は身体に障がいのある状態の児童を養育している世帯）

※3：特別児童扶養手当受給世帯で市民税非課税世帯

オ：児童育成手当受給世帯

カ：国民年金の遺族基礎年金受給者

キ：中国残留邦人等支給受給世帯

ク：身体障害者手帳交付者（1級または2級）かつ市民税非課税世帯

ケ：精神障害者保健福祉手帳交付者（1級または2級）かつ市民税非課税世帯

コ：東京愛の手帳交付者（1度または2度）かつ市民税非課税世帯

サ：特別障害者手当受給世帯

シ：要介護（4または5）認定者のいる市民税非課税世帯

ス：75歳以上の者のみの世帯（収入が年金のみ、収入のない世帯、市民税非課税世帯等の要件）

セ：天災又は火災等の被害を受けた世帯

ソ：特別の理由により市長が認めたもの

②手数料免除・対象外品目

市名	免除品目	対象外品目				その他
	剪定枝 葉草	ボランティア 清掃袋	おむつ 専用袋	有害物 ・危険物	紙類・衣類・ビン・ 缶・ペットボトル	
青梅市		○	○	○	○	
日野市	○	○	○	○	○	発泡トレイ、小型家電製 品、金属類
清瀬市	○	○			○	
昭島市	○	○	○	○	○	カセットテープ
福生市	○※1	○	○	○	○	
東村山市	○※2	○	○	○	○	
羽村市	○	○	○	○	○	プラスチック製容器包装、 硬質プラスチック、金属、 白色トレイ
調布市		○	○	○	○	プラスチック製容器包装
あきる野市	○※3	○	○		○	
八王子市	○	○	○※7	○	○	プラスチック製容器包装
武蔵野市	○	○	○※10	○	○	
稲城市	○※4	○	○※8	○	○	
小金井市	○	○	○	○	○	
町田市	○※5	○	○	○	○	
狛江市	○※6	○	○※9	○	○	
西東京市	○	○	○	○	○	
多摩市	○	○	○	○	○	
三鷹市	○	○	○※10	○	○	プラスチック
府中市	○	○	○※10	○	○	
国分寺市	○	○	○	○	○	資源プラスチック
立川市	○	○	○※10	○	○	
東大和市	○	○	○	○	○	

※1：草のみ1度に出す場合4袋目から有料

※2：1回3束（袋）まで

※3：枝1回5束まで

※4：1回2束（袋）まで

※5：枝のみ

※6：1回3袋まで

※7：乳幼児、65歳以上、障害者手帳交付者、45～65歳かつ要介護1以上の方

※8：4歳まで、65歳以上、障害者手帳交付者

※9：2歳まで（1000袋年120枚まで）

※10：45ℓまでの透明、半透明ビニール袋外面に「おむつ」明記を条件

3)手数料の減免についてのとりまとめ(第9期ごみ問題審議会からの中間答申内容)

①基本的な考え方

家庭ごみ有料化の実施に当たっては、低所得者や社会的弱者にとって過度の負担とならないよう、経済的負担の軽減を考慮すべきである。また、ごみの品目によっては、政策的に有料化の対象とするのが適切でないものもあります。

手数料の減免措置の検討に当たっては、関係する所管と十分に調整し、市全体の施策との均衡を図る必要があると考えます。

一方で、公平負担の原則を堅持する観点から、該当世帯への指定ごみ袋配布枚数に制限を設ける等の方法を検討することも必要と考えます。

②減免対象者の範囲について

従来の福祉施策との整合性や公平性などを総合的に判断したうえで、慎重に検討することが求められます。福祉政策上の要請がある場合に、関係する所管と十分に調整のうえ検討することが適当です。

③免除対象品目の範囲について

政策的に有料化の対象とすることが適切でない品目は、手数料免除又は対象外品目とするのが望ましいといえます。なお、排出方法は、指定ごみ袋を使用せず、従来どおり中身が確認できる透明又は半透明の袋に入れて排出可能とすることが適切です。

品目	取扱	理由
植木剪定枝 (粗大ごみには該当しないもの)	手数料免除	緑化推進の観点から、有料化品目から除外することが適当と考える。
ボランティア清掃ごみ	手数料対象外	地域の環境美化を目的に道路、公園その他公共の場所を義務なく無償で行うボランティア清掃に対して、手数料徴収はそぐわないと考える。
紙おむつ		紙おむつを常時使用する乳幼児や要介護者がいる世帯にとっておむつごみの減量は困難であることから、子育て支援及び要介護者を在宅で介護している世帯への支援が必要と考える。
有害危険物・処理困難物		分別排出を促進し、適正処理を図るため、有料化品目から除外することが適当と考える。

(7)収集方法について

1)ステーション方式と戸別収集方式の比較

収集方式	ステーション方式	戸別収集方式
収集方式	あらかじめ決められた集積所(ステーション)に各家庭からごみや資源物を持ち出し、それを集める方式	各家庭の道路際の玄関先敷地内に出されたごみや資源物を集める方式
長所	①現在採用している方法であり、仕組みが確立し、市民にとって慣れた方法である。 ②収集費用を低く抑えるため採用されてきた方式で、戸別収集に比べて収集の効率化が図れる。	①排出者が特定されるため、マナー違反等に対して対処しやすくなる。 ②事業系ごみ混入対策の一方策となる。 ③ごみの持ち出し距離がステーション方式に比べ短くなり、ごみ排出が容易となり、市民サービスの向上につながる。 ④玄関先排出のためステーション方式に比べ、まちの美化につながる。 ⑤ステーション設置のトラブルが回避できる。
短所	①排出者が特定できないため、ルール違反、マナー違反が発生しやすく、また、対処しにくい。 ②市民間の繋がりが希薄な地域では、設置場所をめぐるトラブルが発生しやすく、ステーションが設置できなくなるケースがある。(ステーションを確保する必要がある) ③管理の行き届かないステーションは、不法投棄やマナー違反の排出等が発生し易く、それと共に、カラスや野良猫の被害が生じ、美観を損ねる場合が多い。	①ステーション方式に比べ、収集に時間がかかりコスト増につながる。 ②マンション等の集合住宅は、玄関先収集は現実的に困難であり、戸建て住宅との間に、サービスの差を生みやすい。 (市内集合住宅等の割合：約28.7%) ③排出者が特定されるため、人によってはごみが出しにくいなど、ストレスが生じる場合がある。 ④道路の狭いところは、収集に時間がかかる。 (市内未改良道路の割合：約22.1%) ⑤ステーション方式に比べ、低速走行により交通の妨げになり易い。 ⑥収集作業員の負担が増加する。(作業量・歩行距離等)

2)多摩地域有料化導入等自治体の状況

多摩地域で家庭ごみ有料化を実施している 22 市における収集方法については、戸別収集方式が 21 市で、ステーション方式は清瀬市 1 市のみです。

3)収集方法についてのとりまとめ(第9期ごみ問題審議会からの中間答申内容)

ごみの集積所に関しては、利用する周辺市民の方により管理されていますが、設置場所を巡るトラブル、ごみの散乱などによるまちの美観の問題や収集日に関係なく排出されるごみ・不法投棄等により、周辺市民への迷惑が生じる問題が起きています。

さらに、ごみ処理手数料が無料であることなどにより、既に有料化をしている自治体からの越境投棄などが現状で見受けられます。

そこで、収集方式を集積所方式から戸別収集方式に変更し、排出者を明確化することにより、これらの課題が解決できるとともに、排出者各自がごみの発生抑制や減量、リサイクルの推進を意識し、今まで以上に自分で排出するごみに責任を持つこととなります。

収集運搬にかかる費用については、収集方法を戸別収集にすることにより、これまでのステーション方式に比べ収集に回る箇所数が増えることとなり、これまで以上に増えることが想定されます。有料化後の収集運搬費の増加は資源物収集の拡充も反映している要因もあります。

3. 有料化にあたっての留意事項

(1) 市民への周知啓発の徹底

家庭ごみ有料化の導入を円滑に進めるためには、有料化の目的や仕組み等に対する市民の理解、有料化及び廃棄物行政に対する市民の協力が不可欠です。

そのためには、市民説明会の開催、市報や市ホームページ等を活用した情報提供等により、制度導入の背景や目的について十分に説明をして、市民への周知徹底を図るとともに、意見を聴く機会を十分に設定する必要があります。

1) 市民説明会の開催

有料化に対する市民の理解や協力を得るには、きめ細やかな説明会を開催し、有料化の目的や仕組みなどについて、分かりやすく説明を行うことが必要といえます。

①開催日時等の配慮

少しでも多くの人に参加してもらえるような開催曜日、時間を設定し、開催場所及び規模にも留意して設定する。

②有料化の目的・仕組みについての十分な説明

有料化の目的や仕組みを分かりやすく説明するとともに、市民の疑問に対して十分に回答する時間を設け、納得を得ることが必要。

③ごみ発生抑制の具体的方策についての説明

有料化導入の説明に当たっては、家計負担の軽減につながるごみ減量化や分別の徹底、生ごみの水切りによる減量、生ごみ処理容器の利用、簡易包装商品の購入などの具体的方策も盛り込む。

④有料化の導入によって懸念される課題への対応

不法投棄対策や不適正排出対策といった、有料化の導入によって懸念される課題への対応方法について説明する。

2) 各種周知啓発

市民説明会の開催には、開催回数や参加人数に限界があり、説明会のみですべての市民に有料化の導入を周知することは困難です。そのため、広報媒体を積極的に活用し、周知をすることが求められます。

①市報、市ホームページ等による情報提供

②制度内容やごみの出し方等の情報を記載したパンフレットの作成

③公共施設、小売店等へのポスター掲示とチラシの配布

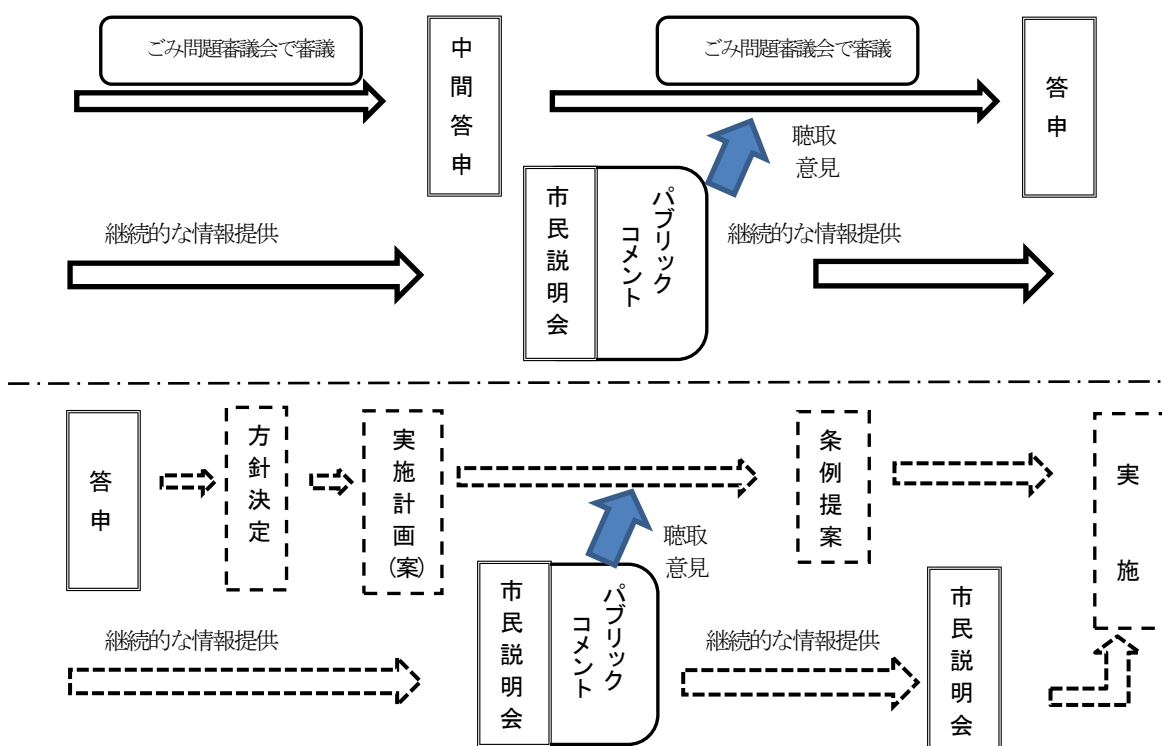
④ごみステーションへの掲示、回覧板の利用

3)市民への周知啓発の徹底についてのとりまとめ (第9期ごみ問題審議会からの中間答申内容)

家庭ごみ有料化の導入は、市民に新たな金銭的負担を求めるものであるため、市民参加と検討プロセスの透明性の確保が重要となります。広報媒体による周知徹底と併せて、有料化の目的や仕組み等について自治会単位の説明会を開催するなど、可能な限りきめ細やかな説明を行い、市民の理解や協力を得るように努める必要があるといえます。同時に、自治会に未加入の市民にも、情報が行き渡るような方法を検討していく必要があります。

情報の内容としては、有料化の目的・制度の内容、分別方法や排出方法、減量化の具体的方策など、市民がどのような対応をする必要があるのかを明確に示すことが、効果的であると考えられます。

また、有料化導入後も、ごみの排出量や再生利用の状況といった、有料化による排出抑制効果を示すとともに、廃棄物行政全般について継続的に情報提供を行うことで、意識啓発を促し、その効果を維持させることが重要と考えます。



市民説明会の開催

- ①開催日時等の配慮：開催曜日、時間、開催場所及び規模にも留意して設定する。
- ②有料化の目的・仕組みについての十分な説明
- ③ごみ発生抑制の具体的方策についての説明
- ④有料化の導入によって懸念される課題への対応

各種周知啓発

- ①市報、市ホームページ等による情報提供
- ②制度内容やごみの出し方等の情報を記載したパンフレットの作成
- ③公共施設、小売店等へのポスター掲示とチラシの配布
- ④ごみステーションへの掲示、回覧板の利用
- ⑤ごみ相談窓口、専用直通電話回線の開設

(2)収入の使途

1)手数料収入の使途について

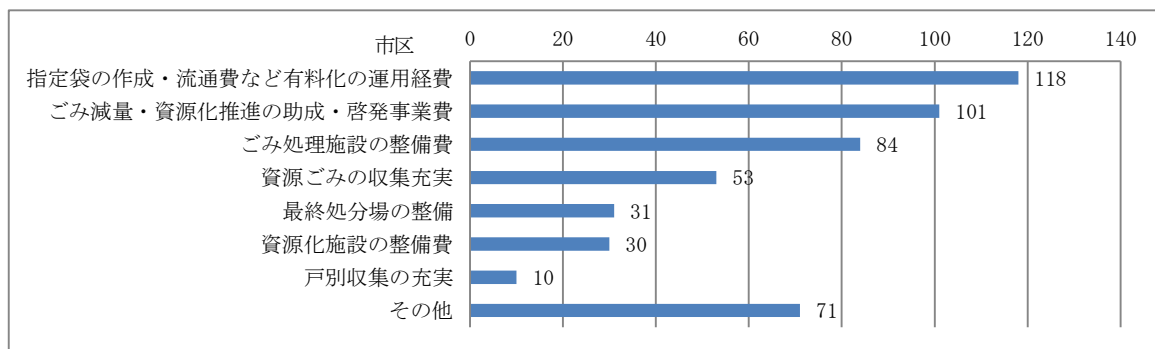
家庭ごみ有料化は、市民に新たな金銭的負担を求める施策であるため、手数料収入の使途については、市民に情報を公開するとともに、十分な説明を行う必要があります。環境省の一般廃棄物処理有料化の手引きには、次のような使途の例が示されています。

手数料収入の使途の例

有料化の運用に必要な経費	戸別収集の導入費 指定ごみ袋やシールの作製費
排出抑制の推進に資するもの	排出抑制の推進の助成・啓発事業費
再生利用の推進に資するもの	資源ごみの回収及び選別に要する費用 リサイクル施設の施設整備に要する費用 資源ごみの集団回収への助成
市民意識の改革に資するもの	エコショップ認定制度に資する事業費 発生抑制及び再使用の推進のための助成や啓発のための事業費
その他	ごみ処理施設の整備費の他、一般廃棄物の処理に要する経費

2005年2月に実施された「第2回全国家庭ごみ有料化に関する調査」によると、手数料収入の使途として、指定袋の作製・流通費など有料化の運用経費に充てる自治体が118市区と最も多く、続いて、ごみ減量・資源化推進の助成・啓発事業費が101市区、ごみ処理施設の整備費が84市区となっています。

手数料収入の使徒（複数回答）



第2回全国都市家庭ごみ有料化アンケート調査（2008年2～3月実施）
 全国735市区（全市及び東京23区）を対象に2005年2月に実施、回収数は607件
 第9期ごみ問題審議会山谷会長著（2007）『ごみ有料化』丸善株式会社から引用

八王子市の例

手数料収入：約8億9千万円（2012年度）

使途金額	使途内容
約1億600万円	ごみ収集委託化の拡充に係る経費（可燃ごみ、不燃ごみの戸別収集）
約4億1200万円	資源物戸別回収に係る経費（古紙、古布、ペットボトル、缶、ダンボールの戸別収集）
約1億8500万円	指定収集袋に係る経費（指定収集袋作成、同販売、同配送経費）
約400万円	不法投棄に係る経費（監視カメラ保守点検、不法投棄防止用物品経費）
約2700万円	ごみ減量・資源化等啓発に係る経費（マイバック活動等啓発、広報作成配布、ごみカレンダー作成配布各経費）
約1億4100万円	プラスチック資源化センター運転経費
約1700万円	その他：各種施策等に係る経費（組成分析、生ごみ等資源化拡充、市民協議会各経費）

第9期ごみ問題審議会山谷会長著『ごみ効率化』丸善株式会社から引用（一部加工）

2)収入の使途についてのとりまとめ(第9期ごみ問題審議会からの中間答申内容)

家庭ごみ有料化は、市民に新たな金銭的負担を求める施策であるため、手数料収入の使途については、適正な使途を定めるとともに情報を公開することが必要です。

手数料収入を充てる事業は、有料化が廃棄物収集、運搬、処理に係る費用の一部について市民に負担を求めるものであることから、清掃関連の費用、ごみの減量化・資源化、リサイクルの推進、周知啓発等を目的とした清掃関連事業に特定して、特定財源として扱うことが適切であると考えます。

また、手数料の運用に係る情報の公開については、ごみ処理経費の現状と併せ、手数料収入の使途について、市民に分かりやすく公開していくことが求められます。使途の妥当性や事業の有意性などを評価することが求められるため、導入後も手数料収入が有効に活用され、市民の理解が得られる使い道を検討する必要があると考えます。

(3)減量化、資源化拡大のための併用施策のさらなる充実

1)一般的な併用施策

家庭ごみ有料化の導入に当たり、ごみの減量化・資源化を促進し、ごみに対する市民意識の向上をより効果的に進めるためには、市民の意識改革や分別行動に結びつく施策を併せて実施することが有効です。

一般的な併用施策としては、分別収集の見直し、資源ごみ集団回収、排出抑制や再生利用に取り組む小売店等の支援、再使用の促進等があり、環境省の一般廃棄物処理有料化の手引きには、次のように示されています。

他施策との併用

①分別収集の見直し	有料化と併せて行うことで、市民の意識改革を図ることができ、分別精度の向上が期待できる。資源ごみの料金水準を他のごみと比べて低く設定することで、市民の分別排出への動機付けを高めることができる。
②資源ごみ集団回収	有料化と併せて行うことで、集団回収の活性化を促すことができ、排出抑制及び再生利用の更なる推進が期待できる。
③排出抑制や再生利用に取り組む小売店等の支援	排出抑制や再生利用等に積極的に取り組む小売店等を支援することで、小売店等から排出される廃棄物の排出抑制や再生利用等の効果が期待できる。小売店等の取り組みが消費者に明確に周知されることにより、小売店等を利用する消費者の排出抑制や再生利用の意識を高める効果が期待できる。
④再使用の促進	バザーやフリーマーケットの開催支援、掲示板等を利用した中古品譲渡の斡旋等により再使用の促進を図る。
⑤その他	収集体制の変更、マイバッグキャンペーンの実施、廃棄物減量等推進員との協力体制の強化、再資源化ルートの開拓、有料化の手数料減免の実施

2)減量化、資源化拡大のための併用施策のさらなる充実についてのとりまとめ (第9期ごみ問題審議会からの中間答申内容)

家庭ごみ有料化の導入に当たり、ごみ減量化、資源化の拡大を図っていくためには、市民のごみ排出抑制を支援する併用施策のさらなる充実が有効です。

全国の有料化実施市において、多くの市が有料化導入と同時またはその前後に、併用施策を実施し、さらなるごみの減量化、資源化の拡大、市民負担の軽減に取り組ん

でいます。したがって、家庭ごみ有料化の導入に併せて、これまで実施している様々な取組を強化拡大するなど、市民のごみの減量化・資源化の取組を支援する施策を実施するとともに、行政サービス向上を図っていく必要があると考えます。

- | | |
|----------------------|----------------|
| ①市民、事業者、行政の協働の強化 | ⑦ごみ減量協力店制度の活性化 |
| ②厨芥類の水切り | ⑧販売店での資源物回収の推進 |
| ③生ごみ処理容器等の購入費助成制度の充実 | ⑨植木剪定枝全量資源化 |
| ④ミニ・キエーロ普及支援、助成予算額増 | ⑩集団回収の促進 |
| ⑤分別の徹底 | ⑪市民活動への支援の充実 |
| ⑥紙類のさらなる資源化 | |

(4)不法投棄と不適正排出対策

家庭ごみの有料化の導入に伴い懸念される課題として、空き地や道路沿いへの不法投棄の増加や指定袋以外の不適正排出ごみの発生が挙げられます。この懸念される課題について必要な対策を行うことが求められます。

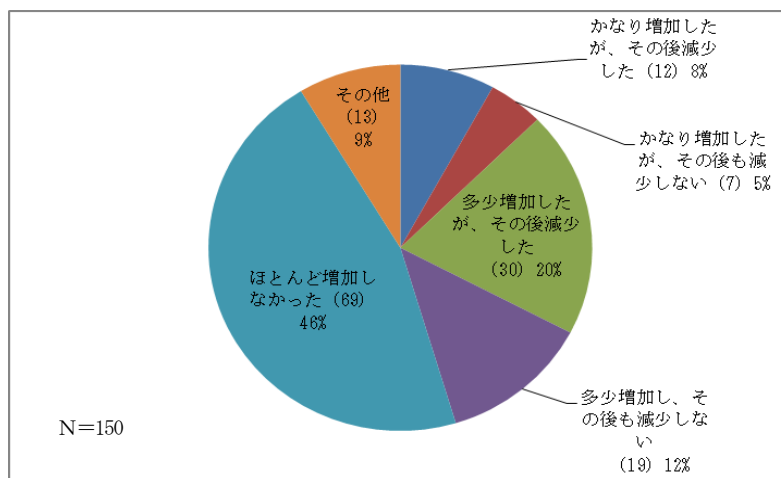
1) 有料化による不法投棄の発生状況

2008年に実施された「第3回全国都市家庭ごみ有料化調査」によると、有料化実施直後は、68市(45.3%)において不法投棄が増加していることが分かります。

一方で、増加しなかった自治体も69市(46.0%)とほぼ同比率ありますが、これらの自治体は、有料化の導入に伴う不法投棄増加への対策を十分に講じた結果、不法投棄が増加しなかったと推測されます。

また、有料化導入直後は不法投棄が増加していた68市のうち42市(61.8%)は、有料化導入からある程度の期間を経た「その後」では減少に転じていることから、自治体における防止対策の取り組み、そして市民の協力により、ある程度の期間をかけて不法投棄が減少する傾向にあることがうかがえます。

有料化実施直後から現在までの不法投棄の状況 (N=150)



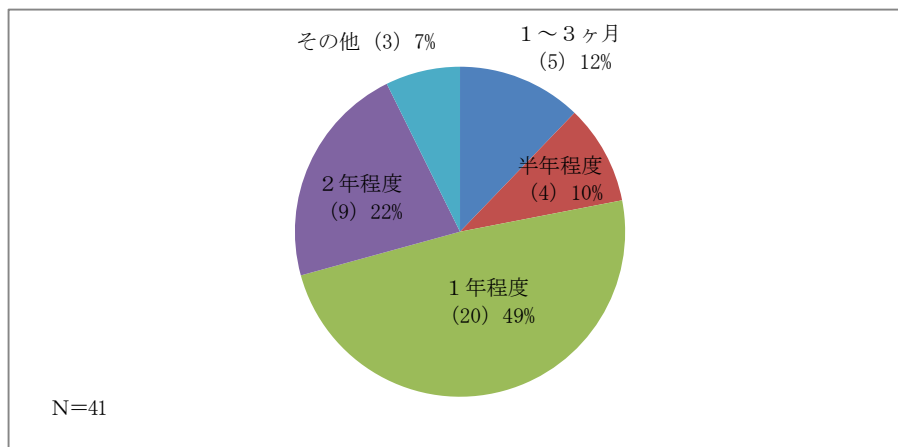
第3回全国都市家庭ごみ有料化調査 (2008年2~3月実施)

第9期ごみ問題審議会山谷会長著 (2010) 『ごみ見える化 有料化で推進するごみ減量』丸善株式会社 から引用

「有料化実施直後に不法投棄が増加したが、その後減少した市」について、有料化実施前の水準に不法投棄が減少するまでどの程度の期間を要したかを見ると、1年程度が49%とほぼ半数、1～3カ月が12%、半年程度が10%と、1年間で減少した市は71%となっています。

このことから有料化導入直後に不法投棄が増加したケースにおいては、防止対策を講じることにより、1年程度で有料化実施前の水準まで減少すると考えられます。

不法投棄が有料化実施前の水準まで減少するまで要した期間（N=41）



第3回全国都市家庭ごみ有料化調査（2008年2～3月実施）

第9期ごみ問題審議会山谷会長著（2010）『ごみ見える化 有料化で推進するごみ減量』丸善株式会社から引用

2)不法投棄と不適正排出対策についてのとりまとめ （第9期ごみ問題審議会からの中間答申内容）

有料化を導入した当初は、不法投棄や不適正排出の増加が懸念されることから、有料化導入に伴う不法投棄等増加への備えとして、まずは十分な予防措置を行い、発生を未然に防ぐことが重要といえます。また、有料化導入後は、対策を講じることによって、不法投棄等の抑制を図ることが必要となります。

啓発の方法としては、市報や市ホームページによる情報提供、チラシやパンフレット等の配布、有料化導入前の説明会の開催など、きめ細やかな対応や十分な情報提供を行うことが考えられます。

不法投棄防止のための対策

- ①警告看板の設置
- ②自治体によるパトロールの強化
- ③外部団体との通報制度
- ④市民による通報制度
- ⑤監視カメラの設置
- ⑥不法投棄をしにくい環境づくりの構築

不適正排出防止のための対策

- ①広報活動
- ②集積所での啓発指導
- ③不適正排出者に対する直接指導や警告書送付など
- ④有料化導入前のきめ細やかな市民説明
- ⑤有料化実施当初の立会指導
- ⑥不適正排出につながりにくい環境づくり

1. 生活排水処理の現状

(1)生活排水処理の概要

生活排水は「し尿」と「生活雑排水」の総称であり、このうち生活雑排水はし尿以外の排水を指し、主に台所排水、洗濯及び風呂排水等日常生活に伴って発生する汚水のことです。

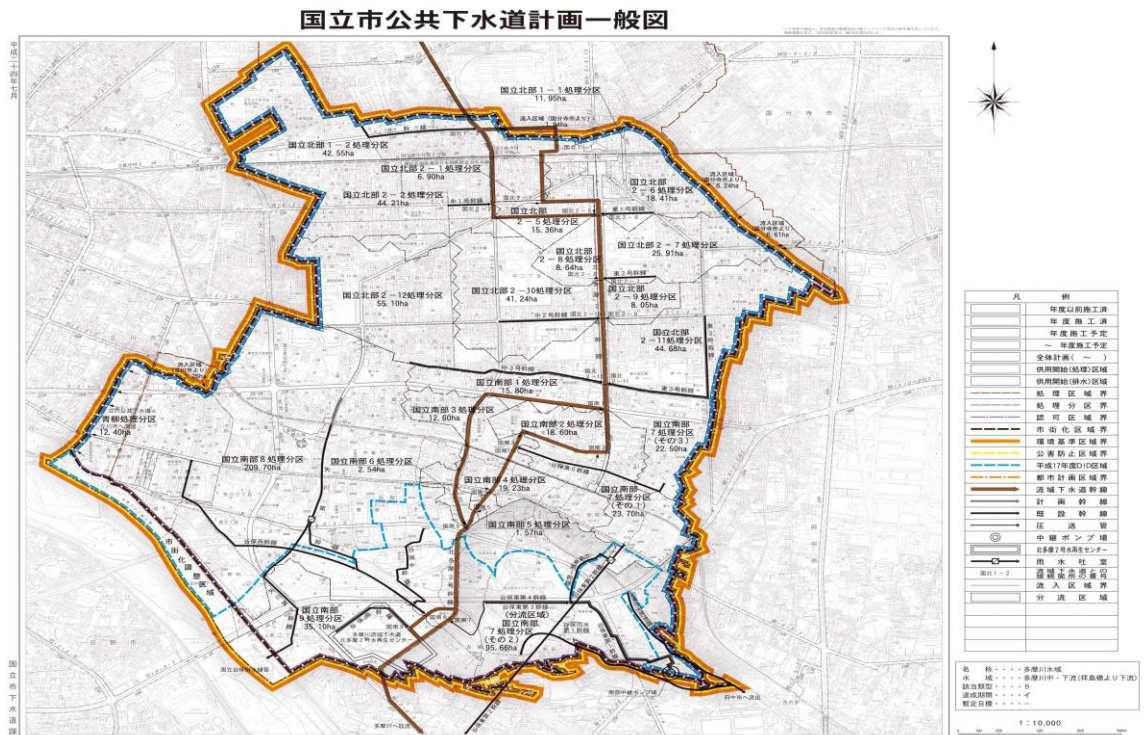
市内では、次の3方式により生活排水が処理されています。

- ①公共下水道
- ②単独処理浄化槽（し尿のみ処理、生活雑排水は未処理で放流）
- ③し尿汲み取り

このうち公共下水道は、1995（平成7）年4月に下水道処理人口普及率100%に達しています。国立市では、大部分の地域は雨水と汚水をまとめて流す合流方式をとっていますが、市の南東部については地理上の理由から雨水と汚水を別の管とする分流方式を採用しています。

合流方式と分流方式による汚水は北多摩二号水再生センターで処理され多摩川に放流され、分流方式の雨水は直接多摩川に放流しています。なお、市の南西部の青柳処理区分は、立川市錦町下水道処理場で処理されています。

単独処理浄化槽及びし尿汲み取りの方式を使用している家庭、事業所から発生する「し尿・浄化槽汚泥」は、環境センターし尿処理施設にて希釈処理し、下水道管に放流しています。処理後の残渣は、クリーンセンター多摩川の焼却施設で焼却処理し、汚泥は産業廃棄物として処分しています。



(2)し尿及び汚泥処理の現状

2006（平成18）年度から2013（平成25）年度までにおける水洗化の進捗状況とし尿汲み取り及び単独浄化槽世帯数の推移を次に示します。

2013（平成25）年度現在の水洗化率は98.09%に達しており、し尿汲み取り及び単独浄化槽世帯の割合は1.91%です。

2013（平成25）年度現在、し尿及び浄化槽汚泥の収集量は227.7k1 となっており、年々収集量は減少しています。

水洗化の進捗状況（道路下水道課資料）

単位：人（各年3月現在）

年度	2006 18年度	19年度	20年度	21年度	2010 22年度	23年度	24年度	2013 25年度
人口	73,563	73,803	74,251	74,329	74,432	74,265	74,381	74,303
水洗化人口	71,682	71,916	72,534	72,664	72,876	72,756	72,890	72,887
未改造人口	1,881	1,887	1,717	1,665	1,556	1,509	1,491	1,416
水洗化率	97.44%	97.44%	97.68%	97.76%	97.91%	97.97%	98.00%	98.09%

※水洗化人口：生放流家屋人口

※未改造人口：生放流未改造家屋人口

※水洗化率＝水洗化人口÷総人口×100

下水道接続率（家屋）の進捗状況（道路下水道課資料）

単位：人（各年3月31日現在）

年度	2006 18年度	19年度	20年度	21年度	2010 22年度	23年度	24年度	2013 25年度
下水道接続率	99.4%	99.5%	99.6%	99.7%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%

単独処理浄化槽及びし尿汲み取り世帯数

単位：世帯（各年4月1日現在）

年度	2006 18年度	19年度	20年度	21年度	2010 22年度	23年度	24年度	2013 25年度
し尿汲み取り世帯	130	113	102	80	60	59	50	45
単独処理浄化槽世帯	749	707	698	666	558	631	687	664
計	879	820	800	746	618	690	737	709

し尿及び浄化槽汚泥の収集量

単位：K0

年度	2006 18年度	19年度	20年度	21年度	2010 22年度	23年度	24年度	2013 25年度
し尿	367.9	337.0	338.8	267.5	222.0	224.0	205.8	187.2
浄化槽汚泥	207.8	105.0	42.9	110.3	35.3	27.5	44.6	40.5
計	575.7	442.0	381.7	377.8	257.3	251.5	250.4	227.7

(3)収集・運搬の現状

し尿汲み取り世帯のし尿は、委託業者により定期又は臨時（申込み）にて収集を行っています。

単独浄化槽の汚泥は、市の許可業者に直接申し込むことにより、収集を行います。

収集・運搬の現状

種類	区分	収集運搬体制	収集頻度
し尿	一般家庭	委託業者	月1回から 随時
	事業所等		
浄化槽汚泥	一般家庭	許可業者	随時
	事業所等		

2. し尿及び汚泥処理量の予測

修正

し尿及び汚泥処理量は、公共下水道の整備に伴いこれまでの経緯からも、いずれも減少傾向で推移していくものと予想することができます。

し尿及び汚泥処理量の予測

	2013（平成25）実績	2020（平成32）年	2025（平成37）年
し尿及び汚泥処理量	227.7Kℓ	163.5Kℓ以下	115.6Kℓ以下

水洗化人口の予測

単位：人

	2013（平成25）実績	2020（平成32）年	2025（平成37）年
人口	74,303	74,800	74,173
水洗化人口	72,887	73,783	73,454
未改造人口	1,416	1,017	719
水洗化率	98.09%	98.64%	99.03%

※水洗化人口：生放流家屋人口

※未改造人口：生放流未改造家屋人口

※水洗化率＝水洗化人口÷総人口×100

3. し尿及び汚泥処理量の目標

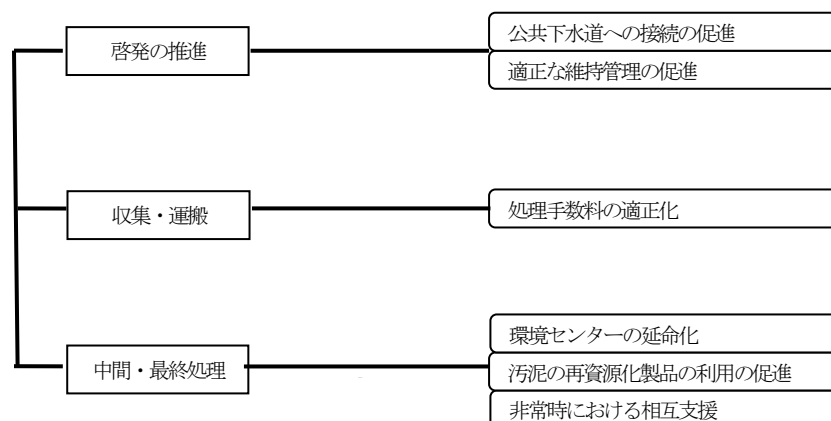
修正

本市では、下水道の面整備が完了しています。したがって、生活排水処理は仮設便所を除き100%の水洗化を目指し、すべて下水道で処理することを目標とします。

4. 施策の体系

目標を具現化していくために施策の体系を設けます。

新規



5. 具体的な施策

(1)啓発の推進

新規

①公共下水道への接続の促進

公共下水道（污水）供用区域内においては、下水道への接続義務が下水道法に規定されています。広報活動を通じて下水道への速やかな接続の協力をお願い、公共下水道への接続の促進に努めます。

②適正な維持管理の促進

天ぷら油、サラダ油などの食用廃油を下水道に流さないなど、下水道を使用の際のマナーや注意点について、浄化槽は浄化槽法により義務付けられている法定点検や年1回以上の清掃などの必要性について、広報活動を通じて、適正な維持管理の促進に努めます。

(2)収集・運搬

新規

①処理手数料の適正化

本市の事業系廃棄物に限るし尿及び雑排水の手数料は多摩地域で一番低い料金設定の状況であるため、これらを参考にして均衡を図るなど適切な見直しを検討します。

多摩地域の事業系し尿等の10当たりの手数料の比較

2014（平成26）年度

市名	手数料（円）	市名	手数料（円）	市名	手数料（円）
小金井市	58	調布市	30.2	多摩市	19.4
府中市	50	八王子市	25.9	町田市	16.7
小平市	45	武蔵村山市	25	稲城市	16.1
西東京市	43	羽村市	24	青梅市	15
武蔵野市	40	清瀬市	22.2	日野市	14
三鷹市		立川市	20	あきる野市	13.9
東村山市		昭島市		狛江市	10
国分寺市		東大和市		国立市	9
福生市	32	東久留米市	19.4		

事業系し尿対象件数

2015（平成26）年3月現在

種別	件数	割合
事業所	9	10%
仮設便所	81	90%
計	90	100%

(3)中間・最終処理

新規

①環境センターの延命化

一般的な施設の耐用年数は20年といわれている中で、稼働開始から25年以上を経過した環境センターの希釈処理施設については、適正な施設更新などの調査を進め、稼働継続を前提に延命化を図ります。

②汚泥の再資源化製品の利用の促進

修正

市の下水道に集められた汚水は、東京都の北多摩二号水再生センターと立川市錦町下水道処理場で処理を行います。

東京都では汚泥を焼却し、汚泥焼却灰はセメントや軽量骨材の原料として活用、焼却灰を粉砕して粒径を均一化した粒度調整灰の製造、石炭の代替燃料となる炭化物の製造などの資源化を促進しています。

粒度調整灰は、ヒューム管、マンホール、ボックスカルバートなどのコンクリート二次製品の原料として活用されているため、東京都と協力してこれら資源化製品の利用を促進します。

③非常時における相互支援

新規

災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書に基づく災害時し尿搬入・受入訓練の継続実施を始め、本市における非常事態時や他市のし尿処理に係る非常事態時、また、災害発生時には、他自治体や関係団体と相互に支援・連携し、円滑なし尿及び汚泥処理事業を維持できるよう努めます。

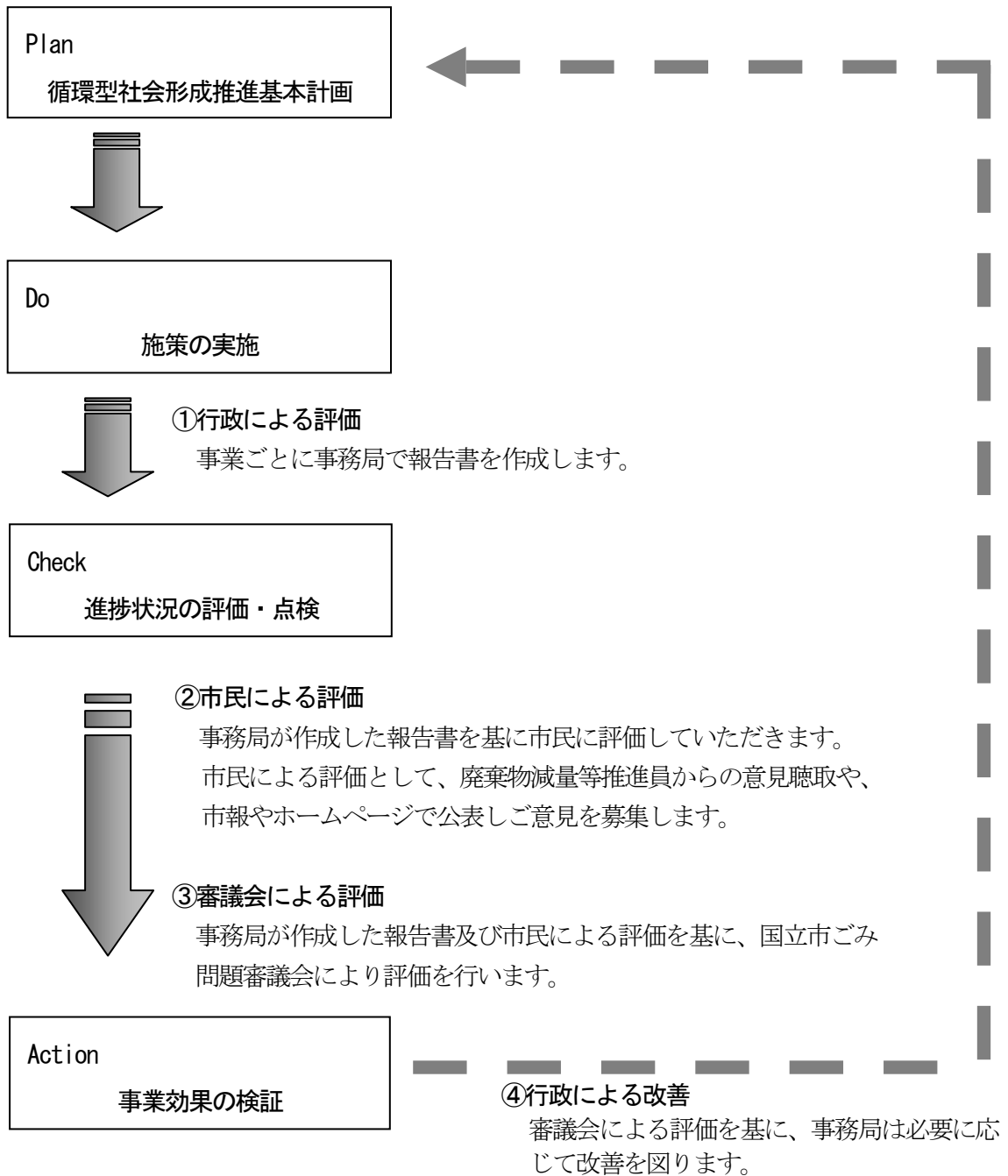
また、国立市総合防災計画に基づく（仮称）災害時ごみ・がれき処理マニュアルについて関係部署と連携を図り作成に向けての検討を進めます。

生活排水処理基本計画に関する活動内容

	施策	活動内容	
啓発の推進	①公共下水道への接続の促進	広報活動の実施	継続実施
	②適正な維持管理の促進	広報活動の実施	継続実施
収集・運搬	①処理手数料の適正化	事業系処理手数料の見直しの検討	検討課題
中間・最終処理	①環境センターの延命化	延命化のための適切な施設更新などの調査	検討課題
	②汚泥の再資源化製品の利用の促進	汚泥の再資源化製品の利用の促進	継続実施
	③非常時における相互支援	支援・連携による円滑なし尿処理事業の維持 (仮称) 災害時ごみ・がれき処理マニュアルの作成検討	継続実施 (重点) 新規実施 (重点)

計画を着実に推進していくために、計画期間の各年度終了後、各種施策についての進捗状況を評価・点検し、必要に応じて改善を図ります。

1. PDCA サイクルによる計画の進行管理



おわりに

第9期ごみ問題審議会では、「家庭ごみの有料化の制度設計について」と「国立市循環型社会形成推進計画の改訂について」の2点の諮問のうち、「家庭ごみの有料化の制度設計について」の検討を第一の責務として審議し、その後に「国立市循環型社会形成推進計画の改訂について」の審議と検討を行ってきました。

国立市は、焼却の中間処理及び最終処分を広域化として稲城市と日の出町に依存している状況にあります。中間処理施設と最終処分場の延命化や周辺住民の負担軽減、また循環型社会の形成に向けてごみ発生・排出抑制、資源化のさらなる推進を図るために、行政が取組み得るすべての手法を市民の協働のもと実施していかなばならない状況といえます。

この答申に基づき、市は基本計画を策定のうえ、市民、事業者及び行政の「協働」により循環型社会の形成に向けた取組を推進していただくよう希望します。